

ISSN 1343-4225

ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

ERINA REPORT 61

■ キーパーソンインタビュー

「中国東北部は豊富な労働力が武器になる」株式会社小島衣料 小島正憲氏に聞く

■ 中国・「東北振興」と日本 辻久子

■ 中朝間の経済交流と協力の現状及びその発展傾向に関する分析 張宝仁

■ 朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(2) 三村光弘

■ The Kyoto Protocol, Russia and Northeast Asia Vladimir I. Ivanov

2005
JANUARY
vol. 61

目 次

■ キーパーソンインタビュー（日） 「中国東北部は豊富な労働力が武器になる」 株式会社小島衣料 小島正憲氏に聞く	1
■ 中国・「東北振興」と日本（日） ERINA調査研究部主任研究員 辻久子	5
◎資料1 旧工業基地振興改革重要プロジェクトおよび関連政策（日） 中国黒龍江省発展和改革委員会副主任 遲秀峰	9
◎資料2 国有企業の所有権制度の改革プログラムおよび関連政策（日） 中国黒龍江省国有資産監督管理委員会副主任 高欣	10
◎資料3 東北旧工業基地国債プロジェクト（第一期）（日）	12
■ 中朝間の経済交流と協力の現状及びその発展傾向に関する分析（日／英抄） An Analysis of the Current Status of Economic Exchange and Cooperation Between China and the DPRK, and Trends in its Development (Summary) 中国吉林大学東北アジア研究センター教授 張宝仁	18
Zhang Baoren, Professor, Northeast Asia Research Center, Jilin University	
■ 朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(2)（日／英抄） Amendments to the DPRK's Laws Concerning the Economy (2) (Summary) ERINA調査研究部研究員 三村光弘	31
Mitsuhiro Mimura, Researcher, Research Division, ERINA	
■ The Kyoto Protocol, Russia and Northeast Asia（英／日抄） 京都議定書とロシア、北東アジア（抄訳） Vladimir I. Ivanov, Director, Research Division, ERINA ERINA調査研究部部長 ウラジーミル・イワノフ	57
■ 会議・視察報告	
◎ 環東海（日本海）国際シンポジウムat 韓国江原道 ERINA調査研究部主任研究員 辻久子	66
◎ シベリア横断鉄道調整評議会第13回年次総会 ERINA調査研究部主任研究員 辻久子	69
◎ 第1回北東アジア観光国際フォーラム ERINA調査研究部研究員 川村和美	71
◎ 北東アジアの地域経済社会協力と発展に関する国際学術討論会 ERINA調査研究部研究員 三村光弘	72
◎ International Forum on Business Awareness & Sustainable Development Enkhbayar Shagdar, Visiting Researcher, Research Division, ERINA	73
◎ Review of the 13 th Northeast Asia Economic Forum Karla Fallon, Seminar Specialist, Northeast Asia Economic Forum, East-West Center	75
■ 北東アジア動向分析	77
■ Research Division: International Activities, Conferences and Workshops: September-October 2004	82
■ Book Review 「北朝鮮は経済危機を脱出できるか—中国の改革・開放政策との比較研究」	83
■ 客員研究員の雑記帖「新潟県中越地震の体験」	84
■ 研究所だより	85

(キーパーソンインタビュー)

「中国東北部は豊富な労働力が武器になる」

株式会社小島衣料 小島正憲氏に聞く

今回は中国進出で成功を取めている小島衣料社長の小島正憲氏の話伺った。小島衣料は“日本一小さな多国籍企業”として日経ベンチャーで紹介された中小企業の巨人で、小島社長は中国のみならずオーストラリア、韓国、ミャンマー、インド、ヨルダンなど多くの国で工場を立ち上げた経験を持つ。ロシア、中国東北部など北東アジアにも関心をお持ちだ。

—北東アジアにもご関心をお持ちのようですが。

(小島) 10年ほど前の図們江地域開発が盛んに叫ばれていた時期に、東京の友人からこれに関する情報が送られてきており、非常に興味を持っていました。いつかはチャンスが来るだろうとは思っていましたが、そのうち情報が入らなくなっていました。

しかし、興味があったということもあって、極東ロシアに工場を作ろうと思い、2001年に図們江の三角地域に調査に行きました。延吉に入り、延辺朝鮮族自治州の経済開発区を訪問し、いろいろな話を聞いて、それから陸路でバスに乗ってロシアのウラジオストクまで行きました。ウラジオストクで縫製工場を見学しようと思ったのですが、なかなかハードルが高く、結局、ウラジオストクより内陸部のウスリースクにある韓国人経営の工場を見学することとなりました。その後、列車に乗って、綏芬河、牡丹江にも行きました。

工場視察を行ったのは、アメリカ向け輸出をやりたいからです。アメリカ向け輸出では、ロシアは基本的に規制がないので、中国から出すよりロシアから出した方が有利です。しかし、ロシア人の勤務態度は中国人と違うので難しいと思いました。一方、中国の延辺朝鮮族自治州の中の経済開発区では、いろいろな便宜を図れるとのことでしたし、保税区内に中国人労働者も入れるということでしたので、保税区内で加工して、陸路でロシアに出し、ロシア製としてアメリカに輸出する計画でした。ウラジオストク、ナホトカからアメリカ向けの船が多く出ているので、不可能ではないからやってみようと思いました。しかし、その後、ヨルダンでの工場を立ち上げなど忙しかったので、この計画は現在は中断しています。



もう一つの計画は、ロシアで繊維のリサイクルの工場を作りたいと考えています。古着を毛布やカーペットにするリサイクル工場です。最初中国でやりたいと思いましたが、中国は中古品、特に古着の輸入が禁止されていますので、ハサミを入れて使えない状況(原材料)としなければなりません。しかし、日本でその作業を行ったのではコストがありません。そこで、ロシアに古着を運び、ハサミで切った状態で延辺に持って行って、その繊維を利用してカーペットを作るのです。恐らく関税もそれほどかからないだろうと思います。問題は作ったものの販路です。今は構想倒れの状況ですが、できないことはないと思います。この二つの目的があって、いろいろと動いていました。

また、北朝鮮という問題が出てきたときには、北朝鮮へは中国から入った方がいいか、それとも韓国から入った方がいいか検討する必要があります。韓国人の友人とは、北朝鮮がもう少し開放されたら一緒にやりましょうと言っています。韓国人の友人は韓国経由で、北朝鮮で生産している人もいます。今のところは、北朝鮮製の物は日本ではまったく売れませんので、苦勞しています。そのうちに大きな状況変化があれば北朝鮮への進出も考えています。

ーロシアで韓国人が製造業をやっているのはうまく行っていますか？

(小島) 私の知っているところでは、うまく行っています。トップが韓国系ロシア人で、資金提供者と技術指導者は韓国人で、現場で働くのはロシア人でした。韓国人は商売上手だと思います。私はミャンマーで工場を作りましたが、韓国人にはかないません。韓国人は外国へ進出することに抵抗感がなく、非常にうまく商売をやっています。私にとって、ロシアは難しいことは難しいのですが、ぜひやりたい地域です。対岸地域は日本に一番近いですし、北朝鮮問題も近い将来解決すると思います。

北朝鮮に工場進出する場合、北朝鮮人は勤勉で、技術者だけ持っていけばいいと思います。しかし、ロシアの場合は中国人の技術者を連れて行ってやった方が賢明だと思います。ロシアにある韓国工場に聞きましたら、中国人の出稼ぎ労働者を入れることは法律上問題がないとのことでした。

ー小島さんは中国で成功されているわけですが、日本の繊維業界が中国に進出したのはいつ頃ですか？

(小島) 早い人は20年前からです。私の場合は14～15年前からでした。業界全体が怒涛のように進出したのは10年ぐらい前でしょう。

今は日本では手間をかけられませんので、中国で作った方がいいですね。現在、中国自体も労働力不足ですので、この点においては東北へ工場進出しやすいかもしれません。今、広東省深圳で一般労働者は200万人が不足していると言われていますが、幹部層が最も不足しているのです。今年に入ってから深圳の工場は人手不足で作業が止まったところが出てきました。中国中央テレビでも人手が足りないことをはっきりと言っていましたし、中国政府機関からも今年の9月に労働者が不足しているとの見解が出されました。

ーよく中国の農村に余剰労働力があると聞きますが、既に労働力不足の事態に陥っているのですか？

(小島) 10月18日、東京で「中国の労働者不足は本当か」というテーマの講演会があり、共同通信の前上海支局長、某大学の先生と3人でパネルディスカッションを行いました。共同通信の前支局長は現状で不足が生じているとの認識でした。地方によって、産業によって、職種によって、労働者不足の現象が起きており、これが今後永久に続くのか、それとも一時的な現象なのかについては現在情報収集し研究中とのことでした。いずれにしても、広東省でも、

上海でも、浙江省でも労働者が不足していることは事実です。労働集約型産業において特に不足しています。さらに、ホワイトカラーはたくさんお金を出しても来ないし、全然スキルの要らない人の場合はいるかもしれませんが、ちょっとスキルの持っている人はすぐ転職してしまうというように、職種によって不足の状況が生じています。この現象に性別の差は見られません。

同じパネリストの某大学の先生は、当初は中国で人手不足は有り得ないだろうとの見解でしたが、その後の調査で、これを継続的に研究することになりました。その先生のゼミには30人が所属し、うち15人ぐらいいは留学生、その他の15人の大半は親が中国で事業をやっているとかで、何らかの形で中国と関係していたのです。そうした学生が一度現地に問い合わせてみようということで、それぞれ問い合わせた結果、人手が足りないことが判明したのです。しかも短期間でこのような状況になっています。私のところもこの1～2年の間でした。

ーどうしてこのようなことが起きたのですか？

(小島) 理由はわかりません。先日のパネルディスカッションで言ったのは、中国には13億人がいますが、実際に働く人口はかなり少ないのではないかと、例えば今日本にある工場で働く人は中学・高校を卒業したばかりの人から60歳ぐらいの幅広い年齢層が働いています。ところが、中国の労働集約型の工場現場では、40歳以上の人は働いていないのです。国有企業は40歳代の人に退職をしてもらっています。だから、基本的に40歳ぐらいまでしか働かないのではないかと思います。40歳以上の人が働き出すためには意識改革が必要で、この人たちが労働市場に大量に出てくるのはもうしばらく時間がかかるでしょう。また、今の中国は一人っ子政策を実施しており、そうした子供たちは工場ではなかなか働きません。もしかすると、工場で働くのは20～40歳の層しかないかもしれません。

それから、もう一つは農村から働きに出てくると言いますが、本当に出てきているのかとか、農村の方がいいと思っただけで、そこで腰据えている人がかなりいるのではないかと思います。そうすると、13億人のうちにどれぐらいの労働人口がいるだろうかと疑問が生まれます。こうした労働人口に対して、工場がたくさん進出しているのが現状です。

最近困っているのは、民営の正体不明の正式の登録もしていない、増値税などの税金も払わない工場が多く出てきていることです。労働力がこのようなところに吸収されていきます。この現象によって、給料を倍増しなければ人手が集まらなくなりました。そうすると、安い単価でものが売れ

なくなります。中国のある意味で一人勝ちの時代は、意外にこのようなところから崩れていくのではないかと思います。むしろ平等な競争は日本でもできるような気がしますし、そうなると、逆に面白いかなとも思います。

このような意味で、今度は中国東北部の方に人手が多く存在するのであれば、これを売り物にすれば、日本の企業にとって魅力的な地域と感じられると思います。繊維業界に関して言えば、生地を作る産業は華東華南に集中していますので、その素材を使って、日本やアメリカ向けに製品を輸出するとすると、東北地方は不利です。素材は東北地方ではなかなか少ないので、わざわざ運ばなければならなくなり、コストが合いません。逆に韓国の人が安価で生地を中国に持ち込んでいけば、繊維関連の工場の進出も可能となるでしょう。

―東北といいますが自動車、航空、機械産業など重工業というイメージがありますが、軽工業の進出についてどのようにお考えですか？

(小島) 労働集約型産業の点では、軽工業を発展させた方がはるかに面白いと思います。設備投資は物凄く少ないです。先ほどお話をしたロシア視察の帰りに牡丹江などで倒産した工場をたくさん見てきました。そこへ設備さえ持っていけば、一週間で稼働できます。技術者は湖北省や上海にある私の工場から連れていけばいいと思います。

このような人手不足の状況ですので、豊富な労働力を有することを売り文句に企業を誘致する方法があります。これは絶対的な武器ですね。これを東北地方の行政がやらないといけません。現在、中国から多くの工業開発区の誘致ミッションが日本にきています。私は中国に行く人に、必要な労働力に対してどう責任を取ってくれるのかということをはっきりさせてから行った方がいいとアドバイスしています。東北から来たミッション団が労働者については100%責任を取りますということを出したら、恐らく多くの企業が東北に進出すると思います。来年になると、一般的に中国は人手不足だということが行き渡りますから、その時に東北が優秀かつ豊富な人材を用意しますと打ち出せば、日本企業も行くと思います。

―東北への進出は先ほどのロシアよりは可能性が高そうですね。東北では日本語人材がたくさんいます。

(小島) そうですね。今、中国には、日本での留学や研修などを終えて帰国した人がたくさんいます。この意味では、日本人にとって10数年前と比べると言葉の問題は遥かに少なく、やりやすくなりました。しかも、多くの日本語学校

がIT化されていますので、パソコンも整備されていますし、日本語のWindowsも入っています。インフラ関係も随分整備されて来ていますので、ソフトウェア系のモノは黒龍江省あたりでやった方がいいかもしれません。

―中国の労働紛争は深刻なのですか？

(小島) 私は中国自体が変わったと思います。日本の中国デフレも終わるものかもしれません。労賃アップですし、労働紛争が多く発生しています。東北では政府が労働紛争の問題に関与しますと言えば日本企業にとっては進出したい一つのメリットになります。私は上海で工場をやっていますが、上海の工場は合弁ですから、前の董事長は政府から派遣されていて、榮転して労働局の局長になりました。ストライキが起きた際のことなど、いろいろなことを相談してアドバイスをいただきました。しかし、昨年政府から、内部告発とその他の問題が起きたときには、一切容赦なく行政指導が入り、労働者の側に立つとの知らせがありました。それは外資にしても内資にしても同じ対応です。

私はたくさんの国でいろいろな仕事をしてきました。オーストラリア、タイ、韓国、ミャンマー、中国などの国に工場進出をしました。韓国では1年やりましたが、大変でした。賃金も上がりましたし、ウォン高の状況でしたので、労働者の賃金が日本人の給料の2/3ぐらいとなりました。それが15年ぐらい前です。とても太刀打ちできないので、やめようと思い、相談したら、ストライキが起きて、50～60人の工場でしたが、どうしようもなくなりました。1年1ヶ月ぐらい創業しただけでしたが、法律で決まっているため、1年分の退職金を出さないと行けませんでした。しかも次の職場を全員に用意しなければならぬと大変な状況でした。そんなときに、偶然工場の買手が見つかり、韓国企業でしたが全ての物を無料でお譲りして撤退しました。

ミャンマーでも同様なことがありました。ミャンマー政府は外資側に絶対つかず、労働者も何かあるとすぐ労働局に駆け込むのです。このようなことは進出前には全く聞いていませんでしたから、600人の工場でしたが2年間でやめました。

インドでも大変なことがありました。インドは人口がたくさんいますが、そこはイギリス流の労働組合の意識が物凄く強く、大規模工場を作るとすぐやられることから、インドでは大型工場がないのです。全体に100～200人ぐらいの工場が分散しています。そうしなければストライキが起るとどうしようもないのです。1,000～2,000人を使おうと思ったら5～6個の工場に分けます。それらに仕事を

振り分け、管理していたのですが、あっちに行ったりこっちに行ったりで大変でした。

逆にヨルダンでは政府が管理しているため非常にやりやすいです。この点において、中国は今まで労務紛争を政府が管理してくれましたので、極めてやりやすかったです。中国で工場管理が難しいという人は他のところでやったことのない人だと思います。私に言わせれば中国ほど簡単なところはありません。ところが先ほどお話したように通達が出されており、これから労務紛争が多発してくるのではないかと懸念しています。これに対応できる日本人経営者がいないと思います。日本でも労働紛争をやったことがないですからね。反日の意識があって、尚且つ労務紛争があったら、とても日本人の手に負えません。この点において、東北地方政府がある程度労働者対策を上手にやってくれると外資系企業にとって非常に進出しやすくなります。これも誘致のうたい文句の一つになると思います。

ー工業団地についてご紹介いただけますか？

(小島) 元々は上海の政府が3～4年前に土地が余っていたので、5万㎡位を買わないかと打診されたのがきっかけです。私はあまり土地転がしが好きではなかったので、迷っていましたが、今買っておくと得すると言われて、買いました。場所は虹橋空港から40分ぐらいで、上海の西の外れですね。今はいい高速道路が通っており、便がいいです。その後、そこに「深圳テクノセンター」のようなものを作りたいと思い、深圳テクノセンターに勉強に行って、いろ

いろと考えました。これはやはり香港との絡みの中でできる仕組みであって、上海では難しいと思いました。そこは香港から外注をもらい、全部保税區でやっているから、法律的にもいろいろな問題への対応も中国の内陸地というより香港です。だから非常にやりやすいと思います。上海では同じようなことをやるのは難しいことが分かりましたので、それであれば上海に来て工場を作りたい方に建物を建てて、労働者も確保かつ教育して、私設の工業団地を作り、活用してもらおうことにしました。

ー現地政府は協力していますか？

(小島) 協力はしてくれますが、基本的には法律の面で若干引かかります。要するに買った土地を賃貸しはできないのです。私との合弁会社を作るのであればいいとのこと、今いろいろなところからのお誘いが来ているところです。このプロジェクトで儲けようと考えておりません。買うときに意識していませんでしたが、今になって非常にいい場所になってきたので、もしかして物流拠点になるのではないかと思います。そのような広い、自由に使える土地を持っている日本人がいないから、このような話がくるまでなんとかやっています。

ーありがとうございました。

(2004年10月28日 名古屋にて)

聞き手：ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

プロフィール

生年月日	1947年1月16日生まれ
学歴	1969年 同志社大学経済学部卒業
職歴	1969年 小島衣料入社 1979年 専務取締役就任 1980年 代表取締役就任 2003年 中小企業家同友会上海倶楽部副代表に就任 2003年 現代兵法経営研究会主宰
表彰	1995年 中国湖北省外国人専門家賞「編鐘獎」受賞 1997年 中国政府外国人専門家賞「友誼賞」受賞 2000年 中部ニュービジネス大賞「アントレプレナ賞」受賞
著作	1987年 兵法経営研究 中経新聞に60回連載 1994年 SAPIO大賞受賞 1997年 「アジアで勝つ」出版 1999年 「多国籍中小企業奮戦記」出版 2002年 「10年 中国に挑む」出版

中国・「東北振興」と日本

ERINA調査研究部主任研究員 辻 久子

1. 中国・「東北振興」計画の狙いと課題

中国東北3省の振興策が動き始めた。その発端は2003年1月に温家宝総理が東北3省を訪問し、5～6月には東北振興を通じて中国経済の構造調整を行う決意を表明した。同年10月に開催された党16期大会において、東北地区等旧工業基地の調整・改造を支持する決定がなされ、国務院はこれを西部大開発に並ぶ重大な戦略的プロジェクトと位置づけた。同年12月には国務院東北地区等旧工業基地振興指導小組を設立、温家宝総理が組長に就任した。

東北振興の基本方針である「旧工業基地の調整・改造」とは中国東北部における重工業を復権させることを意味する。1970年代末に改革・開放政策が導入されるまで、東北部は装備製造業の拠点として重工業分野で中国経済を牽引してきた。しかし、重厚長大型国有企業主体の産業構造であったため、改革・開放以降の軽工業・外資を牽引役とした市場経済化の流れに適応できず、東北部の経済は低迷するようになった。“東北現象”とも言われる経済的沈滞である。今回の東北振興策は、経済発展が遅れてきた東北部の発展に挺入れしようというだけでなく、中国の経済成長を牽引する役目を、東北の重工業にも担わせようとの意図があると考えられることができる。

中国政府が推進する東北振興戦略の狙いは何か。第一に、従来東北地域が持っている優れた経済インフラ¹や交通網、優秀な人材や優れた生態環境といった優位性を活用し、“東北現象”といわれる沈滞から脱出することである。具体的には国有企業の再編・改革が鍵となる。第二に、東北地域経済の調和のとれた発展や国民経済全体の持続的成長を推進するというマクロ的狙いがある。第三に、東北地域の対外開放を推進し、北東アジア周辺国と緊密な経済協力を行うことであろう。既に、“アセアン+3”首脳会議で温家

宝総理は、日本と韓国に東北地域を共同で開発することを提案した²。

政策措置としては、2003年10月に東北3省で100件の第1期プロジェクトを批准・公表し、これらのプロジェクトに対し、総額で610億元の資金が用意されることが発表された（資料3参照）。他に、東北振興銀行の設立が計画されている。さらにハイテクによる産業調整と企業技術革新に関係する60プロジェクトを2004年中に公表する予定である。各地方政府も独自の政策を打ち出しているが、ほとんどが現在存在する業種を並べたものである³。なお、中央政府の財政・金融面での具体的優遇措置は2004年11月8日時点で発表されておらず、待たれるところだ。最近、旧工業基地振興の基本政策、国有企業改革の基本政策に関する黒龍江省の方針が発表された（資料1、2参照）。各省における具体的な方針を推し測ることができよう。

東北振興策を推進していく上で課題となる点は何か。第一に保守的と言われる東北地域の人々の思想転換と人材の活用が必要である。特に、国有企業改革には思い切った発想の転換が求められる。第二に、従来バラバラに動いてきた3つの省が協力する必要がある。3省とも自分の利益だけを考え、競争意識を持っているようでは統合的政策が推進されない。例えば、大連港を3省が共有する国際港湾として発展させていくのが望ましい。第三に、外資や政策の支援に過度に依存して自助努力をおろそかにしてはならない。特に国有企業の構造調整は主体的に行わなければならない。外資に国有企業改革を期待するのは間違いである。この点、国債利用事業である第1期プロジェクトの今後の進展が期待される。第四に、北東アジア地域の政治・安全保障状況が安定的でなければならない。

東北振興計画が成功するかどうかは、国有企業改革が進

¹ この地域の経済的優位性は、フルセットの産業基盤を有していることにある。

² 沈海濤「中国東北地域の振興戦略と北東アジア地域の協力」、国際シンポジウム《北東アジア時代における環東海地方政府間新交流・協力》（2004年9月、韓国江原道）における発表原稿

³ 地方政府の方針：

- ・遼寧省：「2つの基地（装備製造業、原材料）と3つの産業（ハイテク、農産品加工、現代的サービス）」
- ・吉林省：「5大産業基地（自動車、石油化学、農産品加工、現代漢方薬とバイオ、ハイテク）」
- ・黒龍江省：「6大産業基地（設備製造、石油化学、エネルギー、自然食品、医療、森林）」
- ・瀋陽市：総額3,008億元、総件数100件（工業73件、サービス業9件、農産品加工業18件）」
- ・大連市：「国際水上運輸と4大産業基地（石油化学、電子情報およびソフトウェア、設備製造、造船）」
- ・長春市：「4大中産業（自動車、農産品加工、光電子、バイオと医薬）」
- ・ハルビン市：「5大重点分野（発電所プラント設備および部品生産、医薬品、乳製品および食料加工業、航空機および自動車製造業、測量機器およびベアリング加工業）」

められるか、そのために必要な資金をどのように調達できるか、各省間がどのように調整・協力できるか、外資導入が得られるかにかかっているといえよう。

2. 日本と中国東北3省の経済交流の実態

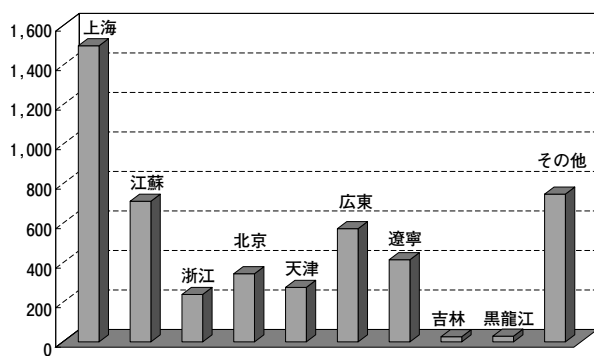
中国の改革開放以来、日本と中国の経済交流は活発に推移してきた。特に1990年以降の伸びが著しく、輸出入合計は90年の166億ドルから95年には575億ドルへ、2000年には832億ドル、さらに2003年には1,336億ドルに達した。2003年の中国の対日輸出は594億ドル（前年比+22.7%）、輸入が742億ドル（前年比+38.7%）と順調に伸びている。日本は、同年の中国の輸出相手国としては、米国、香港に次ぐ第三位、輸入相手国としては、第一位、輸出入合計でも第一位であった。また、日本の対中直接投資（累計）は、香港・マカオ、米国に次いで3位となっている。

日本と中国、日本と東北3省の経済交流の実態を地域別に見ると2つの特徴がある。

第一に、日本と中国の貿易や直接投資は上海と中心とした華東地域や深圳などの華南地区に偏っており、東北3省との経済交流は遅れている。第二に、東北3省間でも違いが大きい。遼寧省との貿易・投資はともに活発であり、特に大連には約2,000社以上の日本企業が進出している。しかし、吉林省・黒龍江省との経済交流は少ない。

最近の中国進出日本企業の地域別分布を見ると、上海・江蘇・浙江の合計が全体の50.4%を占めているのに対して、東北3省合計で9.7%である。東北3省の中では、遼寧省は8.6%を占めているが、吉林省（0.5%）、黒龍江省（0.6%）への直接投資は非常に少ない。（図1）

図1 在中国進出日本企業の地域別分布（件数）



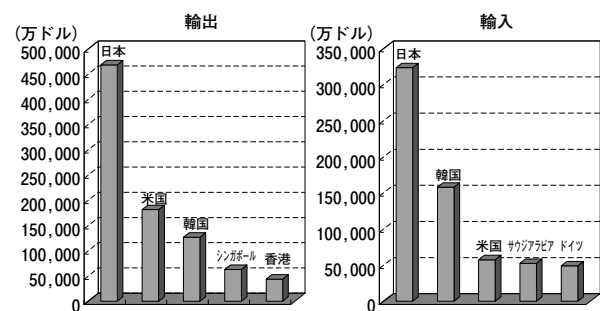
出典：21世紀中国総研編「中国進出企業一覧（2003～2004年版）」

2002年の対外貿易統計によると、東北3省から日本への輸出額は51.19億ドルで、中国全体の対日輸出の10.6%を占める。内訳は遼寧省が46.8億ドル、吉林省が2.64億ドル、黒龍江省が1.75億ドルで、遼寧省が傑出していることがわかる。特に大連の対日輸出は32.72億ドルに上る。東北3省の日本からの輸入は36.04億ドルで、全国の6.7%を占める。内訳は遼寧省が32.34億ドル（うち大連が25.3億ドル）、吉林省が1.72億ドル、黒龍江省が1.98億ドルである。これに対し、上海・江蘇・浙江の華東3省の対日輸出は巨大で、全国の38.4%、日本からの輸入は全国の36.3%を占める。

東北3省の貿易相手国を見てみると、各省の特徴がはっきりする。

遼寧省は日本との関係が非常に強く、輸出の37.85%、輸入の24.5%が対日である。（図2）その背景には大連が工業団地を建設し、日本企業を重点的に誘致してきた経緯がある。大連は日本語を使える人材が多く、中国で唯一のソフトウェア人材育成基地の指定を受けている。また、港湾施設も充実しており、地理的にも日本から近い。大連に約2,150社以上の日系企業が進出している⁴。また、これらの日系企業に優秀な人材を確保する目的で、日本政府が無償援助で「日中友好大連人材養成センター」を建設する予定である。

図2 遼寧省の主要貿易相手国（2002年）



出典：中国対外経済貿易年鑑

表1 遼寧省の主要貿易相手国（2002年）

相手国	輸出		輸入		
	輸出額 (万ドル)	割合 (%)	相手国	輸入額 (万ドル)	割合 (%)
日本	467,957	37.85	日本	323,397	24.50
米国	181,307	14.66	韓国	158,103	16.87
韓国	126,620	10.24	米国	57,624	6.15
シンガポール	62,710	5.07	サウジアラビア	52,721	5.62
香港	43,382	3.51	ドイツ	49,131	2.24
総額	1,236,600	100	総額	2,173,900	100

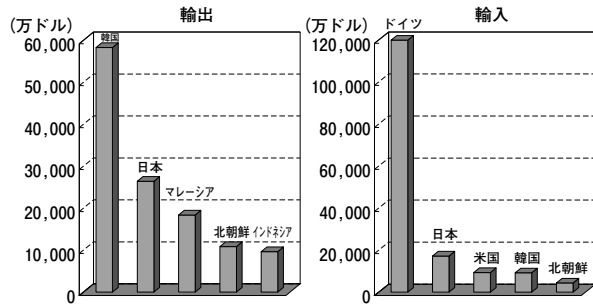
出展：中国対外経済貿易年鑑

吉林省の対外貿易では、韓国への輸出とドイツからの輸入が際立っている。吉林省は主に延辺朝鮮族自治州を中心

⁴ 「国際貿易」2004年9月14日

に朝鮮族の人民が多く居住し、昔から韓国との結びつきが強い。延辺州には韓国企業の工場も多く進出している。一方、長春にはドイツの自動車産業が組立工場を建設しており、大量の部品をドイツから輸入している。日本との貿易・投資は少ないが、日系自動車会社の進出が決まっており、今後は関連部品製造企業を含め、日本からの投資、あるいは部品の輸出が増加すると見られる。(図3)

図3 吉林省の主要貿易相手国(2002年)



出典：中国対外経済貿易年鑑

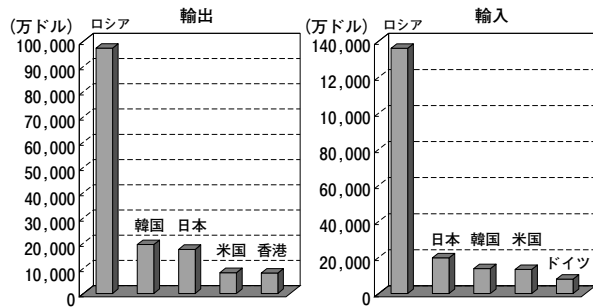
表2 吉林省の主要貿易相手国(2002年)

輸出			輸入		
相手国	輸出額 (万ドル)	割合 (%)	相手国	輸入額 (万ドル)	割合 (%)
韓国	58,253	32.9	ドイツ	119,918	62
日本	26,399	14.9	日本	17,218	8.9
マレーシア	18,356	10.4	米国	9,358	4.8
北朝鮮	10,809	6.1	韓国	9,252	4.8
インドネシア	9,633	5.4	北朝鮮	4,400	2.3
総額	176,854	100	総額	370,291	100

出典：中国対外経済貿易年鑑

黒龍江省の貿易では地理的優位性を発揮し、輸出入ともにロシアが支配的である。日本は輸出相手では3位、輸入相手では2位にとどまっておらず、直接投資も少ない。なお、黒龍江省には改革の対象となる国有企業が多く、東北振興策に対する地元の期待が大きいものと見られる。(図4)

図4 黒龍江省の主要貿易相手国(2002年)



出典：中国対外経済貿易年鑑

表3 黒龍江省の主要貿易相手国(2002年)

輸出			輸入		
相手国	輸出額 (万ドル)	割合 (%)	相手国	輸入額 (万ドル)	割合 (%)
ロシア	97,221	48.91	ロシア	136,047	57.61
韓国	19,372	9.75	日本	19,813	8.39
日本	17,478	8.79	韓国	13,865	5.87
米国	8,243	4.15	米国	13,398	5.67
香港	8,116	4.08	ドイツ	7,929	3.36
総額	198,700	100	総額	434,900	100

出典：中国対外経済貿易年鑑

3. 東北振興に向けての両国の動き

東北地域の日本への期待には非常に大きなものがあるようだ。「日本は来てほしくない時(戦前)に来て、来てほしいと思っている時(特に90年代以降)になぜ来てくれないのか」という声も聞かれる⁵。このような思いを現実のものとする動きが始まったのだ。

東北振興策に向けて、中国政府も積極的に日本の協力を呼びかけている。2003年10月に瀋陽市長が、11月には遼寧省書記が来日した。

2004年3月、日本の仙台において、「2004年日中経済協力会議 - 於仙台」が日中東北開発協会と東北3省1自治区各政府の主催で開催された。これは、日本の東北地方7県と中国東北3省1自治区の官民が一同に会して、経済協力を協議したものである。中国側から参加した東北3省の省長は、東北振興策への意欲、国有企業改革への決意、日本との合作への期待を語った。

そのほか、日本の経済団体と協力して多数の投資ミッションを受け入れている。例えば、2003年10月、伊藤忠商事が社長を団長とする東北経済訪問団をハルビンに派遣した。続いて住友商事ミッションが現地を訪問し、2004年5月、三菱総合研究所のグループが遼寧省を視察している。同年9月、日中経済協会の訪中ミッションが東北3省の企業を視察した。ハルビンの製薬工場、鞍山の製鉄工場などを訪れ、国有企業改革の実態を観察した模様である⁶。同月、東経連(東北経済連合会)の中国東北部経済交流視察団がハルビン、長春、瀋陽を視察し、自動車工場、製薬会社、化学工場、ハイテク技術開発区などの視察を行った。

日本政府もODAで支援を行っている。前述の「日中友好大連人材養成センター」プロジェクトは、実用的な日本語能力とIT、工学、経営学などの専門技術を兼ね備えた人材を養成することを目指すものである。資金協力の上限を9億6,800万円とし、5階建ての建物を2006年春に竣工予定で、年鑑の要請者数は3,900人に上る見込みである。

⁵ 江原規由「指導する中国東北部開発」、ジェトロセンサー、2004年3月

⁶ 朝日新聞、2004年9月15日

4. 日本企業の対応と今後の展望

このように、日本企業は中国・東北3省に期待を示し、現地視察を活発に行っているが、果たしてこれらの商談が日本企業の技術協力や直接投資に結びつくだらうか。長期的にはこれらの努力は実を結ぶことだろう。華東や華南での成功を取めた日本企業は内陸への関心を高めつつある。「中国は東北振興という最後のシグナルを日本に送っている」と考え、積極的に対応する大企業もある。積極的に進出する欧米やアジアの企業に遅れをとることを心配する企業もある。しかし日本企業は慎重で短期間に大きな動きがあるかどうか心配だ、という専門家もいる。日本企業はなぜ東北3省への進出に慎重なのか。

第一に、投資環境に関して不安がある。日本企業は既に進出している華東地域と比べて投資環境が整っているかという点を問題にする。関連部品などが調達できるか、良質な労働力が豊富か、投資受け入れ窓口のサービスは迅速で丁寧か（ワンストップサービスが行われているか）、交通アクセスは便利か、といった項目が重視される。既に大連は信頼を得ているが、大連以北の地域では信頼がまだ無い。

第二に、日本企業は国有企業改革に関与することに消極的である。国有企業は中国側で改革して、福利厚生部門などの企業活動に関係ない部門を切り離し、不採算部門や余剰人員を整理し、スリムになってから日本企業も協力する可能性があると考えている。実際、国有企業の中には福利厚生施設の地方政府への移管、余剰人員の削減、従業員給与に格差を導入するなどの措置を導入して収益力のある企業に変身を遂げているところもある。再編・改革に成功している企業は外国企業との協力を進めることが容易とな

る。

第三に、中央政府の具体的支援策が明確になっていない。第一次プロジェクトのほか、どのような支援措置がなされるのかがいまだ不明瞭である。現状では、外資系企業にとって東北振興がビジネスチャンスであるか否かの経営判断が困難なため、行動を差し控えている外国企業も多いと思われる。

中国政府、東北地方の行政や企業の努力でこれらのマイナスイメージを解消し、魅力的優遇策を用意して誘致策を展開するならば両国にとって実のある経済協力ができるだろう。特に、同じ中国内で外資誘致に成功している華東地区に学ぶべき点は多いと見られる。

また、東北地域に良質な労働力が豊富にあり、外資企業に供給可能であることをアピールするのもよいのではないか。上海などでは、現在すでに良質な労働力が不足しているといわれている。同時に、労働争議を地方政府が責任を持って処理することを約束すれば、日本企業には魅力的にうつるだろう。

既に大連には多くの成功例があり、それ以外の地域でも企業進出は始まっている。東北内陸における成功例としてはトヨタ自動車の長春進出がある。トヨタ自動車は長春第一汽車と提携して、ランドクルーザーなどの乗用車の製造を始めた。自動車製造業は裾野が広く、部品メーカーなどの進出も期待されることから中国側の注目度が高い。さらに標的を重工業に限定せず、軽工業振興の可能性をさぐる必要もあるのではないか。今後も日本の製造業企業と中国国営企業との協力が期待される。

資料 1

旧工業基地振興改革重要プロジェクトおよび関連政策

中国黒龍江省發展和改革委員会副主任 遲秀峰

黒龍江省の旧工業基地振興に対する基本的な考え方

東北地区など旧工業基地振興の戦略は、党中央および国務院が打ち出した東部開放、西部開発に次ぐ重大な戦略的決断であり、わが省の改革と發展に歴史的な機会を提供するものである。全面的な振興を実現するため、わが省は『黒龍江省旧工業基地振興全体計画』を制定した。

その戦略目標は、2段階に分かれる。第1段階は、2005年までに突出した矛盾を解決することを重点に置く。それは主に体制改革、旧体質の変革、職能転換、雇用促進、基礎固めであり、調整と改造が段階的に成果を上げ、国民経済全体の素質を一層向上することにある。第2段階は、第1段階を実現した後の5年に亘り、全面的な振興を実現する。それは主に規模の拡大、レベルアップ、利益の増加、実力の増強、躍進の実現であり、新しい産業基地を建設し、わが国の新しい経済成長地域を形成するものである。この目標に向け、我々は体制の改革・改造、調整・改造、企業誘致・改造を行い、これらを適切に結合させる。体制改革－調整－企業誘致－改造を通じ、最終的に旧工業基地の全面的な振興を実現する。これはわが省の旧工業基地振興の「ガイドライン」となるものである。

戦略的な重点として、我々は「1つの困難」に打ち勝ち、「2つの刷新」を堅持し、「3つの能力」を増強し、「6大基地」を建設し、全面的な振興を実現する。

「1つの困難」に打ち勝つことは即ち、国有企業改革を強力に推進することである。所有権制度の改革を突破口にし、所有権の多元化を実現し、活力に富んだ市場主体を育てる。

「2つの刷新」の堅持とは即ち、体制と機構の刷新のことである。思想を解放し、考え方を新しくして、計画経済による思考慣習と行動様式を徹底的に改め、経済發展を阻害する体制的障害を取り除く。産業構造の調整、生産要素の組み合わせ、企業経営管理などの面で、市場経済の要求に適応し、新しい機構と運営方式を採用する。

「3つの能力」を増強することは即ち、①自力更生によって国家の支持を積極的に獲得し、自らの潜在力を掘り起こし、内在する活力を刺激し、成長方式を変え、自主發展能力を強めること、②既存の工業基盤の優位性を生かしながらハイテクを發展させ、伝統的産業を改造し、産業構造の合理化とレベルアップを促進し、主要分野の競争力を強化

すること、③科学的な發展展望を樹立し、發展と資源・環境・人口との関係を調整し、とりわけ資源型都市経済への転換に力を入れ、後続産業と代替産業の發展を速め、持続可能な發展能力を強めることである。

「6大基地」を建設することは即ち、黒龍江省の比較優位性を發揮し、機械、石油化学、エネルギー、食品、医薬、森林等の新型産業基地の建設に注力し、工業全体の素質を高め優位化させることである。

「全面的な振興を実現する」ことは即ち、①食糧主要産地の建設を強化し、畜産業を大いに發展させ、現代的農業の發展を加速すること、②観光業と現代的サービス業に重点に置き、第三次産業を大いに發展させること、③対外開放を一層拡大し、経済の国際化を推進すること、④インフラ整備を強化し、經濟發展の環境を改善すること、⑤科学技術、教育、文化、衛生などの社会的事業を積極的に發展させ、社会全体の進歩を促進し、都市と農村、經濟と社会の均衡の取れた發展と旧工業基地の全面的な振興を実現することである。

投資機会

良好な合作の機会を提供するため、全省の旧工業基地振興の全体計画における700以上のプロジェクトの中から8分野276点を重点プロジェクトとして選択した。これらは国家産業政策に符合し、これまでに一定の成果があり、製品競争力が高く、經濟利益も高い企業誘致・外資導入プロジェクトである。これらのプロジェクトの多くは批准され、条件も比較的成熟し、中国語、英語、ロシア語、日本語、韓国語の5カ国語によるパンフレットとCDが作成された。投資合作の選択肢として、プロジェクトの概要を紹介する。

①機械工業プロジェクト

機械工業はわが省の優位産業である。わが省は重大プロジェクトに基づき、核心技術を導入し、自主開発と刷新能力を強化し、デジタル技術で機械工業を改造し、機械製品の技術水準と国際競争力を高める。

②石油化学および医薬工業プロジェクト

石油化学工業はわが省の基幹産業である。化学工業体系がすでに整備され、製品は全国に販売されている。調整と改造を通じて、わが省の石油化学工業は規模の經濟化、技術の先進化、加工の精密化、經營の国際化に向け發展する。

医薬工業は哈薬集団（ハルビン医薬グループ）等の基礎的な優位性と医薬資源の優位性を生かし、ハイテクと技術革新に基づき、自主開発能力を強化する。

③生態農業プロジェクト

わが省は農業大省であり、绿色食品の生産を一層拡大し、優良品種の作物栽培を増加し、畜産業を大いに発展させなければならない。

④都市インフラ整備プロジェクト

わが省の都市インフラ整備発展の重点は、汚水処理と関連水系の総合的整備、交通・輸送の発展、暖房集中供給の普及にある。

⑤交通エネルギープロジェクト

わが省は交通輸送業の発展が比較的早く、ハルビンを中心に、鉄道、道路を主幹とする水・陸・空路とパイプラインからなる総合交通輸送ネットワークが形成されている。エネルギープロジェクトで重点的に推薦するのは、石炭直接液化炭鉱の改造、発電・発熱連産等である。

⑥観光業プロジェクト

わが省は観光資源が豊富で、氷雪、森林等の観光資源は国内でも一流であり、ロシア国境ツアーには独特な特徴が

あり、観光業の発展が最も進んだ省の一つである。

⑦先進技術プロジェクト

わが省の科学技術の実力は国内で優位にある。毎年、1,000項目以上の科学技術成果が鑑定基準をクリアし、その内、国際先進レベルに達するものが10%以上を占め、国内先進レベルに達するものが70%以上となっている。

⑧所有権関連企業誘致プロジェクト

国有企業の所有権改革は旧工業基地の調整と改造の突破口である。改造する前に体制改革しなければならない。体制改革の前に企業誘致しなければならない。実力ある戦略的投資者を誘致し、国有企業に対し併合、再編、買収を行い、企業の単一な国有制構造を徹底的に改変しなければならない。

旧工業基地振興戦略の実施に伴い、黒龍江省の経済発展環境は著しく改善され、省を挙げて思想を解放し、精神を奮い起こして、誰もが振興に関心を寄せ、振興に参入する良好な局面にあつて、「重商、親商、護商、富商」（商人を重んじ、親しみ、守り、豊かにすること）の雰囲気醸成されている。黒龍江省の旧工業基地の振興のため、皆様からのご意見、投資、興業を歓迎する。

資料2

国有企業の所有権制度の改革プログラムおよび関連政策

中国黒龍江省国有資産監督管理委員会副主任 高欣

黒龍江省の国有企業改革と所有権関連誘致プロジェクトの状況について簡単に紹介する。

わが省は全国でも国有企業の比重が最も高い省である。2003年の国有工業の増加額は、一定基準以上の工業増加総額の87%を占めた。省共産党委員会および省政府は、国有企業の所有権制度改革と国有経済構造の戦略的調整をもってわが省の旧工業基地振興の突破口とすることを確立した。新たな国有企業改革の流れが全省で興り、それには次のような特徴がある。

1) 改革の重点は、国有大・中型企業。

改革の指導思想は大企業の改造と小企業の開放であり、「優良企業を改造し、劣等企業を退かせる」、「優れた企業を優先する」ことである。年内に、省に属するすべてと地域・市の多数の国有大・中型工業企業は企業誘致、体制改革、再編成の任務を基本的に完成しなければならない。

2) 改革の核心は、所有制構造の調整と現代的な所有権制度の確立。

今後2、3年以内に、わが省の400社余りのすべての国有大・中型工業企業は単一の国有体制を脱却し、明白な帰属、明確な権利と責任、厳格な保護、順調な運営による現代的な所有権制度を確立しなければならない。

3) 改革の根本的な道は、開放的な企業誘致。

我々は、投資実力のない自然人が債務負担の形で国有大・中型企業を買収することを一般的に認めず、主として戦略的な投資者の誘致と選択に力を入れる。これにより、外資と民間資本の国有企業参入に門戸を開くことになる。

4) 改革の鍵は、出資者主導による、国有資産管理体制改革と国有企業改革の同時推進。

各レベルの政府は、出資者職責機構を立ち上げて専門的に推進し、強力な改革推進チームを派遣して出資者の職責を具体的に支援し、戦略的な投資者を選定・決定し、

体制改革に伴う問題を解決するため総合的に調整し、公安・司法機関と連携して企業と社会の安定を維持する。

5) 改革の所有権取引方式は、市場競争による、公開・公平・公正な操作。

国有大・中型企業の所有権譲渡は通常、多くの協力パートナーを求め、多くの提案を比較した後、所有権取引市場に入り、オークション、入札、協議による公示譲渡ができる。

我々の新たな国有企業改革は、全国の多くの省になく、わが省でも数十年来なかったビジネスチャンスをつくり、戦略的投資者に供給するものである。

まず、東北振興戦略を実施する国家の政策支援がある。

1) 人員過剰の負担を軽減する。

今年と来年、わが省の163万人の国有企業職員が雇用関係を解除され、失業保険の適用により合理的な経済補償を得て、企業人から社会人へ変わる。

2) 債務負担を軽減する。

①中央政府は、商業銀行が不良債権を柔軟に処理し、貸付企業のその他利息を自主的に減免することを認められている。わが省と国家工商銀行本社は、360億元の国有企業の不良債権を放棄することに合意した。②これまでの税金滞納を免除する。③破産条件に符合する企業に対して、全国企業併合破産計画に優先的に組み入れる。

3) 企業の社会的機能と副業を分離する。

国有大・中型企業の本業と副業を分離し、副業の体制改革を行って余剰人員を分散配置し、政府は所得税を3年間免除する。

4) 「大集体」（集団所有制）企業の問題を解決する。

5) 中心都市の土地転換を進め、「退二（2次産業）進三（3次産業）」等の政策実施に注力する。

土地利用の転換を通じて土地の商業的な価値を実現し、これをもって改革コストに充て、職員配置や技術改造を進める。

6) 国債やプロジェクト資金を投入し、旧工業基地の調整・改造への支援を強める。

7) 資源型都市経済への転換を支援する。

国家は資源開発補償制度と衰退産業援助制度を確立しつつあり、わが省の炭鉄採掘枯渇区に50億元以上の資金を提供し、安全対策上の技術的措置を講じる。

8) 企業の負担を軽減する。

例えば、機械製造業等8業種に対して、新しい機械設備購入に含まれる増徴税を控除する。固定資産の減価償却率を高め、無形資産の売却期限を短縮する。企業の研究開発費の加算控除優遇策の適用範囲を拡大する。給与

の税金計算における税前提除基準等を高める。

また、黒龍江省政府は各投資者が国有企業改革に参入する試行方法を奨励する条令を制定し、今年を「企業誘致・外資導入」年および「投資環境改善」年に指定し、投資者のためにより良い投資環境を創造している。投資者がわが省の国有企業を買収するには、原則的に国有純資産（無形資産を含む）にのみ出資し、買収する。債務相当額の資産の場合は、債務を継承する方式で買収できる。資産を超過する債務、過剰人員、社会機能等の負担に対しては、一般的に投資者が継承して負担する必要はない。年間納税が一定額を超えた場合は、地方政府は地方交付金の中から一定の奨励を与えることができる。水道、電気、ガス、通信など経営にかかるサービス経費に対しては、地方政府が投資プロジェクトの具体的な状況により投資者に優遇策上の支援や手当てを与えることができる。改造・拡張プロジェクトに対しては、国の法律、行政法規に定められた行政認可以外は、すべて審査承認制から報告登録制に変更する。黒龍江への事業展開、商談の相談には、各レベルの国有資産管理部門、企業誘致部門が一貫した無料ワンストップサービスを提供する。体制改革の過程では、地方政府が改革のためのワーキングチームを派遣し、全面的なサービスを行う。体制改革終了後は政府部門がフォローアップし、投資者の合法的権益が侵された場合、各レベルの政府苦情処理センターがそれを受理し、期限を設けて回答し解決する。

さらに、わが省は豊かな国有資源を有している。今年、わが省は改革・再編を進める地方国有大・中型企業75社を確定した。石炭、機械製造、化学工業、建材、軽工業・紡績、医薬等の業種・分野にわたり、その多くが省内の国有中堅工業企業であり、良好な産業基礎、ブランド、市場と人材・科学技術の優位性を持ち、大きな発展ポテンシャルと高い投資価値を有している。

石炭工業では、黒龍江省に現在、鶏西、鶴崗、双鴨山、七台河の4大国有鉄業グループがあり、2003年末の4大鉄業グループの総資産は約269億元、負債総額は約178億元、登録職員数は31.4万人である。今年末までに、わが省は戦略的投資者を誘致することによって、黒龍江石炭（グループ）株式有限公司を設立すると共に、香港または国内の株式市場で株券を発行して上場し、グループ株式会社を明らかな所有権、科学的な管理、効率的な運営、優良な業績を持つ大型石炭業上場企業に成長させる。

有機化学工業としては、黒龍江龍新化学工業有限公司が中国の有機ガラス業界で最も先進的な技術を持ち、製品の質量ともに優れた国家大型企業であるとともに省レベルのハイテク企業であり、全国有機ガラス業界の最先端を行く

企業である。同会社の敷地面積は24万㎡、2003年の総資産は7.55億元、負債額7.52億元、販売収入2.18億元、利益が301万元となっている。同会社の主要機械設備と工業技術はそれぞれアメリカ、フランス、イタリア等の国から導入したもので、生産技術は世界の先進レベルに達している。主要製品の生産能力は、アクリル酸メチルエステル20,000トン/年、ポリアクリル酸樹脂12,000トン/年、ポリ塩化ビニル加工触媒剤5,000トン/年、有機ガラス casting 装置4,000トン/年。現在、同会社は国内外の戦略的投資者の資本参加、株所有を広く誘致し、迅速な強化・拡大目標を実現しようとしている。

軽工業製紙としては、黒龍江省ス達国際製紙グループ有限公司が総資産16.8億元（内、ロシア・チタ州のパルプ工場建設プロジェクトへの設備投資が4.34億元）、登録資本金4億元、パルプと機械製紙の年間生産能力は16万トンである。国内外の一貫管理、森林・パルプ・製紙の一体化、近・中・遠距離にわたる考慮、グループ化の発展構想に基づき、同会社は現在、ロシアと省内の森林資源を背景として、戦略的投資者の資本参加、株所有を誘致することにより、わが省の製紙業の拡大・強化を図っている。

ホテル施設としては、華僑飯店がハルビン市の最も繁華な中心部に位置しており、黒龍江省博物館、秋林公司、地下国貿商店街に隣接している。同ホテルの敷地面積は

10,948㎡、建築物総面積が24,943㎡。同ホテルの主要業務は客室、レストラン、その他付属サービス業務である。現在、同ホテルの客室営業面積は10,700㎡、299室、レストラン部門の営業面積は2,460㎡。2004年6月現在、華僑飯店の総資産簿価は4,109万元、負債額は4,059万元である。投資者の資本参加、株所有、または全資本買収を歓迎する。要するに、外資と民間資本は、わが省の国有企業を再編することによって、より少ない現金支出でより多い国有財産を獲得することができ、より短期間で大規模な資本拡張を実現し、より少ない費用で多くの優秀な人材、技術労働者、先進設備、老舗ブランドと販売ネットワークを得られ、低コストで迅速な発展を実現できる。

多国籍企業がわが国における戦略的な合作を完成する機会、わが国の新しい経済成長期としての市場機会、東北振興のための政策機会が、ここ2～3年に限られているため、わが省は今年と来年を決戦の年とし、2006年を仕上げの年とし、3年間で国有企業改革の任務を達成しなければならない。商機は限りなく、機会は一瞬である。

(2004年9月20日、東北経済連合会・中国東北部経済交流視察団「黒龍江省ビジネス交流会」における黒龍江省の報告より、東北経済連合会・ERINAにて翻訳)

資料3

東北旧工業基地国債プロジェクト（第一期）

●遼寧省（52プロジェクト）4,420,698万元

単位：万元

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
遼寧省（35プロジェクト）（大連を除く） 自動車・船舶プロジェクト				3,101,337 215,158
1	丹東曙光車橋公司	地方	技術の導入、柔軟性がある加工及び組立生産ラインの建設。大・中型バス車体及び変速機セットケース生産能力の増加。	25,600
2	丹東518内燃機有限責任公司	地方	鑄型加工及び熱処理技術の改善、重要設備の増設、鍛造クランク・シャフト製品生産能力の増加。	13,958
3	營口自動車滑軸受有限責任公司	地方	滑り軸受自動加工ラインと軸受金加工ラインの新設、検査測定設備の増設、生産能力の増加。	12,000
4	渤海船舶重工有限責任公司	中央	500×108×12.7mの大型ドックの新設、600トン門型クレーン2基の配置。395m埠頭の新設。鋼板前処理工場、部門別組立溶接工場等の新設。部分的加工・輸送設備の増設。	130,000
5	瀋陽機関車車両有限責任公司	中央	重要技術加工、検査測定設備の増加、高速貨車総組立生産ラインと重要部品工程の改善。部分的工場の改増築。	14,000
6	瀋陽北恒銅業有限責任公司	地方	銅及び銅合金接触線、銅及び銅合金協力ケーブルと接触網部品生産ラインの増改築。部分的工場の部分的改善。重要設備の増加。	19,600

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
機械設備プロジェクト				83,885
1	瀋陽ポンプ株式有限公司	地方	超臨界ユニット給水ポンプ、1,000MW原子力発電主要ポンプ及び補助ポンプの発展。重要設備の購入、60万KW以上の超臨界試験回路の確立、企業情報化システムの整備。	10,000
2	瀋陽高圧スイッチ有限責任公司	地方	GIS小型化及び750KVスイッチプロジェクト。技術の導入、実験設備の購入。絶縁、鋳造表面処理専門技術生産条件の新設。	16,500
3	撫順華泰電器製造有限公司	地方	超高圧送電設備製造プロジェクト。9m高炉と工場の新設、天然ガス採用燃焼炉の改造と試験設備の増加。	10,875
4	瀋陽送風機集団有限公司	地方	大型タービン圧縮機。30,000KW大型試験台の新設、化学肥料とエチレン装置大型化のため付属大型圧縮機の帯負荷試験運転問題の解決、部分的な重要設備の増加、加工精度問題の解決。	19,500
5	瀋陽気体圧縮機株式有限公司	地方	石炭液化工程付属大型ピストン圧縮機。部分的な重要設備と試験能力の増加、石炭液化とその他大型石化装置に100トンピストン圧縮機の提供併せて産業規模の形成。	12,000
6	鞍山亨通バルブ有限公司	地方	転炉製鋼ガス回収専用バルブ（セット）プロジェクト。三次元設計技術の導入、デジタル化加工設備の増加、バルブセット年間70セット生産ラインの建設。	4,700
7	丹東東方测控技術有限公司	地方	インテリジェント化非接触式オンライン検査測定器。製品研究開発センターの設立、重要設備機器の購入。建設後、各種インテリジェント化非接触式オンライン検査測定器生産能力の形成。	6,810
8	営口冠華オフセット印刷機有限公司	地方	重要加工設備の購入、検査測定及び実験能力の整備、二色多機能（全紙八つ折り、四つ折り）オフセット印刷機の開発・生産。	3,500
軽工業紡績プロジェクト				10,000
1	海城後英バイオテクノロジー有限公司	地方	大豆蛋白生産ラインと大豆活性物質生産ラインの建設、分離蛋白、濃縮蛋白等大豆蛋白系列製品と大豆活性物質系列製品の生産。	10,000
冶金プロジェクト				1,257,000
1	鞍山鋼鐵集团公司	中央	第三冷間圧縮薄板工場プロジェクト、冷間圧延生産ライン一本、亜鉛メッキ生産ライン二本、彩色塗装生産ライン一本。	520,000
2	鞍山鋼鐵集团公司	中央	第2号高炉プロジェクト、3,200立方メートル高炉一基。	131,000
3	本溪鋼鐵（集団）公司	地方	第二冷間圧縮薄板プロジェクト、冷間圧延生産ライン一本、亜鉛メッキ生産ライン二本、彩色塗装生産ライン一本。	420,000
4	錦州天元吳先進材料公司	地方	マグネシウム合金車輪ハブプロジェクト、年産車輪ハブ50万個。	18,000
5	撫順アルミニウム工場	地方	撫順アルミニウム工場チタニウムの増築。	20,000
6	撫順アルミニウム工場	地方	撫順アルミニウム工場第二電解アルミニウム工場の改造。	110,000
7	葫蘆島亜鉛工場	地方	葫蘆島亜鉛工場銅製錬の改造、銅製錬システムの改造。	19,000
8	葫蘆島亜鉛工場	地方	葫蘆島亜鉛工場亜鉛合金プロジェクト、亜鉛合金生産ライン。	19,000
希土類建材プロジェクト				12,600
1	遼寧天利金業有限責任公司	中央	バイオ酸化技術利用による難選冶金鉍資源の処理、技術改造を通じたバイオ酸化金精選工場の能力向上。	12,600
医薬プロジェクト				27,040
1	東北製薬集团公司	地方	東北大薬房現代物流センター改造プロジェクト。15,000平方メートルの多機能卸売配送センターの建設、入庫、販売、保管物流情報システムの構築。	6,000
2	瀋陽漢方製薬有限公司	地方	新技術の採用、既存伝統的生産技術の改造、国家第二類新薬「ウヤク（烏薬）多フェノール」と国家第三類新薬「中風康」産業化の実現、併せてGMP改造。	4,800
3	遼寧華源本溪三業有限公司	地方	気滞胃痛顆粒等漢方薬の産業化。	7,540
4	遼寧恒仁業業有限責任公司	地方	漢方薬現代純化技術と設備技術改造。既存抽出技術の実行、有効成分貯蔵量と有効薬物活性の向上。国家第二類漢方薬保護品種乳癖消の規模生産の形成。	5,700
5	瀋陽市興齊製薬有限責任公司	地方	復方電解質眼内洗浄液等新薬の産業化。	3,000

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
石油化学工業プロジェクト				1,378,991
1	遼寧連合石化有限責任公司	地方	エチレン16万トンから40万トンへの拡大、併せて40万トンポリ塩化ビニール能力等の新設。	990,000
2	錦化化工集団	地方	万トン／年TDIプロジェクト第一期工事。	96,454
3	中石油遼寧石化分公司	中央	PTA年産80万トン及び付属原料技術改造プロジェクト。	292,537
化学工業プロジェクト				116,663
1	遼寧華錦化工集団	地方	合成アンモニア尿素装置省エネ増産改造NPK複合肥料プロジェクト。	87,743
2	遼寧天河精細化工株式有限公司	地方	アルキル基ベンゼンスルホン酸年産1万トン工事。	17,085
3	營口市向陽化工総工場	地方	プロピレン重合高効率球型触媒年産100トン。	11,835
大連市（17プロジェクト） 自動車・船舶プロジェクト				1,319,361 126,500
1	大連亜明自動車部品製造有限公司	地方	数値制御圧力鋳造機、加工センター、深傷機等設備機器の増設、増設能力500トン。	6,500
2	大連造船重工有限責任公司	中央	部門別塗装センター、艤装センター、管加工センター等の建設。600トン門型クレーン1基の増設。コンピューターソフト・ハードの購入、企業情報化改造の実施、工場内運動エネルギー要領増加の改造。	75,000
3	大連新船重工有限責任公司	中央	(1)船体部門別製造能力の増築。(2)船装埠頭の増築。(3)情報化建設。(4)全工場運動エネルギー施設容量増加、改造。	45,000
機械設備プロジェクト				90,400
1	大連重工起重集団有限公司	地方	大型門型クレーン、大型鋳鋼部品、大型門型クレーン、大型鋳鋼部品生産能力の増加。	42,000
2	瓦軸集团公司	地方	重大装備精密ベアリングプロジェクト。国内外先進水準の技術及び装備の採用、冶金鉅山ベアリング、旋盤精密ベアリング等品質の向上。	18,800
3	大連旋盤集团公司	地方	高速加工センター。五面体加工センター、数値制御門型フライス盤等設備の新設、面積26,000平方メートル工場の建設。高速加工センター規模生産能力の形成。	19,600
4	大連冰山集団	地方	農産物付加価値加工冷凍プラントの改造。庫板生産ライン、羽状パンチプレスの導入と数値制御パンチプレス、パイプバンダー等設備の購入で改造。	10,000
農副産物付加価値加工プロジェクト				70,374
1	大連盛大集団全盛業トウモロコシ開発有限公司	地方	国内先進技術の採用、海外の先進設備の導入、トウモロコシ加工処理系列付加価値加工製品生産の建設。	30,720
2	大連礎明集団有限公司	地方	先進的な畜加工設備の導入、加工豚肉年産8,000トン、加工肉製品年産1.5万トン、製品は輸出が主。	12,624
3	大連海昇果業有限責任公司	地方	果物・野菜付加価値加工。重要生産設備の購入、年産高濃度天然果汁2,000トン。	8,500
4	大連韓偉企業集団有限公司	地方	海外先進的な技術及び設備の導入を通じた、海外優良品種鶏の導入、液体卵加工生産ラインの改築。卵製品生産ラインと鶏肉粉加工生産ラインの建設、年産エコ生卵12万トン、卵製品3,500トン、鶏肉粉1,000トンの生産。	18,530
希土類建材プロジェクト				50,000
1	遼寧大連セメント有限公司	地方	日産5,000トンセメント。	50,000
石油化学工業プロジェクト				919,134
1	中石油大連分公司	中央	ロシア輸入の含硫黄原油加工技術改造プロジェクト。	919,134
化学工業プロジェクト				62,953
1	大連三科科技發展有限公司	地方	SK系列ナノ微粒子機能塗料生産ラインの形成。	17,240
2	大化集団有限責任公司	地方	クリーン石炭ガス化工事。既存技術を基礎に、新技術及び部分的な重要設備と機器の導入、石炭で残油代替した合成アンモニアの生産。	19,867

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
3	大連振邦弗素塗料株式会社	地方	万トンフッ素塗料産業化工事プロジェクト。国内外先進的な塗料生産ラインの導入、単独工程、樹脂重合工程、塗料製造工程、環境保護工程等付属補助施設の建設。	16,000
4	大連緑源新化学株式会社	地方	NAHP年産300トンとFQA500トン工事。	9,846

●吉林省（11プロジェクト）544,429万元

単位：万元

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
長春市（5プロジェクト）（その他未入手） 自動車・部品プロジェクト				249,412 4,900
1	長春富奥自動車部品有限公司	地方	長春富奥自動車部品有限公司タービン増圧機プロジェクト。年産15万台。	4,900
農副産物付加価値加工プロジェクト				239,712
1	吉林省吉發実業集团有限公司	地方	鶯鳥フォアグラ加工年間1,000トンプロジェクト。鶯鳥フォアグラ年産1,000トン。	19,985
2	長春新希望乳業集団	地方	長春新希望乳業集団年産20万トン乳製品建設プロジェクト。各種果実味生産ラインの建設、海外先進設備の導入、既存を基礎に規模の拡大、新型乳製品年産20万トン生産能力の建設、その内、超高压滅菌乳10万トン、沙棘果汁乳2万トン、脱脂乳2万トン、発酵型ヨーグルト1万トン、ADカルシウム乳1万トン、各種乳飲料4万トン。	19,998
3	長春皓月清真肉業株式会社	地方	中国皓月現代肉牛産業総合加工プロジェクト。肉牛年産50万頭、牛60万頭系列と畜加工バイオ抽出。	199,729
医薬・化学工業プロジェクト				4,800
1	吉林紫鑫薬業株式会社	地方	吉林紫鑫薬業株式会社補賢安神内服液生産ライン改造プロジェクト。補賢安神内服液年産9,000万本。	4,800

●黒龍江省（37プロジェクト）1,074,864万元

単位：万元

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
全プロジェクト				
1	チチハル鉄路車輛集団	中央	車軸鍛造液圧機、操作マシンハンド、加熱装置等の増設。高原鉄路クレーン生産の加工、検査測定設備の増設。コンピューターソフト・ハードの増設、企業情報化ネットワークの整備。鉄道貨車試験線の建設、付属試験設備の購入。	27,000
2	ハルビン航天鳳華科技株式会社	中央	生産条件の補充・整備、品質の向上、電動方向転換助力器年産25万セット。	1,200
3	ハルビン動力設備株式会社	中央	出海口基地建設。組立作業台、塗装室等の増加、大型燃焼機試車工場及び付属施設の建設。	22,886
4	ハルビン動力設備株式会社	中央	ガスタービンの加工。技術の導入加工設備の増設、回転子、シリンダー、タービン軸等加工条件の解決、検査測定能力の整備。	19,800
5	ハルビン動力設備株式会社	中央	強制循環と自然循環余熱ボイラー。技術の導入、高周波自動溶接生産ライン等設備の増設。ガス蒸気連合循環余熱ボイラー（HRSC）の提供。	3,500
6	阿城継電器株式会社	中央	炭鉱安全省エネ工業自動化分布式制御システム。炭鉱安全監視制御システム年間増設26セット、S-2000集散制御システム年産24セット。	15,320
7	阿城継電器株式会社	中央	電化鉄道牽引変電所、給電線安全保護と総合自動化システム。マイクロ機会牽引変電・監視・制御・保護と総合自動化システム（設備群）年産10セット。	6,500
8	チャムス電機株式会社	中央	プロジェクト単位は国内防爆電機の主導工場、国家防爆電機検査測定中心、技術力は十分、強力な製品開発能力を持つ。建設規模、各類隔爆型希土磁石同期電機18.5万KW、30,000台。主要建設内容：現有生産能力を十分に利用、磁石電機工場の重点建設、加工センター、数値制御設備と電機生産専用設備の増設、その他補助設備の改造、充実。	6,896

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
9	中国第一重型機械集団公司	中央	工場全体改造建設。直接液化加水素反応器産業化及び大連綿花島拡張建設、重型技術装備国家工程研究センター、5,000KN万吨水圧機鍛造操作機の新設、公用インフラ更新改造。	82,741
10	東北軽合金有限責任公司	中央		
11	中石油株式有限公司大慶石化公司	中央	エチレン60万トンから80万トンへの拡大、25万トン/年HDPE装置の新設。	242,788
12	中石油株式有限公司大慶石化公司	中央	化学肥料改造拡張建設。合成アンモニア30万トンから50万トンへの拡張建設、尿素48万トンから56万トンへの改造拡張建設、大類粒尿素19.8の建設。	38,634
13	中石油株式有限公司大慶煉化公司	中央	30万トン/年ポリプロピレン装置の建設。	150,000
14	中石油集団公司大慶油田	中央	酢酸年産30万トン。	111,133
15	中石油集団公司大慶石化総工場	中央	高濃度複合肥料30万トン/年。	14,056
16	牡丹江富通自動車空調機有限公司	地方	生産ラインの補充整備、重要設備の増加、自動車用空調コンプレッサー年産60万台。	18,000
17	黒龍江同工科技公司	地方	重要設備と検査測定計器の増加、副車体組み立て年産10万個、横構材と縦アーム等小型高圧部品12万個。	15,300
18	ハルビン万宇宙科技株式有限公司	地方	生産条件の補充・整備、品質の向上、コンピューター周波数安定クラクション年産500万個。	25,000
19	ハルビン空調株式有限公司	地方	600MW直接空冷システムの発展、大型原子力発電空調ユニット。重要設備の購入。600MW直冷システム空冷器1セットと原子力発電空調暖通設備2,000トンの生産能力の形成。	11,500
20	チャムス煤鋳機械有限公司	地方	大型坑道掘削機。加工センターの購入、ボーリングマシン等重要設備と計量検査測定設備の設置、コンピューターシステムと企業情報化建設の整備。大型坑道掘削機年産70台。	14,022
21	チチハル一旋盤（集団）公司	地方	WK87-3000数値制御協力スピニングマシン。数値制御正面フライス盤、数値制御ウォーム研削盤、門型フライス盤と高精度数値制御歯車研削機等重要設備の購入、三次元測量器、円柱検査測定器、高精度ギャとダイナミック親ネジ検査器等設備機器の増加、必要なソフト、ハードの購入、コンピューターネットワークシステムの建設。我が国大規格立型スピニングマシンの空白の補填、数値制御スピニング産業化の促進、輸入の代替。	9,600
22	チチハル二旋盤（集団）公司	地方	大重型数値制御フライス盤。重型装備工場の改造、精密数値制御工場の建て直し、門型五面加工センター、数値制御正面フライス盤等重要設備及び計器の購入、併せてCIMS工程の実施。大重型数値制御フライス盤は90年代先進技術に到達、企業生産値数値制御率は69%に到達。	4,600
23	鶏西煤鋳機械有限公司	地方	高生産・高効率・大パワー電気牽引石炭採掘機。重要設備と共同設備の増加。大パワー電気牽引石炭採掘機年産30台セット。	13,000
24	黒龍江北大荒麦芽集団	地方	ドイツ先進の立型麦芽設備の導入、生産規模の拡大、大麦加工年間19.2万トンの実現、大麦芽年産15万トン及び麦根、等外大麦、浮麦等副製品、その内：大麦芽年産50万トン生産ラインの増築、大麦芽年産10万トン生産ラインの建設。	26,213
25	黒龍江北大荒米業集団	地方	先進設備の導入を通じて、生産規模の拡大、玄米年間処理20万トン、精製米年産13.4万トン、米糠栄養素年産1,800トン、米胚芽飲料年産7,200トン、即席鮮度保持ご飯年産1,800万ケースの実現。	19,959
26	黒龍江省豊緑麦業（集団）有限公司	地方	小麦付加価値加工。先進的製粉工程と技術の導入、海外先進設備の導入、小麦付加価値加工専用粉設備	12,000
27	黒龍江省五常葵花業有限公司	地方	固体、液体製剤工場薬品生産管理規範改造。薬品生産管理規範に基づき、国内先進生産設備の購入、隔地の新設固体、液体、総合、前処理抽出工場。改造後、小児肺熱咳内服液年産5,400本、護肝錠年産120億錠、胃康靈カプセル10億錠。	6,894

番号	企業名称	管轄	プロジェクトの内容	総投資
28	黒龍江省完達山製薬工場	地方	注射用刺五加冷凍乾燥粉注射薬品生産管理規範改造。薬品生産管理規範に基づき、二酸化炭素超臨海抽出技術の採用、海外先進冷凍乾燥技術と設備の導入、刺五加粉注射薬工場。改造後、年産4,000万本の生産能力の実現、製品每本シリンジン配糖体 $\geq 3.5\text{mg}$ 、刺五加総配糖体 $\geq 72\text{mg}$ 、イソフラキシディン $\geq 1.0\text{mg}$ 。	10,000
29	黒龍江ウスリー江佳大製薬有限公司	地方	漢方薬水注射薬品生産管理規範改造。米国最新の分子濾過技術、現代漢方薬製剤技術の採用、薬品生産管理規範に基づき、漢方薬現代抽出、充填密閉機、化学検査測定等設備50台セットの購入、現代漢方薬水注射剤生産ライン年産4億本の建設。改造後、国内最大の漢方薬注射剤生産工場の建設、製品品質の国内先端水準の達成。	9,300
30	ハルビン製薬集団製薬六工場	地方	膜技術設備の導入、ペニシリン発酵液濾過収率と品質の向上。抽出分離設備POD機の導入、発酵単位向上、後処理設備能力不足問題の解決。国際的に先進膜濾過技術設備とPOD設備の導入を通じ、ペニシリン発酵液の濾過収率の3～5%へ向上、ペニシリンG工業カリウム塩生産量の500トンへ向上。コスト削減1.5元/10億、環境保護汚水は排出基準達成。	9,600
31	ハルビン製薬集団製薬総工場	地方	国際90年代先進水準の技術設備の採用、収率が高く、エネルギー消費が低く、GMP基準に符合した漢方薬生産装置1セットの改造、丹王顆粒薬（第三類）、康爾心（第四類）、天然牡蠣カルシウム（第三類）等新品種の増加、その市場占有率を3%から20%に上昇。年産10億粒の生産規模に到達、改造後企業の技術配置、工程技術、設備先進性は国内外の一流水準に到達。	18,000
32	ハルビン製薬集団生産工程公司	地方	生産工程薬品。製品品質の更なる向上、既存生産工場の改造、GMP基準の達成、a-2b妨害素軟膏、遺伝子組み換え人粒細胞巨噬細胞（GM-CFS）、集落刺激因子（G-CFS）、促赤血球生成素（EPO）等品種の増加、まとめた生産能力は3,000万本/年に到達、国内の市場占有率は20%に到達。	11,200
33	黒龍江中盟集団龍新化工有限公司	地方	5万トン/年メチルメタクリレート装置の建設。	67,826
34	黒化集団	地方	1.2万トン/年炭酸ジエチル素内の建設。	7,768
35	黒龍江省綏棱艾斯精細化工有限公司	地方	1,000トン/年テトラヒドロチオフェン（THT）装置の建設。	5,500
36	黒龍江省綏棱化工工場	地方	5,000トン/年TDM装置の建設。	9,000
37	黒化集団	地方	ガス化炉、4万Nm ³ /年ガス。	8,128

(財団法人日中経済協会、日本機械輸出組合提供)

中朝間の経済交流と協力の現状及び その発展傾向に関する分析

中国吉林大学東北アジア研究センター教授 張宝仁

はじめに

21世紀に入り北朝鮮が対内外的に政治・経済政策に変化を見せている。また中国の経済力が増大したことで中国の北朝鮮に対する協力交流戦略も転換期を迎え、両国の経済協力や交流が著しく増加した。1990年代半ば以降、両国の貿易規模は数年間減少傾向にあったが、現在は好転の兆しを見せている。特に、2001年に行われた中朝首脳会談以来、両国間では貿易額に加えて投資額が大幅増加し、さらに北朝鮮に対する中国の援助額も大きく増加した。統計によると、2003年の中朝間貿易額は1999年の3.7億ドルに比較して2.8倍増加し、10.2億ドルになった上、同期の中国の北朝鮮に対する経済援助は、4,836万ドルから1.6倍増加の1.2億ドルに上った。2003年末までの中国の北朝鮮に対する投資累計額（実質投資額）は1,060万ドルだったのに対し、北朝鮮の中国に対する投資累計額（実質投資額）は8,620万ドル¹で、中国の北朝鮮に対する投資額を大きく上回った。このような変化は、中国が北朝鮮の対外経済貿易協力においてその地位が強化され、役割が高められたことを示している。また、北朝鮮は北東アジア地域の経済交流において大きな発展潜在力を有しており、中国の対外戦略においても北朝鮮が占める地位や重要性は一層高まっている。このため両国の関係は急速に緊密化している。さらに、経済交流や協力が急速に増進していることから、今後の見通しもさらに明るくなっている。

1 特徴と現状

歴史的にも政治的にも密接な関係を維持してきた中朝両国は、これまで相対的に安定的かつ活発な経済・貿易交流を行ってきた。1990年代以前の両国の経済交流は、国レベルの交流や北朝鮮に対する援助が中心に行われた。両国間の貿易規模は拡大傾向にあったが、ソ朝間の貿易には大きく及ばず、中国の北朝鮮に対する援助の規模も旧ソ連を下回った。統計によると、1965年から1989年までの間、ソ朝間の年平均貿易額は北朝鮮の対外貿易額の5割以上を占めていたのに対し、中朝間の年平均貿易額は北朝鮮の対外貿易額の21.1%に過ぎなかった。当時の北朝鮮に対する援助

額においても、中国は旧ソ連を下回った。しかし、1990年代に入り、旧ソ連が崩壊して独立国家連合になってから、ロシアの対朝政策にも変化が見られた。ロシアは北朝鮮との関係を疎かにし始め、北朝鮮との政治的、経済的往来を減少させ、特に北朝鮮援助を大幅に削減した。そのため、両国の関係は急速に冷え込んだ。

このような背景の中で、当時北朝鮮と友好関係を維持していた中国は、この時から北朝鮮の対外貿易相手国としての地位を固めた。中朝間の貿易額は、1970年当時1.7億ドルに過ぎず、北朝鮮の対外貿易総額の14.6%を占めていたが、1975年には4.9億ドルに増え25.8%、1980年には6.9億で19.9%、1985年には5億ドルで16.7%、1990年には4.8億ドルで10.1%、1993年には9億ドルで34.1%を占めた。しかし、北朝鮮の経済難の深刻化と輸出可能商品の減少に加え、外貨準備高も大きく減り、対外貿易規模は縮小の一途をたどった。1993年に26.4億ドルだった北朝鮮の対外貿易総額は、1998年にほぼ半分の14.4億ドルに落ち込んだ。それに伴って、中朝間の貿易額も減少し、1995年には5.5億ドルで北朝鮮の対外貿易額の26.8%を占めた。2000年度から両国の貿易は増加に転じ、同年の両国の貿易総額は4.9億ドルと、前年比32.4%増加した。しかし、北朝鮮の対外貿易が好転して輸出入規模が拡大したため、中朝間の貿易額は増加したにも関わらず、その割合は24.7%であった。2001年には両国間の貿易額が急速に増加して7.4億ドルとなり、北朝鮮の対外貿易総額に占める割合は32.6%にまで拡大した。2003年には10.2億ドルにまで増加（前年比38.7%増）し、北朝鮮の対外貿易額全体に占める割合は44.3%に達した。うち、中国の対北朝鮮輸出額は6.3億ドル（同34.1%増）、

表1 中国と北朝鮮間の貿易の推移

（単位：百万ドル、%）

年度	北朝鮮の 対中輸入	北朝鮮の 対中輸出	両国の 貿易総額	中国の 貿易収支
1992	541.1 (34.8)	155.5 (17.0)	696.6 (28.6)	385.6
1995	486.2 (36.9)	63.6 (8.6)	549.8 (26.8)	422.6
1999	328.7 (34.1)	41.7 (8.0)	370.4 (25.0)	287.0
2000	450.8 (32.0)	37.2 (6.6)	488.0 (24.7)	413.6
2001	573.2 (35.4)	166.7 (25.6)	738.9 (32.6)	406.5
2002	413.3 (28.5)	213.8 (32.6)	627.1 (28.6)	198.2
2003	628.0 (47.6)	395.5 (39.0)	1,023.5 (44.3)	232.4

（注）（ ）の中の数字は、北朝鮮の総貿易額を基準に、左側から輸入額の割合、輸出額の割合、貿易総額の割合である。
（出所）中国『中国海関総署データ資料』2004年2月分、韓国『韓国貿易年鑑』2003年版に基づき作成した。

¹ 北朝鮮の中国に対する投資累計額は8,620万ドルであるが、資金の撤退項目を除いた2003年末までの累計投資額は2,485万ドルである。

輸入額は4.0億ドル（前年比46%増）であった。この時、中朝間の貿易額が1949年の国交樹立以来、初めて10億ドルの舞台に乗り、また1970年代以後、初めて中朝間の貿易額が北朝鮮の貿易総額に占める割合が4割を超えた。

中国と北朝鮮の輸出入商品の構造をみると、初歩的な生産品が大半を占めており、商品の種類も少ない。2003年には中国の北朝鮮向け輸出商品のうち、鉱物性燃料が1.8億ドル（前年比53.2%増）で、中でも、原油が1.2億ドルに増加、精製油（軽油、航空用燃料など）が3,574万ドル（前年比80.1%増）、石炭が1,495万ドル（前年比56.7%増）、電気が79万ドル（前年比39.6%増）となった。さらに、肉類は6,362万ドル（前年比5.1倍増）に、穀類は4,995万ドル（前年比67%増）に上り、電気機器や部品は前年比44%増の3,956万ドルに達した。以上の4品目は中国が北朝鮮に輸出する商品総額の53.2%を占めている。

中国が北朝鮮から輸入する主な商品を見ると、水産物が2.7億ドル（前年比44.7%増）で、北朝鮮からの輸入製品総額の67.5%を占めており、衣類が5,224万ドル（前年比37%増）で、13.2%を占める。また鉄鋼が4,680万ドル（68%増）で11.8%を占めている。以上の3つの商品は、中国の北朝鮮からの輸入総額の92.5%に達する。

中国の対北朝鮮投資は、主に羅先経済貿易地帯や平壤一帯に集中している。2003年末までで、中国の北朝鮮向け投資項目は35項目、投資累計額は1,060万ドル、項目毎の平均投資額は40万ドルを下回っている。主要投資分野は建築、外食産業、旅行、電力、コンピュータ、ボールペン、大理石の採掘、貿易、衣類などである。中国の対北朝鮮投資は2001年までトップを占めていたが、現在は韓国に押され、2位に留まっている（現在、韓国の北朝鮮向け実質投資累計額は1.8億ドル）。

北朝鮮の対中投資は1993年に始まり、レストラン経営の形で中国に進出した後、貿易、旅行業、金融などの分野へ徐々に拡大した。統計によると、2003年末までに北朝鮮が中国に投資した項目は148項目（資金の撤退項目を含まない）、投資額は2,485万ドルに上った。投資地域は、東北3省、北京、上海、広東地域に集中している。

近年、中朝間の経済交流が活性化するのに伴いその規模や分野も急速に拡大し、両国の経済交流において次のようなくつかの新しい特徴が現れている。

(1) 北朝鮮の中国向け輸出商品が急速に増加し、北朝鮮の対中赤字が急減した。

中国と北朝鮮の貿易過程をみると、北朝鮮に輸出した商品の総額が増加し続ける間、中国は巨額の貿易黒字を保つ

ていた。90年代の10年間を振り返ると、中国の対北朝鮮輸出額は7年間増加したのに対し、北朝鮮の対中輸出が増加したのは約4年間に過ぎない。この期間中、北朝鮮の対中貿易は赤字を出し続け、そのうち3年間は2億ドル以上、また3年間は3億ドル以上、4年間は4億ドル以上の赤字となった。

しかし、21世紀に入り、すなわち2000～2003年の間、北朝鮮は2000年に対中輸出でマイナス成長を記録したのを除き、急速な成長ぶりを見せた。統計によると、同期間中、北朝鮮の対中貿易の伸び率は年平均112.7%だったのに対し、中国の対北朝鮮輸出貿易の伸び率は年平均22.2%に留まっており、北朝鮮の輸出成長率が中国を90.5ポイント上回っていることが明らかになった。また、北朝鮮の対中輸出商品が大幅増加したことにより、北朝鮮の対中赤字は急減し、2000年には4.07億ドル、2001年には1.98億ドルとなり、1990年代以来の最低水準となった。その後、2003年には2.32億ドルに留まった。これは北朝鮮の対外輸出能力が多少向上して、対中貿易への依存度が高まり、両国間の貿易や交流に比較的可利な環境が整ったことを意味している。

(2) 両国の国境貿易や加工貿易が徐々に活発化している。

長い間、中国と北朝鮮の貿易取引は、普通貿易（一般貿易ともいう）や保税貿易が比較的大きな割合を占めていた。1995年、普通貿易は両国の貿易総額の68.2%、保税貿易は11.7%を占めていた。このことから、両国の貿易取引の8割が普通貿易や保税貿易の形で行われ、この2つの方式が主流であったことが分かる。しかし、ここに来て低迷していた国境貿易と加工貿易が、活発になり、この2つの貿易方式が急成長している。

2003年の中朝間の国境貿易額は、2000年の1.3億ドルから倍増し2.8億ドルとなり、両国の貿易総額に占める割合は、25.9%から1.3ポイント増の27.2%となった。同期間の両国の加工貿易額は3,485万ドルから約2倍強増加して、1億ドルとなり、その割合は7.1%から3.1ポイント増の10.2%となった。これに対し、2001年に48.2%に達していた一般貿易と14.0%だった保税輸出入貿易の割合は、それぞれ44.3%と5.1%に減った。また、中国の北朝鮮に対する援助も、その増加幅が大きく、2003年の対北朝鮮経済援助は2000年の2,756万ドルから5倍弱増加し1.2億ドルとなり、同期間の経済援助が両国の貿易全体に占める割合は5.6%から12.1%に拡大した。これは、中国が北朝鮮の経済復興を支援することによって、両国の関係を発展させようとしていることを物語っている。

中国の北朝鮮に対する経済援助は、大きく経済援助借款、

表2 中国—北朝鮮間の貿易方式及び取引の現状に関する統計表

(単位: 万ドル、%)

方式	1999		2000		2001		2002		2003	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
一般貿易	16,750	45.2	27,814	57.0	35,676	48.2	29,913	47.7	45,388	44.3
加工貿易	3,387	9.1	3,485	7.1	4,735	6.4	5,581	8.9	10,416	10.2
辺境貿易	10,734	29.0	12,645	25.9	15,671	21.2	15,238	24.3	27,816	27.2
保税貿易	889	2.4	1,298	2.7	10,359	14.0	5,142	8.2	5,119	5.1
経済援助	4,836	13.1	2,756	5.6	6,880	9.3	6,145	9.8	12,384	12.1
その他	444	1.2	806	1.7	591	0.8	690	1.1	716	0.7
合計	37,037	100.0	48,804	100.0	73,986	100.0	62,700	100.0	102,350	100.0

(出所) 中国「大関係の中で朝鮮半島」、韓国「中国北朝鮮の経済交流現状及び展望」の中の数字データにより作成。

商業借款、無償援助の3つに分けられる。この3種類の経済援助は、物資を提供する形で行われ、機械設備や部品、米、豆、トウモロコシ、原油、航空用ガソリン、ディーゼル油、農薬、自転車、豚肉、粉ミルク、紙、コンピュータ、教材や機材、セメント袋、食品包装紙(LDEP)などが含まれている。これらは現在北朝鮮で必要とするものであり、このような援助により、北朝鮮の深刻な物資不足の緩和に一定の役割を果たすことになるであろう。

(3) 関係貿易会社や輸出入商品の種類が増加し、商品の構造に変化が生じ始めた。

長い間、中朝両国の商品の交易構造は、いつも単純かつ固定的な面が強いものであった。1990年代初めから半ばまで、中国が北朝鮮から輸入した商品は、主に原木、鉄鋼、鉱石、海産物などであった。このうち鉄鋼と原木は、常に北朝鮮の対中輸出品目の半分以上を占めていたが、北朝鮮の経済難が深刻化してエネルギーと原材料の供給不足が続き、鉄鋼工場の生産能力も大幅に低下し、加えて北朝鮮の対ロシアシベリア向けの労務輸出方式で得た木材の量も減少したため、鉄鋼や原木の対中輸出が減少した。しかし、北朝鮮にはそれらを補うほかの商品がなかった。そのため、この2つの商品が対中貿易全体に占める割合は依然として高かった。

中国が北朝鮮に輸出した主力商品は、原油や食料、紡績品などであった。21世紀に入り、中朝間の経済協力は一層強化された。特に2001年の中朝首脳会談以後両国間の貿易は活発化し、両国に貿易業務を担当する会社だけでなく輸出入商品の種類もかつてない増加ぶりを示した。統計によると、1999年以前には中国の約580の企業が対北朝鮮貿易に携わっていたが、2003年にはその数が900余に達した。同期間中、北朝鮮では対中貿易に携わる企業や関連部署が160から250余に増えた上、両国の交易商品の種類もかつて60余種類(1995年)であったのが、現在は100余種類に増えたとされている。さらに、両国の輸出入商品構造にも変化が生じ、中国が北朝鮮から輸入する商品は水産物、鉄鋼、衣類などへと変わった。北朝鮮が中国から輸入する大口商

品の中では、原油は依然としてトップを占めているが、石炭、食糧、紡績製品、機械部品が以前の化学繊維、日用品などを代替した。両国の貿易取引において、比較的付加価値の高い商品が増えつつある。

(4) 中国の延辺朝鮮族自治州と丹東地域は北朝鮮との経済貿易交流が最も盛んである。

1990年代半ばまでは、延辺地域と北朝鮮との間で行われた辺境貿易が、最も大きな役割を占めていた。最盛期の1993年には、両国間の辺境貿易額は3.3億ドルで、両国間の貿易総額の36.7%、当時の中朝辺境貿易総額の72.6%を占めていた。その後、北朝鮮の経済難が深刻化して、輸出品に対する規制が厳しくなり、各地方で辺境貿易向け商品が大きく減少した。また、延辺地域で貿易に携わる企業は小規模で相対的に競争力が低い場合が多く、延辺地域と北朝鮮の貿易は減少の一途を辿った。1996年には貿易額が3,163万ドルにまで落ち込んだが、21世紀に入ってからは中朝間の協力関係が発展し、延辺地域と北朝鮮の辺境貿易は再び活発さを取り戻し始めた。統計によると、2003年の延辺朝鮮族自治州の対北朝鮮貿易額は1.12億ドルと初めて韓国との貿易規模(1.03億ドル)を上回り、同地域の対外貿易のうち、北朝鮮は最大の貿易相手国になった。現在、延辺朝鮮族自治州の州都、延吉市の一部の市場では北朝鮮産の商品がよく売れている。延吉市の西市場1階の陳列台で売られる商品の大半が、北朝鮮から輸入されたものである。その中には、北朝鮮の絵、陶磁器、刺繍、切手、台所用品、狐毛皮のマフラー、手袋、滑石、イカと明太の干物、毛蟹、マス、秋刀魚などがあり、これらの商品は現地人にも観光客にも人気がある。

丹東市の対北朝鮮貿易は盛んに行われ続け、いまや中朝間の辺境貿易において、最も規模が大きく、かつ最も発展潜在力を有している地域として注目されている。対北朝鮮貿易に携わる会社が800余にのぼり、2003年の丹東市と北朝鮮との貿易額は3.8億ドルと、中朝間の貿易総額のうち37.1%を占めていると同時に、北朝鮮も既に多くの会社を丹東市に設立して、様々なプロジェクトを推進している。

2002年9月北朝鮮の「光鮮金融会社」は丹東に「金融会社事務所」を設立して、北朝鮮企業に対する金融支援を強化した。これにより、両国の企業の取引代金の決済や送金などの業務が便利になり、両国間の貿易や金融産業の発展が加速化した。この他にも、デソン貿易商社、ミプン貿易商社などの有名会社も丹東に事務室を設けた。さらに、北朝鮮の新義州特別行政区の設立が推進されれば、対北朝鮮経済協力において、丹東の存在感や役割はさらに大きくなるものと思われる。

2 中朝両国の経済協力関係が急速に発展した原因と課題

ここに来て、中朝両国の経済交流と協力が再び活気を帯び始め、両国の関係も急速に発展している。その背景としては、次のようなことが挙げられるであろう。

(1) 中朝両国の政治・経済協力関係が合理的かつ現実的なものになっている。

中国は北朝鮮とこれまで善隣友好関係を維持してきた。しかし、1990年代に入り、国際情勢の流れによって、中朝両国はそれぞれ自国の対外政策の修正を迫られ、いつまでも続くと思われていた両国の協力関係も時代の変化により調整を迫られるようになった。中国の場合、政治・経済の改革が進展して、計画経済から市場経済体制に移行する動きが加速化した。また、対外開放を加速させるため、積極的に西側先進国との関係を改善した。その代表例として、1992年に韓国と正式に国交樹立を果たしたことを挙げられる。当時北朝鮮は中国で起きた変化や一連の行動に大きな不満を抱き、批判的な立場をとった。さらに、中国の北朝鮮に対する援助が相対的に減少し、北朝鮮の中国への不満はますます大きくなった。このため、中国と北朝鮮の溝は深くなり、両国の関係は冷え込み始め、経済貿易交流や協力も減少の一途に辿った。しかし、21世紀に入り、両国はお互いを理解し、お互いの変化に適応し始めるようになり、両国の高官が頻繁に交流を始め、両国間の一部の誤解や対立が徐々に解消された。両国は誤解よりは理解を、対立よりは和合を重視し、新たな協力のページを切り開くことにしたのである。両国は客観性や合理性そして現実性を経済協力関係発展の軸として位置付け、両国の経済交流や協力発展の新たな原動力と見なした。そのため、国家間の経済交流において、合理性や現実性を守ることが順調な発展の土台になる上、大きな問題の発生を防ぎ、長期間にわたって発展的關係を維持できる重要な鍵になるのである。

(2) 北朝鮮の経済に緩やかな回復の兆しが見られ、協力や交流の機会が多くなり、両国がお互いに対してさらなる魅力を感じている。

21世紀に入り、北朝鮮は経済政策の調整に拍車をかけ、経済回復や発展を念頭に置いた一連の政策を積極的に展開している。特に、2002年7月1日、北朝鮮政府は非常に意味のある「経済管理改善措置」を発表した。その主な内容には、賃金の大幅な引き上げ、一部の商品の市場価格の導入、地方経済の「自主権」と企業の経済自主権の拡大、為替レートの調整、輸出商品の生産基地建設の推進、輸出商品の生産量や種類の拡大などである。貿易会社により多くの自主経営権を与え、同企業は国家に利益を還元するとの前提の下で、各会社がそれぞれ年間輸出入計画を自主的に立て、為替レートを調整できるようにし、会社の経営効率の向上を狙った。さらに、同年の9月には、中国の香港とマカオ特別行政区のように、新義州特別行政区を設け、資本主義市場経済管理方式を実施すると発表した。その他にも、金剛山を観光地として開発し、韓国企業を対象に開城工業団地を建設するとの発表も相次いだ。このような経済改革措置は確かに北朝鮮の経済回復と経済発展にプラスになり、海外投資を誘致し対外貿易の機会を拡大する上で役に立つものとなり、さらに国際社会から認められる良い契機になるものと信じている。ある関連資料によると、北朝鮮経済は数年間マイナス成長を記録していたが、1999年からはプラス成長を続けている。2000年から2003年までの間、北朝鮮の経済成長率の年平均は2.4%に達し、対外貿易額は1999年の14.8億ドルから2003年に26.2億ドルまで増加した。5年間で77%成長したのである。このような変化から、北朝鮮経済が既に回復傾向にあり、北朝鮮も門戸開放に対する意識を強化し、国際社会への参加を試みていることが分かる。

中国の隣国であり、長期間交流を維持してきた北朝鮮にこのような変化が見られたことにより、中国企業は北朝鮮との経済交流に自信と新たな活力を得ることができた。北朝鮮にとって、経済回復や成長、そして米国、日本など国際社会との対立を解消するためには中国の協力が欠かせない。中国経済にとっても、北朝鮮は特に北朝鮮と国境を接している地域の経済発展においてなくてはならない協力対象であり、中国が海外市場を開拓し影響力を発揮していく上で、軽視できない国である。従って、両国は経済貿易協力を通じて、お互いの利益を高められるだけでなく、共通の繁栄を追及することができる。言い換えれば、中朝両国は既に相互協力に対する意味を実現させる場合を設け、お互いの魅力を高めつつ相互依存関係を深化させているので

ある。

(3) 北朝鮮の対米国、対日本関係が日増しに悪化し、対外経済協力の増進の障害になっている。

ブッシュ政権の発足以降、米国は北朝鮮に極めて強硬な政策を展開してきた。2001年9月に同時多発テロが発生する前、ブッシュ政権は北朝鮮を「国際社会から孤立しているならず者国家」、そして固有体制にこだわっている「信頼できない独裁政権」だと名指しして非難した。その後、米国は反テロという名目のもとに、北朝鮮の核開発と核拡散に懸念を示しつつ、北朝鮮を「悪の枢軸」または「ならず者国家」、「テロ国家」や「国の安保を脅かす国」と呼んだ。さらに、米国は北朝鮮との接触を避けつつ北朝鮮に対して「強行的な先制攻撃戦略」を打ち出し、北朝鮮が30kgに達する濃縮ウランを保有していると宣言したが、以降米朝関係は一段の緊張局面に入った。日本は拉致問題により北朝鮮との関係が悪化しているため、日米両国は北朝鮮により厳格な経済制裁措置をとることを主張し、北朝鮮に重油の提供を停止した。これは北朝鮮の核の危機をもたらした。日朝両国の貿易関係は急速に冷え込み、北朝鮮のエネルギー不足が深刻化した一方、海外からの援助も減少した。しかし、中国は覇権主義に浸っている強大国が北朝鮮に不公正な行為を行っていることに反対の立場を表明しつつ、北朝鮮に対する制裁を解除することを主張した。これにより、各国は対話を通じて問題を解決したため、北朝鮮は中国に親しみを感じ、中国との関係をさらに強化させたのである。なお、北朝鮮は対外貿易に対する希望を中国に託すようになり、中国もまたこれに前向きに応じることにより両国の貿易規模は急拡大し、両国の経済貿易協力に対する依存度はますます高くなった。

(4) 高官の接触が頻繁になり、両国の経済貿易協力を前向きな雰囲気醸成された。

ここ最近、中朝両国の高官の相互訪問が頻繁になった。例えば、江沢民前党総書記兼国家主席を始め、中国の全人代、人民政治協商会議（政協）、中央軍事委員会などの党や軍高官が次々招待され北朝鮮入りする一方、北朝鮮の金正日朝鮮労働党総書記兼国防委員長も招待を受け、4回にわたって中国を訪問した。さらに、最高人民会議の金永南常任委員長が洪成南内閣総理と金一哲人民武力部長や白南淳外相など党、行政、軍の高官で構成された国家代表団を率いて、中国を訪問した。その他にも、両国の経済、文化、教育など関係部署や地方自治体の相互訪問も相次いだ。1980年代以来、中朝間でこれほど頻繁かつ広範囲に高官ら

が交流したことはない。

高官の相互訪問により、両国は新たな合意点を見出すことができ、「高位層や関連部署の指導者が交流を続けること、両国が協力して伝統を受け継ぎ、未来に備え友好関係を深化させること、協力を強化し両国の友好協力関係を深化させ増進させること」で合意した。このことにより、両国は政治・経済協力を前向きな雰囲気を高め、強力な推進力を発揮することができるであろう。

また、北京の「6ヶ国協議」の開催の成功により、北朝鮮の核問題や北東アジア各国の紛争問題に解決の糸口を見出すことができた。協議の実現や成功は各国の努力の成果でもあるが、中国が仲裁者の役割をきちんと果たしたことが功を奏したことを見逃してはならない。特に、北朝鮮を説得し、交渉のテーブルで前向きに対応させたことは、実際容易ではなかったと思う。このような点から、中朝両国は既に関係を修復させ、お互いを信頼しており、また中国の北朝鮮に対する影響力が大きくなったと言える。中朝間でこのような前向きな変化が生じ、両国の経済交流を行っていく上で、また北朝鮮に対する経済援助を拡大していく上で、中国が一定の役割を果たさなければならないと考えるようになったことは、非常に大きな意義があると言える。北朝鮮も中国との協力がもたらす恩恵を認識し、経済改革と開放を行っていく過程で、中国の経験を生かそうとしている。また、中国との協力の必要性を認識し、中国からより多くの援助を得ることができている。

今日、中朝両国間の経済協力は順調に拡大しているが、依然として解決すべき問題が残っている。

(1) 中朝間の辺境貿易方式はまだ初歩的な水準に留まっております、貿易規模を拡大する上で、障害になっている。

中朝両国の貿易の場合、物々交換が大半を占めているが、この方法は商品や貨幣で行われる取引より、はるかに不便である。物々交換を行うためには、お互い供給源を確保しなければならず、それには多くの手間や時間がかかる。従って、物々交換方式はほとんどが小規模で行われており、両国の貿易規模拡大にはマイナスに働く。

(2) 北朝鮮の対外貿易協力制度がきちんと整っていないため、国際慣例に則った取引ができない。

現在、北朝鮮の対外貿易交流体制がきちんと整っていないため、更なる整備が求められており、国際秩序に則って貿易を行うことは困難である。例えば、北朝鮮の貿易会社には管理者が大勢いるが、実際貿易を担当する部署にはほとんど決定権がないため、決裁過程が非常に複雑で時間が

かかり、業務の効率が悪く、国際慣例に則って取引をすることは非常に難しい。そのため、北朝鮮と取引を始めようとした会社もそれに適することができず、結局協力関係に影響が出て、両国間の貿易発展の障害となるのである。

(3) 北朝鮮側の債務不履行が多く、中国が大きな損失を被ることが多い。

両国が貿易取引を行う過程で、北朝鮮の一部の企業が信用を守らないため、契約違反頻発している。中国側の企業は、北朝鮮に駐在事務員を派遣して契約を違反した企業に取立てをせざるを得ないが、その場合も中国側の企業は北朝鮮側に振り回され、結局、問題の解決策を見だせない場合がほとんどである。この過程で、貿易の仲裁は北朝鮮側に何の効果も発揮することができず、結局、中国の企業は仕事をあきらめ大きな損失を被ることになる。そのため、中国企業は北朝鮮の企業と取引を行う際は、より慎重な態度をとっており、できる限り北朝鮮中央直属管轄下にある貿易機関を協力対象とする傾向がある。そして、それ以外の企業に対しては、比較的冷たい態度をとるため成功率が低い。結果として、北朝鮮の地方所属の会社や小規模の貿易会社は取引をする機会に恵まれず、結局破綻したり、他の会社を買収されたりする。これは、両国の貿易会社が業務を行っていく上で、マイナスに働く。

(4) 北朝鮮側が設けた障壁により、両国の貿易紛争が増えている。

北朝鮮側は、政権の安全のために、中国人を含む外国人に厳しい制限や抑制を加えている。外国人の出入国、居住、交通、通信はもとより、ビジネス上にも数多くの障壁を設け、不便をもたらしている。引いては、特別な理由なしに、中国側の駐在員を拘留させたり、貨物船を拿捕して、荷役時間を遅延させることによりあってはならない誤解を買い、経済的な損失を被る場合もある。このようなことは、いくら両国の関連部署で交渉を通じて、適切に問題を解決するとしても結局しこりが残し、中国会社が業務開始のためらう原因となっている。

3 見通し

北朝鮮の経済改革が進むにつれ、対外開放の動きが加速している。北京での6ヶ国協議の段階的成果や北朝鮮核問題の解決は、対内外的に北朝鮮の経済発展に必要な環境を提供しており、北朝鮮の経済発展や景気回復にプラスになっている。その時、北朝鮮は良い機会を掴んで、経済改革開放を加速させるとともに、経済発展を推進させ、国力

を增強し、自らを目標とする「経済大国」として発展させるであろう。北朝鮮が本当にそうなるのであれば、恐らく今後2～3年以内に経済的に目覚ましい変化を遂げるものと思われる。経済難からの脱却にとどまらず、全般的に急速な経済成長を遂げる雰囲気を整え、さらに経済改革関連の政策がこのような傾向を後押しすることであろう。海外経済協力を拡大させる環境が整備され、貿易能力も向上し、投資環境もそれに相応して改善されて、輸出商品の種類や数量の大幅な増加、輸出商品の構造の改善、外貨決済能力の向上がもたらされるものと思われる。さらに、開城工業団地と新義州特別行政区の経済発展の加速化、羅先経済貿易地帯の政策的変化、北朝鮮と韓国の「京義線」、「京元線」及び高速道路工事の開始などにより北朝鮮は経済発展を遂げ、より多くの海外投資を呼びつける海外経済交流のための環境が整備されることであろう。そうなれば、中国と北朝鮮との経済貿易取引はより盛んになるものと見られる。特に、中国の遼寧省、吉林省など、北朝鮮との国境地域にある省や市の関連部署は、北朝鮮との経済開発及び協力により積極的に参加するようになり、両国の経済貿易協力が新たな活力を吹き込むと思う。また、北朝鮮の新義州特別行政区の建設には中国の参加と支援が必要である。これもまた、両国の貿易をさらに発展させる契機になるであろう。新義州と中国の丹東地域は間に川を挟んでおり、経済特区の開発と建設に必要な大部分の物資は、中国から輸入される。丹東市は新義州経済特区の建設に必要な原材料と生活用品の供給先になり、北朝鮮に行く中継地として、中国の対北朝鮮貿易に関する最大の窓口として、中国と北朝鮮の経済貿易協力の拠点の役割を果たすであろう。

なお、中国も経済的な成長を続け、北朝鮮に対する経済援助と協力に必要な能力を向上させることであろう。特に、図們江流域の開発や東北旧工業基地の改造には、北朝鮮の積極的な参加が求められる。例えば、図們江流域の経済開発事業に含まれている琿春、延吉一帯が北朝鮮の羅津・先鋒地区に接しているため、上記の北朝鮮の両地域の開発が遅れば、琿春をはじめとする延辺地域の経済開発に影響を及ぼして、引いては図們江地域の経済開発の進展を遅らせる可能性もある。東北地域旧工業基地を振興するためには、産業構造を再編し企業の構造調整を推進させ、衰退産業を淘汰させるとともに、産業構造を改善させなければならないが、北朝鮮はこの過程で技術や設備を引き継ぐ格好の対象となる。中国の衰退産業や移譲の対象となる技術や設備の大半が、北朝鮮には必要なものだからである。このような補完関係により、中国で不要になった設備の処理問題を解決できるだけでなく、北朝鮮の需要を満たすことも

でき、北朝鮮の産業発展にプラスになる。このような形の協力方式は双方にとってプラスとなり、相手側が必要とするものを与える一種のウィン・ウィン関係になる。

なお、中朝関係は、和合と融合の段階、相互信頼と協力の方向に向かっている。両国ともに、お互いの大切さを認識し、ともに協力して、かつてギクシャクしていた関係に再び活力を与え、更なる発展を遂げていくことであろう。中国人がよく言う「一度失ってこそ、その大切さを知ることができる」という言葉のように、これから両国が一体となって努力し、両国の友好関係を増進させ、そしてこの友好関係を増進させる最も直接的かつ有効な方法として、両国の経済協力や交流を行っていくことであろう。既に、両国は2002年に「海運協定」を締結しており、現在「投資保護協定」や「辺境自動車運送協定」などを結ぶために、協議を進めている。両国は今後、企業が正常的な営業活動ができ、合法的な権益を確保できる法律的な根拠を設けるとともに、両国の貿易秩序を確立させ、貿易関係の枠組を構築すると思われる。こうして、両国の貿易環境が大きく改善されれば、合弁に対する不安感が払拭され、両国の企業間の合弁が盛んに行われるであろう。従って、今後、中朝間の経済貿易関係は巨大な潜在力を有しており、両国の貿易規模が拡大するのはもとより、北朝鮮に進出する中国企業の投資も著しく増加する上、合弁分野も多様化し、一層活発化することであろう。

予測によると、2008年に中朝間の貿易額は20～30億ドルに達し、投資累計額は3億ドルを上回ると言う。その根拠とされるのが、中国企業が既に北朝鮮市場に関心を持ち始めていること、時期が成熟するのを待っており、特に新

義州特別行政区が人々の関心を集めていることである。北朝鮮の経済開発と発展が実現すれば、中国の多くの企業が北朝鮮に進出し、拠点を設け事業を展開し、そこで実力を発揮して大きな成果を収めることができる。

中朝間の経済協力の見通しは明るいだが、両国間に存在する市場経済理念に対する認識の違い、経済発展の格差が存在しているため、貿易規模が拡大すればするほど、対立や紛争が増加すると思われる。しかし、両国間で再び善隣友好関係、相互扶助や共通の繁栄を目指す協力関係が主軸になりつつあるため、両国の貿易規模が拡大し続けるのは明らかである。

参考文献

- 趙虎吉「中朝関係の過去、現在と将来」『東北亜研究』2004年2月、62～64ページ。
- 張慧智『大国関係中的朝鮮半島』吉林大学出版社、2003年。
- 張宝仁、王新綱「浅析近来朝鮮經濟理論与政策出現的新的變化」『東北亜論壇』、2004年3月、49～54ページ。
- 『中国税関統計』2003年。
- 北朝鮮：「労働新聞」、2003年11月12日。
- 北朝鮮：「実力と原則を把握し、資本主義市場へと向かう」『経済研究』2003年4月。
- 北朝鮮：「平壤日報」2002年2月8日。
- 韓国：「大韓貿易投資振興公社海外報告書」2003年。
- 韓国：『韓国貿易年鑑』2003年。
- 韓国：「北朝鮮で新たに増加した200余の貿易会社」『北朝鮮経済快報』、2004年6月。

(ERINAにて翻訳)

An Analysis of the Current Status of Economic Exchange and Cooperation Between China and the DPRK, and Trends in its Development (Summary)

Zhang Baoren

Professor, Northeast Asia Research Center, Jilin University

Introduction

Since the beginning of the 21st century, changes have begun to be seen in both the external and domestic political and economic policies of the DPRK. Moreover, with the enhancement of China's economic strength, China has reached a turning point in its strategy relating to cooperation and exchange with the DPRK and economic cooperation and exchange between the two countries has increased markedly. Over the course of several years from the mid-1990s, the scale of trade between them declined,

but signs of a change for the better are now being seen. In particular, since the summit between the leaders of China and the DPRK in 2001, not only the volume of trade but also the volume of investment has risen significantly, as has the value of China's financial aid to the DPRK. According to some statistics, the volume of China-DPRK trade in 2003 rose 2.8 times on the 1999 level of \$370 million, reaching \$1.02 billion, while China's financial aid to the DPRK during the same period increased by 1.6 times from \$48.36 million to \$120 million. While cumulative Chinese

investment in the DPRK up to the end of 2003 (actual investment) was \$10.6 million, cumulative investment in China by the DPRK (actual investment) was \$86.2 million¹, far outstripping Chinese investment in the DPRK. These changes demonstrate that China's position within the external economic trade and cooperation of the DPRK has strengthened and its role has increased. In addition, the DPRK has great development potential in terms of economic exchange in Northeast Asia and its position and importance in China's external relations strategy has been enhanced. Consequently, relations between the two countries are rapidly becoming closer. Furthermore, as economic exchange and cooperation is progressing at a considerable pace, the prospects for the future are becoming even brighter.

1. Current Status and Characteristics

China has historically maintained friendly relations with the DPRK, even after the latter's relationship with Russia cooled in the aftermath of the collapse of the Soviet Union. It was during this period that China cemented its status as one of the DPRK's main external trading partners. The volume of trade between China and the DPRK was no more than \$170 million in 1970, accounting for 14.6% of the DPRK's total external trade, but this figure rose to \$490 million in 1975, accounting for a share of 25.8%; it was \$690 million in 1980, \$500 million in 1985, \$480 million in 1990 and \$900 million in 1993. However, in addition to the DPRK's escalating economic difficulties and a reduction in the products that it could export, its foreign exchange reserves fell considerably and the scale of its external trade diminished. The volume of trade between China and the DPRK also decreased, falling to \$550 million in 1995, which accounted for just 26.8% of the total volume of the DPRK's external trade. Since 2000, there has been a turnaround, with trade between the two countries increasing, expanding to \$740 million in 2001, or 32.6% of the total volume of the DPRK's external trade. In 2003, this figure rose to \$1.02 billion, or 44.3% of the total volume of the DPRK's external trade. Of this, Chinese exports to the DPRK were worth \$630 million (an increase of 34.1% on the previous year), while imports were worth \$400 million (up 46% on the same period). Trade between the two countries broke through the billion dollar barrier for the first time since diplomatic relations between them were established in 1949; furthermore, trade between China and the DPRK as a share of the DPRK's total trade exceeded 40% for the first time since the 1970s (see Table 1).

Table 1 Trade Between China and the DPRK

(\$1 million (%))

Year	DPRK Imports From China	DPRK Exports to China	Total Volume of Trade Between China & the DPRK	Chinese Balance of Trade
1992	541.1 (34.8)	155.5 (17.0)	696.6 (28.6)	385.6
1995	486.2 (36.9)	63.6 (8.6)	549.8 (26.8)	422.6
1999	328.7 (34.1)	41.7 (8.0)	370.4 (25.0)	287.0
2000	450.8 (32.0)	37.2 (6.6)	488.0 (24.7)	413.6
2001	573.2 (35.4)	166.7 (25.6)	738.9 (32.6)	406.5
2002	413.3 (28.5)	213.8 (32.6)	627.1 (28.6)	198.2
2003	628.0 (47.6)	395.5 (39.0)	1,023.5 (44.3)	232.4

Looking at the structure of China and the DPRK's exports and imports, we can see that the majority is accounted for by rudimentary commodities and that there are few types of product. In 2003, of China's exports to the DPRK, mineral fuels were worth \$180 million (up 53.2% on the previous year), with crude oil rising to \$120 million, refined oil (diesel, aviation fuel, etc.) increasing to \$35.74 million (up 80.1% on the previous year), coal increasing to \$14.95 million (up 56.7% on the previous year), and electricity increasing to \$790,000 (up 39.6% on the previous year). With regard to China's other exports to the DPRK, meat rose to \$63.62 million (an increase of 5.1 times on the previous year), while cereals increased to \$49.95 million (up 67% on the previous year). Furthermore, a 44% rise on the previous year to \$39.56 million was achieved in the electrical equipment and components industry. These four categories account for 53.2% of the total value of China's exports to the DPRK.

Looking at China's major imports from the DPRK, we can see that the value of imports of marine produce is \$270 million (up 44.7% on the previous year), accounting for 67.5% of total imports from the DPRK, while clothing imports total \$52.24 million (up 37% on the previous year), accounting for 13.2% of total imports. In addition, iron and steel accounts for 11.8%, at \$46.8 million. These three commodities account for 92.5% of China's imports from the DPRK.

Chinese investment in the DPRK is mainly concentrated in the Rason Economic and Trade Zone and the Pyongyang area. Up to the end of 2003, Chinese investors had funded 35 projects in the DPRK, with a cumulative value of \$10.6 million; the average value of investment in each project was less than \$400,000. The main investment sectors include construction, catering, travel, electrical power, computers, ballpens, marble cutting, trade and clothing. China was the top investor in the DPRK until 2001, but it has now been pushed into second place by the ROK (cumulative actual investment in the DPRK by the ROK is currently \$180 million).

DPRK investment in China began in 1993 and gradually expanded into the fields of trade, the travel business and finance, having begun in the form of the management of restaurants. According to some statistics, DPRK investment in China totaled \$24.85 million by the end of 2003. DPRK investment is concentrated in the three northeastern provinces, Beijing, Shanghai and the Guangdong area.

In recent years, the revitalization of economic exchange between China and the DPRK has led to a rapid expansion in its scale and the range of fields in which it takes place, and a number of new characteristics in economic exchange between them have emerged, as follows:

- (1) The DPRK's exports to China have increased rapidly, while its deficit *vis-à-vis* China has fallen sharply

Looking at the process of trade between China and the DPRK, we can see that, while the total value of goods

¹ Cumulative investment by the DPRK in China is \$86.2 million, but the cumulative figure to the end of 2003, which excludes funds that have been withdrawn, is \$24.85 million.

exported to the DPRK was continuing to increase, China maintained a vast trade surplus. However, between 2000 and 2003, the DPRK exhibited rapid growth, apart from in 2000, when its exports to China recorded negative growth. According to certain statistics, during this period, the growth rate of the DPRK's trade with China averaged 112.7% annually; in contrast, the growth of China's export trade with the DPRK remained at an average of just 22.2% each year. As a result, the DPRK's trade deficit with China fell sharply, reaching \$407 million in 2000 and \$198 million in 2001, the lowest level since the 1990s. Thereafter, the deficit stabilized at \$232 million in 2003. This signifies that the DPRK's external export capacity has improved somewhat, its dependence on trade with China has increased and a relatively beneficial environment for trade and exchange between the two countries has been put in place.

- (2) Border trade and processing trade are gradually becoming more active

For a long time, normal trade (general trade) and bonded trade has accounted for a relatively large share of trade between China and the DPRK. However, border trade and processing trade, which had been stagnating, have become more active and are experiencing rapid growth (see Table 2).

In addition, there has been a significant increase in China's assistance to the DPRK, with economic assistance to that country rising from \$27.56 million in 2000 to \$120 million in 2003; the share of trade between the two countries accounted for by economic assistance during that period rose from 5.6% to 12.1%. This speaks volumes about how China is trying to develop the relationship between the two countries by supporting the DPRK's economic recovery.

China's economic assistance to the DPRK can be broadly categorized as follows: economic support loans, commercial loans and grant aid. These three forms of economic assistance are implemented in the form of the provision of commodities, including machinery, equipment and components, rice, beans, maize, crude oil, aviation fuel, diesel, agricultural chemicals, cars, pork, powdered milk, paper, computers, teaching materials and equipment, cement bags, and food wrappers. These are things that are needed in the DPRK at present and, through this assistance, China is able to play a certain part in alleviating the serious shortages suffered by the DPRK.

- (3) The companies involved in trade and the types of goods exported and imported are increasing, and a change in the structure of goods has begun

For a long time, the structure of commerce between China and the DPRK has tended to be simple and static, as far as the goods involved are concerned. From the early to mid-1990s, the main goods imported from the DPRK by China included logs, iron and steel, mineral ores and seafood. Of these, iron, steel and seafood consistently accounted for more than half of the DPRK's exports to China, but the country's economic difficulties intensified, supply shortages of energy and raw materials continued, the production capacity of its iron and steel factories fell considerably and, furthermore, the quantity of timber that the DPRK acquired by exporting labor to Siberia decreased. Consequently, exports of iron, steel and logs to China fell. However, the DPRK did not have any products to compensate for this, so the share accounted for by these two categories of product in the DPRK's overall trade with China was still high.

The main products that China exported to the DPRK included crude oil, food and textiles. From the beginning of the 21st century, economic cooperation between China and the DPRK strengthened further. In particular, trade between the two countries was revitalized after the 2001 summit between their leaders, with an unprecedented increase being seen in the types of goods being imported and exported, as well as in the companies engaging in trade. According to some statistics, about 580 Chinese companies were involved in trade with the DPRK before 1999, but this figure rose to more than 900 in 2003. During the same period, the number of DPRK companies and related departments involved in trade with China rose from 160 to more than 250; in addition, the number of types of product that are the focus of commerce between the two countries was once more than 60 (1995), but this figure now stands at more than 100. Furthermore, a change has taken place in the structure of goods exported and imported by the two countries, with China shifting towards imports of marine produce, iron and steel, and clothing from the DPRK. Of the main products imported by the DPRK from China, crude oil still accounts for the top share, but coal, foodstuffs, textile products and machinery components have emerged as substitutes for the chemical fibers and everyday goods that were formerly major imports. Products with a relatively high added value account for an increasingly large share of trade between the two countries.

Table 2 Table of Statistics Regarding Trading Methods and the Current Status of Transactions Between China and the DPRK

(\$10,000 (%))

Fiscal Year	1999		2000		2001		2002		2003	
	Monetary Value	Share	Monetary Value	Share	Monetary Value	Share	Monetary Value	Share	Monetary Value	Share
General Trade	16,750	45.2	27,814	57.0	35,676	48.2	29,913	47.7	45,388	44.3
Processing Trade	3,387	9.1	3,485	7.1	4,735	6.4	5,581	8.9	10,416	10.2
Border Trade	10,734	29.0	12,645	25.9	15,671	21.2	15,238	24.3	27,816	27.2
Bonded Trade	889	2.4	1,298	2.7	10,359	14.0	5,142	8.2	5,119	5.1
Economic Assistance	4,836	13.1	2,756	5.6	6,880	9.3	6,145	9.8	12,384	12.1
Other	444	1.2	806	1.7	591	0.8	690	1.1	716	0.7
Total	37,037	100.0	48,804	100.0	73,986	100.0	62,700	100.0	102,350	100.0

- (4) Trade and economic exchange with the DPRK is flourishing most of all in China's Yanbian Korean Autonomous Prefecture and the Dandong region

Until the mid-1990s, border trade between the Yanbian region and the DPRK played an extremely important role. At its peak in 1993, the total value of border trade between the two countries was \$330 million, accounting for 36.7% of all trade between the two countries and for 72.6% of border trade between them at that time. Thereafter, the DPRK's economic troubles escalated and regulations concerning export goods became harsher, so products aimed at border trade in each region decreased considerably. In addition, the companies involved in trade in the Yanbian region were small in scale and fairly uncompetitive in most cases, so trade between the DPRK and Yanbian continued to fall. In 1996, the total value of trade fell to \$31.63 million, but from the beginning of the 21st century, cooperative relations between the two countries expanded and border trade between Yanbian and the DPRK began to recover some of its vitality once more. According to certain statistics, the value of the Yanbian Korean Autonomous Prefecture's trade with the DPRK in 2003 was \$112 million, exceeding the scale of its trade with the ROK (\$103 million) for the first time, making the DPRK the region's biggest trading partner. Currently, products from the DPRK are selling well in some of the markets in Yanji, the capital of Yanbian. The majority of products in the display counters on the first floor of Yanji's West Market have been imported from the DPRK. These include paintings of the DPRK, ceramics, embroidery, stamps, kitchen utensils, fox fur scarves, gloves, talcum powder, dried squid and cod products, hairy crabs, trout and Pacific saury, all of which are popular with local people, as well as with tourists.

Dandong's trade with the DPRK has continued to flourish and even now it is the focus of attention as the area with the most extensive border trade with the DPRK and with the greatest development potential. The number of companies involved in trade with the DPRK has climbed to more than 800 and the value of trade between Dandong and the DPRK in 2003 was \$380 million, accounting for 37.1% of all trade between China and the DPRK; at the same time, the DPRK has already established a number of companies in Dandong and is promoting a variety of projects. Furthermore, if the establishment of the DPRK's Sinuiju Special Administrative Region is carried out, Dandong's presence and role in economic cooperation with the DPRK is likely to become even greater.

2. Factors and Issues Relating to the Rapid Development of Economic Cooperation Between China and the DPRK

Economic exchange and cooperation between China and the DPRK is now beginning to come to life once more and the relationship between the two countries is developing rapidly. In the background to this can be found the following factors:

- (1) Political and economic cooperation between China and the DPRK is becoming more rational and practical

Until now, China has maintained a relationship of friendship and good-neighborliness with the DPRK.

However, in the early 1990s, as a result of developments in the international situation, both China and the DPRK were compelled to revise their foreign policies, with changes in the times forcing upon them adjustments in their cooperative relations, which they had previously thought would continue unaltered. In the case of China, progress was made in political and economic reforms, with the transition from a planned economy to a market economy accelerating. In addition, in order to speed up its external liberalization, China was proactive in improving its relationships with advanced countries in the West. One case in point was its formal establishment of diplomatic relations with the ROK in 1992. At the time, the DPRK harbored a deep sense of dissatisfaction regarding the changes taking place in China and a series of actions that it had initiated, so it took a critical stance. Furthermore, there was a relative decline in China's assistance to the DPRK, so the DPRK's displeasure with China grew. Consequently, the rift between the two became deeper, their relationship began to cool, and trade, economic exchange and cooperation between them declined. However, at the beginning of the 21st century, they began to understand each other and adapt to the changes that had taken place, with exchanges between high-ranking officials of the two countries taking place more frequently and some of the misunderstandings and tension between the two gradually being eliminated. They emphasized understanding over misunderstanding and concord over conflict, opening up a new page in the history of their cooperation. They positioned objectivity, rationality and practicality as the main axes in the development of economic cooperation, deeming them to be a new motive force in developing economic exchange and cooperation between the two countries. Consequently, once observing the principles of rationality and practicality has become the basis for the smooth development of economic exchange between the two states, they will be able to avoid major problems and will have found an important key that will enable them to maintain a constructive relationship in the long term.

- (2) Signs of a modest recovery in the DPRK's economy have been seen, opportunities for cooperation and exchange are increasing and both countries are feeling a growing attraction to each other

From the beginning of the 21st century, the DPRK pressed on with adjustments to its economic policies, actively deploying a series of policies with economic recovery and development in mind. In particular, on 1st July 2002, the government of the DPRK announced its extremely significant Economic Management Improvement Measures. The main measures included a considerable increase in wages, the introduction of market prices for certain products, the expansion of the principle of autonomy in the local economy and of economic autonomy for businesses, the adjustment of the exchange rate, the promotion of the construction of production bases for export goods, and an expansion in the quantity and type of export goods produced. Based on the premise of giving greater autonomy in management to trading companies and those companies returning their profits to the state, the government sought to enable these companies to formulate their own annual

export and import plans, to adjust the exchange rate and to improve companies' management efficiency. Furthermore, in September of the same year, the government established the Sinuiju Special Administrative Zone, like Hong Kong and the Macao Special Administrative Region, and announced that it would implement capitalist market economic control measures. In addition, it has successively developed Mount Kumgang as a tourism destination and announced the construction of the Kaesong Industrial Zone, which is aimed at companies in the ROK. According to certain data, the DPRK recorded negative growth over a number of years, but it has been experiencing continuous positive growth since 1999. Between 2000 and 2003, the country's annual average growth rate reached 2.4% and the value of its foreign trade rose from \$148 million in 1999 to \$262 million in 2003. Given such changes, we can see that the DPRK's economy is already on the path to recovery, that it has strengthened its awareness of open-door policies and that it is attempting to participate in the international community.

Due to the emergence of such changes in the DPRK, the neighbor with which China had engaged in sustained interaction over a long period of time, Chinese companies gained confidence in economic exchange with the DPRK, as well as acquiring renewed vitality. In order for the DPRK to achieve economic recovery and growth, and resolve its conflicts with such members of the international community as the US and Japan, Chinese cooperation is essential. For the Chinese economy as well, the DPRK is a vital cooperative partner, particularly with regard to the economic development of areas adjacent to the border, and is a country that China cannot neglect in cultivating foreign markets and exerting its influence. Consequently, through trade and economic cooperation, the two countries will not only be able to increase mutual benefits, but will also be able to pursue mutual prosperity.

- (3) The DPRK's relationships with the US and Japan are deteriorating by the day, creating obstacles to the enhancement of external economic cooperation

Since the inauguration of the Bush administration, the US has deployed an extremely hard-line policy with regard to the DPRK. Before the terrorist attacks in September 2001, the Bush administration accused the DPRK of being "a rogue state isolated from the international community" and "a treacherous dictatorship" that is unable to discard its peculiar regime. After this, under the pretext of countering terrorism, the US named the DPRK as part of the "Axis of Evil", calling it a "rogue state", a "terrorist state" and a "state that threatens national security", while declaring its fears regarding nuclear development and proliferation by the DPRK. Furthermore, while avoiding contact with it, the US formulated a strategy of "forcible pre-emptive strikes" with regard to the DPRK and claimed that it possessed enriched uranium; after that, US-DPRK relations entered a period of greater tension. As Japan's relationship with the DPRK deteriorated as a result of the kidnappings issue, both Japan and the US asserted that they would impose even stricter economic sanctions on the DPRK and ceased the provision of heavy fuel oil to it. This brought about a nuclear crisis in the DPRK. Trade between Japan and the DPRK declined

drastically and the DPRK's energy shortages escalated, while overseas aid also fell. However, China expressed its opposition to the unfair behavior *vis-à-vis* the DPRK on the part of these powerful nations, which were following the principles of hegemony, while also asserting that it would lift its sanctions against the DPRK. As the problem was solved through dialogue with each country as a result of this, the DPRK felt an affinity with China and strengthened its relationship with China further. In addition, the DPRK pinned its hopes on China with regard to external trade and the scale of trade between the two countries expanded suddenly, as a result of China's forward-looking response to this, leading to an increasing reliance by the two countries on trade and economic cooperation with each other.

- (4) Contact between high-ranking officials became more frequent, cultivating a progressive atmosphere for trade and economic cooperation between the two countries

Recently, visits between high-ranking officials from China and the DPRK have become more frequent. For example, high-ranking officials from the Communist Party and the army, such as Jiang Zemin, the former Party Chief and President, received successive invitations to the DPRK, while Kim Jong-Il, General Secretary of the Korean Workers' Party and Chairman of the National Defense Commission, has visited China four times at the government's invitation.

Moreover, as a result of the success of the six-party talks in Beijing, solutions to the nuclear issues relating to the DPRK and disputes between the countries of Northeast Asia have been identified. With these progressive changes and economic exchange taking place between China and the DPRK, and with the expansion of economic assistance to the DPRK, China's decision that it must fulfill a certain role is extremely significant. The DPRK is also aware of the benefits that cooperation with China brings and is trying to make use of China's experience in implementing economic reforms and opening its doors wider to the outside world. In addition, it is conscious of the necessity of cooperating with China and has been able to obtain more assistance from China.

Today, economic cooperation between China and the DPRK is expanding steadily, but there are still problems that need to be resolved.

- (1) Border trade between China and the DPRK is still at a rudimentary level, which is an obstacle to increasing the scale of trade

Barter trade accounts for the majority of trade between China and the DPRK, but this method is clearly less convenient than transactions involving products and currency. In order to conduct barter trade, both sides must secure supply sources, which requires a lot of time and effort. Consequently, most barter trade takes place on a small scale, so this is hampering the expansion of trade between the two countries.

- (2) As the DPRK does not have a system for external trade and cooperation, it is not possible to conduct transactions in accordance with international practice

As the DPRK does not have a proper system for external trade and exchange at present, it is difficult to conduct trade that conforms to the international order, so further work in this area is needed. For example, the DPRK's trading associations have many managers, but as the departments that deal with actual trade have almost no authority to make decisions, the process of obtaining a final decision is extremely long and complicated, business is inefficient and it is exceedingly difficult to conduct transactions in line with international practices. Consequently, companies trying to initiate transactions with the DPRK have been unable to adapt to this situation, and it has ultimately had an impact on cooperative relations, proving to be an obstacle to the development of trade between the two countries.

- (3) The DPRK has defaulted on many debts and China has suffered great losses in many cases

As some DPRK companies do not act in a trustworthy manner in transactions with China, breaches of contract take place. Chinese companies have to send their representatives resident in the DPRK to collect money from the companies that have breached contracts, but even in this situation, Chinese companies are confounded by those on the DPRK side and most are ultimately unable to come up with a solution to their problems. Consequently, Chinese companies tread warily when conducting transactions with DPRK companies and are tending to focus on cooperation with trade organizations under the direct jurisdiction of the DPRK's central government, as far as possible. As they are relatively aloof with regard to companies other than these, the success rate is low. As a result, they have no opportunities to do business with companies affiliated to the DPRK's regional governments and small-scale trading companies, so eventually they go bankrupt or are bought out by other companies. This hinders the conduct of business between trading companies in both countries.

- (4) Trade disputes between the two countries are increasing because of the barriers put in place by the DPRK

In order to ensure the security of the administration, the DPRK imposes strict limits and controls on foreigners, including the Chinese. There are many obstacles to the conduct of business by foreigners, as well, of course, as on immigration, residence, transport and communications, giving rise to a great deal of inconvenience. By extension, representatives of Chinese companies stationed in the DPRK have been detained and cargo ships seized without reason; in addition, unnecessary misunderstandings have been caused by delays in cargo handling times, with Chinese companies incurring economic losses as a result. Even if such problems are solved appropriately through negotiations between the relevant departments in each country's government, they still leave an unpleasant aftertaste and are the reason why Chinese companies are hesitant about initiating business with the DPRK.

3. Prospects for the Future

As economic reforms in the DPRK progress, moves towards external liberalization have been accelerating. The

gradual outcomes of the six-party talks in Beijing and the solution of the DPRK nuclear issue have contributed to building the environment needed for the DPRK's domestic and external economic development, working as positive factors in its economic development and recovery. Once this happens, in addition to seizing the best opportunity to speed up economic reforms and liberalization, the DPRK will promote economic development, augment national strength and develop as the economic powerhouse that it is aiming to become. If the DPRK is to develop into such an economic giant, it is thought that remarkable economic changes will have to take place within the next two or three years. These will not merely help it to break out of its economic difficulties, but also put in place the atmosphere needed in order to achieve rapid economic growth overall, with policies regarding economic reforms supporting this tendency. It is thought that this will put in place the environment necessary for expanding overseas economic cooperation, improving trade capacity, enhancing the investment accordingly, increasing the types and quantities of export products significantly, improving the structure of export products and upgrading the country's foreign settlement capacity. Furthermore, by such means as speeding up economic development in the Kaesong Industrial Zone and the Sinuiju Special Administrative Zone, implementing policy changes in the Rason Economic and Trade Zone, and initiating construction work on railways and expressways traversing the Korean Peninsula will allow the DPRK to achieve economic development and put in place the environment necessary for foreign economic exchange that will attract more foreign investment. It is thought that this will lead to flourishing trade and economic transactions between China and the DPRK. In particular, it is likely that the relevant departments in Chinese cities and provinces near the border with the DPRK, such as Liaoning and Jilin provinces, will actively participate through economic development and cooperation with the DPRK, infusing economic cooperation and trade between the two countries with renewed vitality. In addition, China's participation and support is needed in order to build the DPRK's Sinuiju Special Administrative Zone. This is likely to trigger further development in trade between the two countries. Sinuiju is separated from China's Dandong region by a river and the majority of commodities needed to develop and build the special economic zone will be imported from China. Dandong will be the source of supply for the raw materials and everyday items needed for the construction of the Sinuiju Special Administrative Zone and it will fulfill a role as a stopover en route to the DPRK, the biggest gateway for Chinese trade with the DPRK and a hub for trade and economic cooperation between the two countries.

China's economic growth is likely to continue, enhancing its ability to engage in economic assistance and cooperation *vis-à-vis* the DPRK. In particular, active participation on the part of the DPRK is needed in order to develop the Tumen River area and renovate old industrial bases in Northeastern China. For example, the Hunchun and Yanji areas, which are included in economic development projects in the Tumen River area, are adjacent to the Rajin-Sonbong area of the DPRK, so if

development of the two regions of the DPRK mentioned above is delayed, this will have an impact on the economic development on Hunchun and the whole of the Yanbian area; consequently, it is possible that this will delay progress in developing the economy of the Tumen River area. In order to promote the renovation of old industrial bases in Northeastern China, the industrial structure must be revised and improved, structural adjustments in companies promoted, and declining industries weeded out, with the DPRK taking over technology and equipment in this process. This is because the majority of China's declining industries and technology and equipment to be handed over are needed by the DPRK. As a result of these complementary relationships, not only will China be able to solve the problem of disposing of this equipment that it no longer needs, but will also be able to fulfill demand in the DPRK, which will benefit industrial development in that country. This form of cooperation is beneficial to both parties and is a kind of win-win situation that will provide both sides with what they need.

In addition, the relationship between China and the DPRK is moving in the direction of mutual trust and cooperation, reaching a stage of concord and fusion. Both countries are aware of each other's importance and will both cooperate with each other, imbuing the relationship that had soured with renewed vitality and leading to further growth. As the Chinese often say, "You only realize the importance of something once you have lost it"; in the future, these two countries will come together and strive to improve friendly relations between them, and the most direct and effective method of doing this is to conduct economic exchange and cooperation. They have already concluded a marine transport treaty, in 2002, and are currently conducting discussions with the aim of concluding an investment protection treaty and a treaty on cross-border vehicle transport. In the future, it is likely that companies will be able to conduct normal business activities and the two countries will put in place the legal foundations for protecting companies' legal rights; in addition, a trade

order should be established between the two countries and a framework for trading relations constructed. If the trading environment between the two countries improves considerably, the unease with regard to joint ventures will be pushed aside and joint ventures between companies from the two countries will flourish. Consequently, trade and economic relations between China and the DPRK have vast potential and, once the scale of trade between the two countries expands and investment by Chinese companies moving into the DPRK increases markedly, the fields in which joint ventures are undertaken will become more diverse and increasingly dynamic.

According to certain forecasts, the value of trade between China and the DPRK will reach \$2-3 billion in 2008, while cumulative investment will be in excess of \$300 million. The grounds for this include the fact that Chinese companies have already begun to show an interest in the DPRK market and are waiting for the time to be ripe, and the fact that the Sinuiju Special Administrative Zone, in particular, is attracting attention. If economic development and expansion in the DPRK is achieved, many Chinese companies will expand into the DPRK, developing businesses and establishing bases there, demonstrating their abilities and achieving great success.

The prospects for economic cooperation between China and the DPRK are bright, but differences in the two countries' awareness regarding the principles of the market economy differ and there are disparities in their economic development, so as the scale of trade between them increases, conflicts and disputes are likely to increase. However, as relationships of friendship, good-neighborliness and cooperation aimed at mutual aid and common prosperity are once again becoming the key elements in interaction between China and the DPRK, so it is clear that the scale of trade between them will continue to expand.

(Translated by ERINA)

朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(2)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）が、2002年7月に「経済管理改善措置」を行い、価格および賃金体系の改革を行ったことは記憶に新しい。この経済管理改善措置および一連の経済改革措置により¹、北朝鮮の経済は社会主義計画経済を基本としながらも、実利や需要と供給の関係、経済的刺激による生産意欲の強化、国营企業に対するより大きな権限の付与など、より積極的な経済建設路線を歩んでいるように見える。

これまでも述べてきたように、北朝鮮では、重要な政策を実現するために、その分野に関する新たな法律の制定や既存の法律の改定などを積極的に行ってきた。これらの法規の改正には、①対外経済関係だけではなく、経済全般に適用される法規の改正・制定が多い、②国際社会に進出していくために必要な国際基準に近づく努力がうかがえる、③1990年代後半の改正で法規集に掲載されなくなった細則の一部が復活している、などの特徴がある。

今回は、前回に引き続き、北朝鮮の対外経済関係法のうち、①の特徴に関連して保険法、②と③の特徴に関連して外国人投資企業及び外国人税金法とその施行規定についてその改正点と内容についての解説を行う。

1 保険法

保険法は1995年4月6日に制定され、1999年2月4日に字句上の若干の修正が行われた後²、2002年5月16日付けで修正補充された。今回の改正で、全5章47条構成のものが全6章74条構成となっており、内容的にも大きな変化がある。約7年ぶりの大規模改正といえる。

第1章は保険法の基本、第2章は保険契約、第3章は人体保険、第4章は財産保険、第5章は保険会社、第6章は保険事業に対する指導統制及び紛争解決となっている。

第1章の保険法の基本では、保険を生命保険、災害保険、児童保険、旅客保健等の人体保険と火災保険、海上保険、農業保険、責任保険、信用保険等の財産保険に区分している（第2条）。これはほぼ日本における生命保険と損害保険の区分と同じ考え方といってよいだろう。第3条では「保

険契約は保険活動の基礎である」と規定し、保険契約の重要性について独立した規定が追加された。第5条では保険事業を行う主体を「国家保険管理機関と保険会社」としている。改正以前の規定では保険事業の主体は「国家保険機関」のみであり、特殊経済地帯においてのみ、外国投資家や「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の保険事業や外国の保険会社の代表部、支社、代理店による保険活動が認められていた（旧法第3条）。新法では、特殊経済地帯での外国投資による保険会社の設立を引き続き認めるほか、その他の地域でも国家保険機関以外の保険会社を設立することができるようになった。このため第5章に保険会社についての規定が新設された（第52～64条）。その他、第8条では「朝鮮民主主義人民共和国が承認した保険分野の国際条約は本法と等しい効力を持つ」との規定が追加されている。

第2章の保険契約では、保険契約についての考え方が整理され、保険契約で定めなければならない内容が新たに規定された（第12条）。また、保険契約の締結の条件として、保険契約標準条件の保険契約者への提示と内容説明が保険者に義務づけられ、保険契約者による保険契約に関連した正確な資料の保険者に対する提出も義務づけられた（第13条）。新設あるいは整理された規定は、保険契約を締結する上で当然必要とされる条項である。

旧法の第4章で規定されていた保険補償の条項は、第3章の人体保険と、第4章の財産保険の章に整理されている。第3章の人体保険では、人体保険の対象を「被保険者の生命や身体を対象とする」とし、児童保険以外の人体保険には民事上の行為無能力者は入れないと規定している（第27条）。また、他人の死亡を条件とする保険契約を締結する場合には、本人の同意を書面で得ることを義務づけている（第31条）。保険契約者が故意に保険事故を起こした場合には、保険金の支払い責任が免除される（第36条）規定もある。過失の場合には、保険金が支払われる（第32条）。

第4章の財産保険では、保険の対象を「機関、企業所、団体及び公民の財産」（第38条）とし、金額で計算できるものがその対象である。保険価格は保険金額³の最高限度

¹ 北朝鮮の一連の改革措置については、呉民学「朝鮮民主主義人民共和国が進める新経済政策の方向性」『アジア研ワールド・トレンド』第92号（2003.5）22～25頁。

² 1992年の改正時の保険法の内容については拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済法の現状(6)」『ERINA REPORT』vol. 53（2003.8）32～33頁を参照されたい。

額とされ、それ以上の保険金額を設定できない（第39条）。また、1つの対象を2つ以上の保険に入れた場合の保険補償金の総額は、保険金額を超過することができない（第40条）。財産保険に関する規定は、非常に基本的な規定であり、一般的な保険の概念をわかりやすく説明したものということもできよう。

第5章の保険会社では、保険会社の設立と営業に関する内容を規定している。北朝鮮において保険会社の設立承認と営業許可は国家保険機関が行う（第52条）。保険会社の設立に必要な条件は①会社の定款と内部準則、②保険標準契約条件と保険料率、③決められた登録資金、④営業場所と事務施設、⑤必要な業務成員である（第53条）。保険金支払能力を担保するために、最低補償支払能力の保持と保険基金の積み立てが義務づけられている（第60条）。保険会社を設立しようとする機関、企業所、団体は、まず第53条に定められた条件を満たしていることを証明する文書と業務実行可能性資料、財政銀行関連資料等を国家保険管理機関に提出して「合意」した後、保険会社設立申請書を提出する必要がある（第54条）。保険会社設立申請書が受理されれば、60日以内に承認又は否決が決定される（第55条）。

保険会社の営業には営業許可証の取得と会社登録が必要であり（第56条）、支店又は事務所を国内に設置する場合には、国家保険管理機関の承認を得て、登録を行って初めて営業活動を行える（第58条）。また、会計年度終了後3ヶ月以内に業務報告書、貸借対照表、損益計算書等の文書を国家保険管理機関に提出しなければならない（第64条）。

第6章の保険事業に対する指導統制及び紛争解決では、改正前と比べて、国家保険管理機関の行政的規制に関する項目が増えている。国家保険機関の事業内容（第66条）、保険事故に対する評価と鑑定に関する規定（第67条）、文書と資料の保管義務（第68条）、行政的責任としての罰金や営業中止を行う基準（第69～72条）などが新設ないしは改正されている。また、改正前には「本法に違反して重大な結果を引き起こした」場合に課されるものとして、行政的又は刑事的責任が規定されていたが（旧法46条）、現行法は刑事責任のみを重大な結果を引き起こした場合に課することにし、行政的な責任追求については重大な結果を

引き起こさなくても課することができるようにしている（第73条）。これは、経済の自由化にともない、国家保険機関以外の保険会社を設立できるようにした結果、従来のような管理方法が行えなくなることを予見して、管理機関の行政的権限を強化したものと考えることができる。

今回の保険法の改正は、従来国家保険機関が独占してきた保険事業を、各国営企業や社会団体が保険会社を設立することができるようにし、社会の保険に対する需要に柔軟に対応できるようにするための変化を反映しているといえる。そのため、保険の基本は契約となり、契約書に記載する事項などを法で規定するようになった。また、保険会社の設立、運営に対する規定も追加されている。このような変化の中で、政府の機能は、国家保険機関を通じて保険事業を行うことから、国家保険管理機関を通じて、各保険会社の活動を規制する方向へと変わりつつあることが確認できた。今後注目すべきことは、どれくらいの保険会社が設立され、どのような保険サービスを行っているか、また保険会社の財務体質や保険金支払い能力がいかなるものかなど、北朝鮮が国際的な保険システムとの交流を行う上でどのような問題点が起こりうるのかを考えることであろう。

2. 外国人投資企業及び外国人税金法、同施行規定

外国人投資企業及び外国人税金法は、1985年3月に制定された合弁会社所得税法と外国人所得税法が集約され、1993年1月に現在の名称となったものである。その後、1992年2月と2001年5月⁵に改正が行われている。今回の改正では2002年7月の経済管理改善措置の時に行われた為替レートの変更を反映して、金額についての規定が75倍に変更になっている。それ以外の規定は以前のもと同じであるので、その内容に関しては拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)」『ERINA REPORT』vol. 51（2003.4）66～67頁を参照されたい。

今回の改正では、同法の施行規定が復活したことが大きな変化である。この施行規定は1994年2月21日に政務院決定で制定され、その後2001年の改正後は法規集から消えていたものである。本稿では、1994年の規定と現行の規定を比較することとする。

この施行規則は全9章86条からなる。第1章は一般規定、

³ 社会科学院法学研究所編『民事法辞典』（社会安全都出版社、1997）281頁の解説によると、保険価格は「財産保険において保険対象の価値を貨幣に表現したものと保険加入者の利益を価格化した金額。保険価格は保険に入ることができる金額の最高限度であり、保険事故が生じたとき保険加入者が蒙る損害額の最高限度である。」としている。

⁴ 前掲書 281～282頁の解説によると、保険金額とは「保険契約による保険者が保険責任を負う金額」とされている。

⁵ 2001年5月の改正については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)」『ERINA REPORT』vol. 51（2003.4）66～67頁を参照されたい。

第2章は企業所得税、第3章は個人所得税、第4章は財産税、第5章は相続税、第6章は取引税、第7章は営業税、第8章は地方税、第9章は制裁及び申訴である。

第1章の一般規定では、目的や用語の定義など基本的な事項が規定されている。第2条には外国投資企業及び外国人と関連する税金が列挙されている⁶。外国投資企業及び外国人に対する税金に関する事務は中央財政指導機関の統一的な掌握と指導の下で税務機関が行うことになっている(第12条)。外国投資企業及び外国人は、税金を納めるための税務登録を行わなければならない。従来、外国投資企業の税務登録は企業登録から20日以内に行うことになっていたが、羅先ではこの期限が15日以内に短縮されている。また、「共和国領域内」に180日以上滞留又は居住する外国人は、居住承認を受けた日から20日以内(羅先経済貿易地帯では15日以内)に税務登録をする必要がある。また、今回の改正では、羅先経済貿易地帯内では90日以上滞留又は居住で税務登録を義務づけられるようになった(第4条)。

税務登録の方法については、大きな変更はないが、外国投資企業の税務登録申請文書に記入すべき項目に総投資額及び投資資本、建物面積が追加されている(第5条)。税務に利用する文書は朝鮮語で書くことが義務づけられている(第7条)。また、税務に関連する財政簿記計算について、「外国人投資企業の簿記計算及び関連する法規に基づいて行わなければならない」という規定が追加されている。また、文書の保管期間は5年と永年の2種類が規定されている(第8条)。

税金の納付については、外国人投資企業及び外国人税法第4条で「外国投資企業及び外国人が納める税金は、朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する」と規定されているが、施行規定第9条では「税金は計算された朝鮮ウォンを当該時期の貿易銀行が発表した外貨交換レートにあわせて、転換性外貨に換算して納付しなければならない」と、ハードカレンシーでの納付を義務づけている⁷。

第2章の企業所得税の規定では、まず第16条に規定されている企業活動を行い得た所得の例示が増えたことがあげられる。また、企業所得税の計算方法についても、農業部門と運輸部門、建設部門が追加され、全般的に細分化され

た内容となっている(第18条)。企業所得税率は一般地域25%、羅先経済貿易地帯14%と変わりはないが、「共和国国籍を持っている海外朝鮮同胞とともに事業を行う外国人投資企業」に対する優遇税率規定(一般地域で25%→20%、羅先経済貿易地帯で14%→10%)が新設されている。その他、推奨部門の税率は10%となっている(第20条)。

企業所得税は四半期ごとの予定納付と、年1回の確定納付で納付する(第22条)。外国投資企業は企業所得税の納付前に企業所得税納付文書と税制決算文書を税務機関に提出する義務がある。四半期ごとの財政決算文書として提出すべき文書の具体的な列挙が追加されている(第23条)。外国投資企業が外国に常駐代表機構を置いて得た収入のうち、外国で納付した税額については、北朝鮮の税率で計算した税額を限度に、実際に納付した税額が控除される(第28条)。ただし、租税協定等がある場合には、それに従うことができる(外国人投資企業及び外国人所得税法第7条)。また、外国投資企業に適用される特恵については、第29条に一括して規定されている。この特恵措置で企業所得税を軽減された場合に、軽減の条件を満たさなかった場合の取り扱いが、今回の改正でより具体的に規定されるようになった⁸。

個人所得税に関しては、改正前と比較すると、固定財産賃貸所得と利子所得が新設され、工業所有権と著作権が合体して、知的所有権となった。個人企業所得は、労働報酬及び知的所有権及びノー・ハウの提供による所得の中に細分化されて組み込まれている(第36条)。単なる担ぎ屋などではなく、コンサルタント等の仕事を予定しているようである。また、個人所得税を納めるべき所得が現物又は有価証券である場合には、それを取得する時の現地価格とする規定が新設された(第37条)。個人所得税率の課税の基準は、改正前と同じく「経済管理改善措置」以前の金額が規定されている(第38条)。個人所得税の納付については、改正前と比較して、源泉徴収した税金の納付期間の短縮、国内の収益人が得た財産所得の納付期限の明確化、個人業については申告納付ではなく、報酬を支払う側が源泉徴収を行うようになる等の変化がある(第40条)。また、転勤等で本国から給与を得ている場合に税務機関が承認すれば個人所得税を軽減することができるようになった(第42

⁶ この条項の意味は基本的には外国投資企業及び外国人と関連する税金の種類を整理するためのものといえる。北朝鮮では1974年に税金が廃止されているが、国家納付金などの事実上の税金は存在する。憲法で「税金がなくなった国」という規定が置かれているために、当分の間国内経済において「税金」が復活することはないだろう。

⁷ 外貨管理法の改正により、外貨と朝鮮ウォンの換算レートが複数存在するようになったこととも関連していると考えられる。外貨管理法の改正については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(1)」『ERINA REPORT』vol. 58 (2004. 7) 59～61頁を参照されたい。

⁸ 具体的には「投資を適切に行わない場合」と「承認された生産業は行わずにサービス業のみを行う場合」であるが、このような問題が羅先経済貿易地帯を中心に実際に発生しているようである。

条)。

第4章は財産税について規定している。外国人が課税される財産税は「共和国領域内に有している建物、船舶及び飛行機」に対するものである(第43条)。財産税は財産所有者が申告納付するのが原則であるが、財産所有者が不在の場合には、財産管理者又は使用者が財産納付義務者となる(第44条)。財産税を課税するために建物、船舶、飛行機を取得後、20日以内に登録しなければならない(第45条)。また、登録された財産は毎年1月1日付で再評価をして公証期間の公証を得た価格で30日以内に再登録しなければならない(第47条)。以前の規定では、再登録の期限は2ヶ月であった。財産税の税率は建物は1%、船舶と飛行機は1.4%である(第50条)。また、羅先経済貿易地帯における外国人に対する建物の財産税免除は、本人が羅先にいることが条件となった(第53条)⁹。

第5章では相続税について規定している。外国人が相続税を納付しなければならないのは、①「共和国領域内にある」財産を相続した時、②「共和国領域内に居住している」外国人が「共和国領域外にある財産を相続された場合」の2ケースである。相続財産になるものとして、動産、不動産、貨幣財産、有価証券、預金及び貯金、保険金、知的所有権、債権等が例示されている。

相続税の納付は、改正前は現金納付が義務づけられていたが、現在では貨幣財産で納付するようになっている(第57条)。また、改正前には相続額が20万ウォン以下の場合には相続税が免除されたが、現在では免除が行われなくなった。

第6章は取引税を規定している。取引税は、工業、農業、水産業等の生産部門の外国投資企業に適用される。課税対象は、工業部門の製品販売収入、農業部門の農畜産物販売収入、水産部門の水産部門販売収入等の収入金(売り上げ)である(第61条)。取引税の税率は1~15%、国家が制限する製品と嗜好品の税率は16~50%とされている(第62条)。また、生産業とサービス業をともに行う外国投資企業に対して、取引税と営業税を別々に計算することを義務づける条項が新設された(第63条)¹⁰。

第7章は営業税を規定している。営業税は建設業を含むサービス業の収入金に対して課税される(第67~68条)。税率は建設、交通運輸、動力部門は2~%、金融、保険部門は3~5%、。商業、貿易、旅館、給養(食堂)、娯楽、衛生サービス等の部門は4~10%である(第69条)。また、

営業税の軽減に関する条項が新設されている(第71条)。

第8章は地方税を規定している。地方税は、当該地域の公園と道路、汚物処理施設等の施設を管理運営するための資金として賦課される(第73条)。具体的には都市経営税と自動車利用税の2種類である。都市経営税は、企業の場合、毎月の賃金総額に対して1%、個人の場合は毎月の収入額の1%である(第75条)。また、自動車を所有し、利用する場合には、自動車利用税を納付することが必要である(第76条)。

第9章は制裁及び申訴を規定している。第80条に「税務機関は税金の賦課及び徴収、税金納付と関連して偏向が表れないよう監督統制事業を強化しなければならない」と規定が新設された。同時に、外国投資企業及び外国人に対して、税務機関に対する文書及び資料の開示義務を課している。また、納付期限を30日以上過ぎても払わない税金に対する差し押さえについての規定が新設されている(第81条)。その他、「承認された業種以外の営利活動を行い、不平等な収入金を得た場合にはそれを没収する」(第83条)との規定も新設されている。税法において、ここまでの厳しい規定を置いていることを考えると、例えば生産業として登録を行い、税制上の優遇措置を受けながら、実質はサービス業を行うような例が発生していることが推測できよう。

おわりに

今回改正された保険法と外国人投資企業及び外国人税金法、同法の施行規則の改正の時期と内容を見ると、1999年から2001年にかけての非常に短い間に大きな変更が行われているのがわかる。これらの変更は、2002年7月1日の経済管理改善措置の前に行われている。

保険法の改正は、これまで国家保険機関が独占していた保険事業を、国内の企業所、機関、団体が保険会社を設立するように変更した点で、大きな変化であるといえる。この動きは国営企業の経営自主権の拡大や貿易を行える対象の拡大など、経済に関する権限の下放にともない、従来国家が独占していた時代の国営行政命令的手法から、さまざまなプレーヤーが行動する場で、一定のルールを設定して国家が行政的に管理をする方向へと向かう流れにつながっているようである。

外国人投資企業及び外国人税金法、同法の施行規則の改正を見ると、前回、税関法について指摘したのと同じよう

⁹ これは、建物を外国人名義で登録することにより、財産税相当の出費を不正に免れようとする行為を封じるための変更であると考えられる。

¹⁰ 生産業を主、サービス業を従として業務を行うことにして、結局サービス業のみを行う企業が多いためにこのような条項が作られたと考えられる。

に、実際の事業の経験から問題となったところを改善していくという傾向が見られる。これは、必ずしも遵法精神に富むとはいえない外国投資企業や外国人の行動を、法の枠内でコントロールしつつ、経済活動における柔軟性を確保する手法である。

北朝鮮の経済改革において、法はそれほど注目されていないが、経済管理方法の変化や、複数のプレーヤーが競

争を行う場が存在するようになることにより、公正な競争を実現するための行為規範が必要になっていることは明かである。1999年から2002年の間に改正された経済関連法の内容を見ると、国家独占であった事業に「民間」が参入するという権限の下放と、経済実態に合わせて法規を改正するという2つの傾向が明らかになってくる。

資料（筆者による翻訳*）

1. 保険法

チュチェ 84 (1995) 年 4 月 6 日 最高人民会議常設会議決定第58号で採択
 チュチェ 88 (1999) 年 2 月 4 日 最高人民会議常任委員会政令83号で修正
 チュチェ 91 (2002) 年 5 月 16 日 最高人民会議常任委員会政令第3038号で修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 保険法の基本		第一章 保険法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国保険法は、保険の機能及び役割を高め、国の経済発展及び人民生活の安定に寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国保険法は、保険事業における制度及び秩序を厳格に樹立し、保険当事者の権利及び利益を保護し、国の経済発展及び人民生活安定に貢献する。
2	保険は、人体保険と財産保険に分ける。 人体保険には、生命保険、児童保険、旅客保険、災害保険等が属し、財産保険には、火災保険、海上保険、農業保険、信用保険等が属する。 国家は、保険に対する需要の増大に即して保険の種類を増やし、保険事業を自発性及び義務性の原則から正しく行うようにする。	2	保険は人体保険と財産保険に分ける。 人体保険には生命保険、災害保険、児童保険、旅客保険等が、財産保険には火災保険、海上保険、農業保険、責任保険、信用保険等が属する。
	第4条参照	3	保険契約は保険活動の基礎である。 国家は保険当事者が平等な地位で保険契約を結び、正確に履行できるようにする。
		4	国家は保険事業が自願性及び義務性、信用の原則に基づいて行われるようにする。
3	朝鮮民主主義人民共和国において保険事業は、国家保険機関が行う。 特殊経済地帯では、共和国の当該法規に従い外国投資家及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞も保険事業を行うことができる。外国の保険企業の代表部、支社、代理店も保険事業を行うことができる。	5	朝鮮民主主義人民共和国においての保険事業は国家保険管理機関及び保険会社が行う。特殊経済地帯において外国投資家、海外朝鮮同胞は保険会社を、外国の保険会社は代表部、支社、代理店を設立運営することができる。
4	国家は、保険当事者が平等な地位で保険契約を締結し、履行するようにする。		第3条参照
5	国家は、保険事業を奨励し、不慮の事故又は自然災害によって発生した被害及び損害に対する保険補償を円満に行うようにする。		
6	国家は、機関、企業所、団体及び公民、共和国領域にある外国機関、外国投資企業、外国人が保険に加入しようとする場合、共和国領域にある国家保険機関又は外国投資保険企業が行う保険に加入するようにする。	6	国家は保険に入ろうとする機関、企業所、団体、公民又は外国機関、外国投資企業、外国人が、共和国領域にある保険会社の保険に入るようにする。
7	国家は、保険分野で外国の保険機関、国際保険機構との交流及び協力を発展させる。	7	国家は保険分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。
		8	朝鮮民主主義人民共和国が承認した保険分野の国際条約は本法と等しい効力を持つ。
	第二章 保険当事者		
8	保険当事者は、保険者及び被保険者である。保険者には、国家保険機関及び外国投資保険企業が、被保険者には、保険に加入した機関、企業所、団体及び公民、外国機関、外国投資企業、外国人が属する。		
9	保険者は、保険事故によって被保険者が被った損害若しくは被害を補償し、又は保険期間の終了次第保険金を払い戻す義務を負い、被保険者は、保険補償を受け取る権利を有する。		
10	義務的な保険、外貨で行う保険及び再保険を行なおうとする保険者は、国家保険管理機関と合意しなければならない。		
11	保険者は、当該保険契約標準条件、保険料率を作成し、国家保険管理機関の承認を受けなければならない。 承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料率は、適用することができない。		
12	保険者は、年間業務決算の終了次第、貸借対照表及び損益計算書を正確に作成し、国家保険管理機関に提出しなければならない。		
13	外国投資保険企業は、自らが受け取った保険料の30%以上を定められた保険機関に再保険しなければならない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
14	被保険者は、保険事故によって損害を被った場合、保険補償金を受け取ることができる被保険利益が必要である。		
15	被保険者は、保険契約で定めた通りに、保険者に保険料を支払わなければならない。第三者のために保険契約を締結した者も、保険料を支払わなければならない。		
16	被保険者は、保険契約を締結したとき、保険対象に対する重要資料を保険者に正確に知らせなければならない。 被保険者は、財産保険対象の被害及び損害を防ぐための契約義務を誠実に履行し、財産保険事故が発生すれば、直ちに保険者に知らせ、損害が拡大しないようにしなければならない。		
	第三章 保険契約		第二章 保険契約
17	保険契約は、保険者と被保険者の間で締結する。 第三者のために保険契約を締結することもできる。	9	保険契約は保険者及び保険契約者の間で書面で締結する。 保険契約者とは被保険者又は被保険者のために保険契約を結んだ者となる。
		10	保険契約により保険契約者は保険料を支払う義務を、保険者は被保険者に保険金又は保険補償金を支払う義務を負う。
		11	被保険者は被保険利益があることで、保険契約を締結することができる。 被保険利益なく、保険契約を締結する行為はできない。
		12	保険契約において合意する事項は次の各号に掲げる通りである。 1. 保険者の名前 2. 保険契約者の名前及び住所 3. 保険対象 4. 保険価格 5. 保険金額 6. 保険条件 7. 保険期間及びその開始日 8. 保険料及び支払方法 9. 保険補償方法 10. その他の必要な事項
		13	保険契約を締結する場合、保険者は保険契約標準条件を保険契約者に提示し、その内容を説明しなければならない。 保険契約者は保険契約に関連した正確な資料を保険者に提出しなければならない。
		16	保険契約者が保険料を定められた期間内に支払わない場合、保険契約の効力は中止する。この場合、保険者は合意して保険料を支払うことで保険契約の効力を回復させることができる。
		17	保険契約者は保険料を契約通り支払っていないため保険契約の効力が中止した場合、保険者と合意して保険料を支払い、保険契約の効力を回復させることができる。 保険者は保険契約の効力回復に対する合意ができない場合、保険契約を取り消すことができる。
		18	保険者及び保険契約者は契約期間に変更できない保険を除いては合意して契約を変更できる。この場合、保険契約申請書及び保険証券にその内容を明かさなければならない。
		19	保険契約者は保険者と合意して、保険事故が発生する前に、いつでも契約の全部又は一部を取り消すことができる。災害保険、海上保険等は取り消すことができない。
		20	保険者は保険契約者が故意的に発生させる場合や、虚偽申告をして保険補償を要求する場合には、その保険契約を取り消すことができる。この場合、保険料は返さない。
		21	再保険契約は国家保険管理機関の承認を得て締結する。
		22	社会及び集団の利益を侵害する保険契約、違法的に締結する保険契約は効力を持たない。 保険事故が発生した後から結んだ保険契約も効力を持たない。
		23	保険者は第三者の過失により発生した保険事故に対して第三者に補償を請求することができる。この場合、保険契約者は必要な証拠資料を提出しなければならない。
		24	保険補償請求は契約に定められた期間に行う。
		25	保険契約は保険仲介人を通じて締結することができる。 保険仲介人は保険契約者のために保険契約を締結する。
		26	保険仲介人は国家保険管理機関の承認を得て保険仲介業務を行わなければならない。 保険仲介人は過失により保険契約者に損害を与えたことに対して責任を負う。
18	保険当事者は、人体保険契約を定められた手続及び方法に基づいて締結しなければならない。 人体保険契約を締結する手続及び方法は、国家保険機関が定める。		

旧条	旧条文	新条	新条文
19	保険当事者は、財産保険契約を当該保険契約標準条件に従い締結しなければならない。 当該保険契約標準条件にない事項は、保険当事者が協議して定めることができる。		
20	保険者は、保険契約を締結すれば、保険証書を被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者に与えなければならない。	14	保険契約は保険契約申請書を受け取った保険者がそれに同意し、保険証券を発給したときに締結される。 保険証券の形式は国家保険管理機関が定める。
21	保険契約の効力は、保険者が被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者から保険料又は保険料支払保証を受け取った時点で発生する。 被保険者又は第三者のために生命保険、児童保険契約を締結した者が定められた期間に保険料を支払わなければ、保険契約の効力は消滅し、保険料を再び支払えば、そのときから保険契約は効力を有する。	15	保険補償責任は、保険者が保険契約者から保険証券で指摘されている保険料の全部又は一部を受け取ったときに発生する。保険料は契約により一括で支払うこともでき、又は分割で支払うこともできる。
22	財産保険契約の対象は、金額で計算できなければならない、保険価格は当事者間で協議して定める。 財産保険契約を更新しようとする保険当事者は、保険対象の価格を再び定め、保険契約書に反映しなければならない。		第38条参照
23	財産保険契約期間に保険対象におよぼす危険が変動すれば、保険当事者は協議して契約内容を変更しなければならない。 保険者は危険が増大したことに對しては追加保険料を受け取り、危険が縮小したことに對しては該当する保険料を返さなければならない。		第44条参照
24	財産保険契約期間に保険対象の価格が低下した場合、被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者は、保険金額及び保険料を残った保険期間に該当する分だけ減額することを要求することができる。		第44条参照
25	保険契約を締結した被保険者は、契約された保険対象を第三者に譲渡することができる。この場合、保険者に事前に知らせなければならない。		
26	財産保険対象が第三者に譲渡されれば、保険契約にともなう当事者の権利義務もともに委譲される。この場合、すでに契約書で定められた危険が増大すれば、当該契約の更新、取消を行うことができる。		
27	災害保険は、契約期間の途中で取消又は変更を行うことができない。 但し、生命保険契約、児童保険は、契約期間の途中で取り消すことができる。		
28	保険者は、財産保険対象に対する被保険者の管理状況を調査することができ、事故要素を発見すれば、それをなくすための意見を与えることができる。		
第四章 保険補償			
29	保険補償は、人体保険では保険金で、財産保険では保険補償金で保険者が行う。 保険者は、保険補償を定められた通りに行なわなければならない。		
30	保険金額は、保険補償金の最高限度であり、保険料計算の基礎である。 保険金額は、保険当事者が協議して定める。 保険補償は、保険金額を超過して行うことができない。		
31	保険者は、生命保険、児童保険に加入した被保険者が死亡した場合、該当する保険金を支払い、保険事故がなく保険契約期間が終了し、定められた保険料を全額支払った被保険者には、満期保険金を支払わなければならない。		第28条参照
32	保険者は、旅客保険、災害保険に加入した被保険者が死亡した場合又は労働能力を喪失した場合、該当する保険金を支払わなければならない。 労働能力鑑定は、当該医療機関が行う。		第30条参照
33	生命保険に加入した被保険者が、裁判所の判決によって財産没収の刑を受けた場合、保険金を支払わない。		
34	旅客保険、災害保険、財産保険の場合、保険事故がなく保険契約期間が終了すれば、すでに受け取った保険料は保険者の収入とする。		
35	被保険者は、財産保険事故が発生した場合、契約で定められた期間内に、損害鑑定文書及び保険証書を添付した損害補償請求書を保険者に提出しなければならない。 保険者は、損害補償請求書を正確に検討し、保険補償金を支払わなければならない。		
36	保険者は、財産保険事故が発生し、被保険者が増大する損害を防ぐために正当に支出した費用を補償しなければならない。但し、被保険者が適時に対策を立てずに増大した損害は補償しない。		第51条参照
37	財産保険価格の一部を保険に入れた場合、保険補償金は、保険価格に対する保険金額の比率に基づいて計算する。		
38	財産保険対象の損害額は、損害が発生した場所の当該時期の価格に基づいて、保険当事者が協議して定める。		
39	保険者は、財産保険対象に部分損害が発生すれば、それに該当する金額のみを補償し、全損害が発生すれば、保険金額の全部を補償する。		

旧条	旧条文	新条	新条文
40	財産保険金額の全部を補償した保険者は、当該保険対象に対する被保険者の権利及び利益の全部を譲り受ける。但し、財産保険金額の一部を補償した場合には、補償した金額に該当する被保険者の権利及び利益のみを譲り受ける。		
41	被保険者は、財産保険事故の責任が第三者にある場合、その者から損害補償金を請求することができる文書を受け取り、保険者に提出しなければならない。 損害補償請求文書を受け取っていない保険者は、損害補償金を支払わない。		
42	戦争又はそれと類似した事変により発生した被害又は損害は、契約に別途に定められていない限り、補償しない。		
43	保険補償を受ける権利がある者又は保険補償を受けることに利害関係のある第三者の故意又は過失により発生した被害、損害、自然減耗、腐敗変質、錆、摩耗などによって発生した損害は補償しない。		
			第三章 人体保険
		27	人体保険は被保険者の生命や身体を対象とする。 児童保険を除いては民事上の行為無能力者は人体保険に入れない。
第31条参照		28	保険者は生命保険、児童保険に入っている被保険者が死亡した場合、該当する金額を支払わなければならない。 保険契約期間が終わり、保険料を全部払った被保険者には、満期保険金を支払わなければならない。
		29	被保険者を除いて保険金請求権を持つ者を保険収益者という。保険収益者の選定は被保険者が行う。
第32条参照		30	保険者は旅客保険、災害保険に入った被保険者が死亡した場合や労働能力を失った場合、該当する保険金を支払わなければならない。労働能力鑑定は当該医療機関が行う。
		31	保険契約者は他の人の死亡を条件に保険契約を締結する場合、その人の同意を書面で得なければならない。 保険事故により生まれた権利を被保険者ではない者に譲渡する場合にも、その人の同意を書面で得なければならない。
		32	死亡を条件とする保険において、保険者は保険事故が保険契約者、保険収益者の過失により発生した場合でも保険補償を行わなければならない。
		33	保険収益者を変更する場合には保険者に書面で通知する。 保険者は保険収益者変更通知を受理すれば、保険契約申請書にその事実を明かさなければならない。
		34	保険収益者を数人選定した場合には、保険金の分配比率を個別的に定める。 合意により比率を同じにすることができる。
		35	死亡保険金を被保険者の相続人に支払う場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 保険収益者が決まっていない場合 2. 保険収益者が被保険者より先に死亡したが、他の保険収益者がいない場合 3. 保険収益者が保険金請求権を喪失又は諦めたが他の保険収益者がいない場合
		36	保険者は保険契約者が故意に保険事故を起こした場合には保険金支払い責任を負わない。 保険収益者が故意に保険事故を起こした場合にも保険金支払い責任を負わない。
		37	保険者は第三者の過失により被保険者が死亡、負傷した場合や、病気により被保険者又は保険収益者に保険金を支払った場合には第三者から補償される権利を得る。
			第四章 財産保険
第22条参照		38	財産保険は機関、企業所、団体及び公民の財産を対象とする。 財産保険の対象は金額で計算できるものとする。
		39	保険価格は保険金額の最高限度である。 保険金額は保険価格を超過して定めることができない。
		40	1つの対象を2つ以上の保険に入れた場合、保険補償金の総額は保険金額を超過することができない。 1つの対象を2つ以上の保険に入れた被保険者は、その事由を当該保険者に伝えなければならない。
		41	保険者は保険契約を更新する場合、被保険者及び保険対象、保険価格に再び合意し、保険契約申請書に明記して保険証券を再び発給しなければならない。
		42	保険金額が保険価格より低い場合、保険者は保険金額及び保険価格の比率に合わせて補償責任を負わなければならない。但し保険契約において別に合意した内容がある場合にはそれに基づく。

旧条	旧条文	新条	新条文
		43	<p>保険者は保険契約により保険対象の管理又は安全状態について検閲することができる。又は表われた欠陥を直すことについて被保険者に要求することができる。</p> <p>被保険者が保険対象の管理を正しく行っていない場合には保険料を高くし、又は契約を取り消すことができる。</p>
	第23、24条参照	44	<p>保険者は保険対象の危険度又は保険価格が低くなると保険料を低くし、低くなった期間の保険料を計算して被保険者に返さなければならない。契約で別に定めた場合にはそれに基づく。</p>
		45	<p>保険期間が始まる前に契約の取り消しを提起された保険者は、手数料を控除した保険料を被保険者に返さなければならない。</p> <p>保険期間が始まった後、契約の取り消しを提起された場合には、その期間に該当する保険料を控除した金額を被保険者に返さなければならない。</p>
		46	<p>保険者は契約期間に取り消すことができない保険を除いて、保険対象に部分的な損害が発生した場合には、該当する保険金を支払い、保険契約を取り消すことができる。この場合、被保険者に通知しなければならない。</p>
		47	<p>保険者が支払った保険補償金が保険価格と同じである場合には、その対象に対する被保険者の権利は保険者に移る。</p>
		48	<p>保険者は第三者により損害を被った場合、被保険者に保険金を支払い、その範囲内で第三者に損害賠償を請求することができる。被保険者がすでに第三者から損害賠償を得た場合には、その金額を控除した保険補償金を支払う。</p>
		49	<p>保険者は保険補償金を支払う前に、被保険者が第三者に対する損害補償請求権を諦めた場合、それに対する補償責任を負わない。</p> <p>被保険者に保険補償金を支払った後、保険者との合意なく第三者に対する損害補償請求権を諦めた場合には、すでに支払った保険補償金を返してもらい権利を得る。被保険者の過失により第三者に対する損害補償請求権を行使しなかった場合には、保険者は保険補償金を低くすることができる。</p>
		50	<p>責任保険において保険者は、被保険者が第三者に損害を与えた場合には保険補償金を第三者に直接支払わなければならない。</p> <p>被保険者が第三者に与えた損害及びそれに関連する仲裁費用、訴訟費用は保険者が負担する。但し、契約で別に定めた場合にはそれに基づく。</p>
	第36条参照	51	<p>被保険者が保険事故の原因及び規模を調査確定するため、損害が増えることを防ぐためにかかった費用は保険者が負担する。</p>
			第五章 保険会社
		52	<p>保険会社の設立承認と営業許可は国家保険管理機関が行う。設立承認と営業許可を得てない保険会社は保険業務を行うことができない。</p>
		53	<p>保険会社の設立に必要な条件は次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の定款と内部準則 2. 保険契約標準条件と保険料率 3. 決められた登録資金 4. 営業場所と事務施設 5. 必要な業務成員
		54	<p>保険会社を設立する機関、企業所、団体は、まず会社設立条件を揃えたことと関連する証明文書と業務実行可能性資料、財政銀行関係資料等を国家保険管理機関に提出し、合意を得た後、保険会社設立申請文書を提出しなければならない。</p> <p>保険会社設立申請文書の形式は国家保険管理機関が定める。</p>
		55	<p>国家保険管理機関は保険会社設立申請文書を検討し60日以内に会社の設立を承認又は否決しなければならない。</p> <p>保険会社の設立が承認されれば保険会社営業許可証を発給しなければならない。</p>
		56	<p>保険会社は営業許可証を取得した後、30日以内に会社登録を行わなければならない。</p> <p>会社登録を行わなければ営業できない。</p>
		57	<p>営業許可証をとって3ヶ月以内に会社登録をしない場合は、保険会社の営業許可は取り消される。</p>
		58	<p>保険会社は共和国領域に支社又は事務所を設置する場合、国家保険管理機関の承認を得なければならない。</p> <p>保険会社の支社、事務所は該当する登録をしてはじめて営業活動を行うことができる。</p>
		59	<p>保険会社は国家保険管理機関が承認した範囲内で営業活動をしなければならない。名称、定款、業種、登録資金、営業場所等を変更する場合には改めて承認を得なければならない。</p>
		60	<p>保険会社は定められた最低補償支払能力を持っていなければならない。</p> <p>保険基金を積立てなければならない。</p> <p>保険基金の規模と積立て方法は国家保険管理機関が定める。</p>
		61	<p>保険会社は代理人を選定し、代理人を通じて保険業務を行うことができる。この場合、代理人名簿を揃えて保険代理人を登録しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
		62	保険代理人は保険会社が与えた権限の範囲内で代理人業務を行い、その状況を文書で正確に明かさなければならない。 保険代理行為に対する責任は該当する保険会社が負う。
		63	生命保険会社の代理人は他の生命保険会社の代理業務を行うことができない。
		64	保険会社は会計年度終了後3ヶ月以内に業務報告書、貸借対照表、損益計算書等の文書を正確に作成し、国家保険管理機関に提出しなければならない。
	第五章 保険事業に対する指導統制及び紛争解決		第六章 保険事業に対する指導統制及び紛争解決
44	保険事業に対する指導統制は、国家保険管理機関が行う。国家保険管理機関は、保険事業を正確に掌握指導し、保険契約標準条件及び保険料率の適用を常に監督統制しなければならない。	65	保険会社に対する指導統制は国家保険管理機関が行う。 国家保険管理機関は保険事業発展の要求に合わせて保険事業に対する指導体系と方法を改善し、保険会社の営業活動を正確に統制しなければならない。
		66	国家保険管理機関は次の各号に掲げる通りの事業を行う。 1. 国家の保険政策と保険法を執行するための細則、指導書を作成する。 2. 国際保険市場と保険発展趨勢を調査分析し、保険会社に通報する。 3. 保険会社の定款、保険契約標準条件、保険料率、業種とその変更を承認する。 4. 保険会社の登録資金とその最低限度額を規定する。 5. 保険会社は支社、事務所、代理人の営業活動を監督する。 6. その他、国家が委任した事業を行う。
		67	国家保険管理機関は保険事故に対する評価と鑑定を正確に行わなければならない。 保険事故に対する評価と鑑定は専門鑑定機関又は国家的資格がある幹部のみができる。
		68	当該機関、企業所、団体と保険会社は、保険事業と関連する文書と資料を定められた期間まで保管しなければならない。
45	次の各号に掲げる場合には、罰金を徴収する。 1. 国家保険管理機関との合意なしに義務的保険、外貨で行う保険、再保険を行なった場合 2. 国家保険管理機関の承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料を適用した場合 3. 年間貸借対照表及び損益計算書を事実通りに作成しなかった場合又は適時に提出しなかった場合 4. 正当な理由なく保険補償を行なわなかった場合又は適時に行なわなかった場合	69	保険会社に罰金を課する場合、営業を中止させる場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 承認を得ずに会社を設立した場合、営業許可を得ずに保険業務を行った場合 2. 承認を得ずに保険契約標準条件、保険料率を適用した場合や業種を変更した場合 3. 財政状態票、損益計算書を事実通りに作成してない場合や偽造した場合 4. 正当な理由もなく保険補償をしてない場合や少なく補償した場合 5. 承認を得ずに会社の名称、定款、登録資金、営業場所を変更した場合 6. 保険基金を積立てなかった場合や承認を得ずに他の用途に利用した場合 7. 承認を得ずに会社を分離した場合や統合した場合 8. 子供を除いた行為無能力者を対象に人体保険を入れた場合
		70	保険契約者又は保険収益者に罰金を課する場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 故意的に保険事故を起こして保険補償を得た場合 2. 保険事故と関連する虚偽通報をして保険補償を得た場合 3. 文書を偽造して保険補償を多く得た場合
		71	保険会社の個別的幹部に罰金を課す場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 職権を悪用して被保険利益を与えた場合や正当な根拠もなく保険補償請求手続をさせ、又は保険補償を行った場合 2. 保険契約者又は保険収益者を騙した場合 3. 保険契約者又は保険収益者の違法行為を助長した場合、又は共謀した場合
		72	保険代理人、保険仲介人が保険者又は保険契約者、保険収益者を騙した場合は罰金を課するかその活動を中止させる。
46	本法に違反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民には、情状に従い行政的又は刑事的責任を課する。	73	この法を守らずに嚴重なる結果を引き起こした場合には情状により刑事責任を負わせる。
47	保険事業と関連する紛争は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、共和国の裁判、仲裁機関に提起して解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	74	保険事業と関連した紛争は協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、共和国裁判、仲裁機関に提議して解決する。 当事者の合意により第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

2. 外国投資企業及び外国人税法（新旧対照表）

チュチュエ 82 (1993) 年 1 月 31 日 最高人民会議常設会議決定第 26 号として採択
 チュチュエ 88 (1999) 年 2 月 26 日 最高人民会議常任委員会政令第 484 号として修正補充
 チュチュエ 90 (2001) 年 5 月 17 日 最高人民会議常任委員会政令第 2315 号として修正補
 チュチュエ 91 (2002) 年 11 月 7 日 最高人民会議常任委員会政令第 3400 号として修正

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 外国投資企業及び外国人税法の基本		第一章 外国投資企業及び外国人税法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。
2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。 企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。 外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合弁企業、外国人企業及び共和国の法人ではない外国企業が行う。	2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。 企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。 外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合弁企業、外国人企業及び共和国の法人ではない外国企業が行う。
3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。	3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。
4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。
5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。	5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。
6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。	6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。
7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。	7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。
	第二章 企業所得税		第二章 企業所得税
8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノウハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。	8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノウハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。
9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に創立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。	9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に創立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。
10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。 羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。	10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。 羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。
11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。	11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。
12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。	12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。
13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。	13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。
14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。

旧条文	新条文
15	15
<p>次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2. 奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3. 羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4. 羅先経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。 	<p>次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2. 奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3. 羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4. 羅先経済貿易地帯で総投資額が45億ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。
16	16
<p>外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けられる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。</p>	<p>外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けられる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。</p>
第三章 個人所得税	
17	17
<p>共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。</p>	<p>共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。</p>
18	18
<p>個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による所得 2. 利子所得 3. 配当所得 4. 固定資産賃貸所得 5. 財産販売所得 6. 知的所有権及びノー・ハウの提供による所得 7. 経営と関連したサービス提供による所得 8. 贈与所得 	<p>個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による所得 2. 利子所得 3. 配当所得 4. 固定資産賃貸所得 5. 財産販売所得 6. 知的所有権及びノー・ハウの提供による所得 7. 経営と関連したサービス提供による所得 8. 贈与所得
19	19
<p>個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5～30%とする。 2. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。 3. 贈与所得に対する個人所得税は所得が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2～15%とする。 4. 財産販売所得に対する所得税率は25%とする。 	<p>個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が7万5千ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5～30%とする。 2. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。 3. 贈与所得に対する個人所得税は所得が75万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2～15%とする。 4. 財産販売所得に対する所得税率は25%とする。
20	20
<p>労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法し計算する。</p>	<p>労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法し計算する。</p>
21	21
<p>配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。</p>	<p>配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。</p>
22	22
<p>利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。</p>	<p>利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。</p>
23	23
<p>固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。</p>	<p>固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。</p>
24	24
<p>個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。 2. 財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。 <p>共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。</p>	<p>個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。 2. 財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。 <p>共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。</p>
第四章 財産税	
25	25
<p>外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。</p> <p>羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。</p>	<p>外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。</p> <p>羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1. 財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2. 財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3. 財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4. 財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。	26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1. 財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2. 財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3. 財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4. 財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。
27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。	27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。
28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。	28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。
29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。	29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。
30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。	30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。
	第五章 相続税		第五章 相続税
31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。	31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。
32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。	32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。
33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。	33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。
34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。	34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。
35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。	35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。
36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。	36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が375万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。
	第六章 取引税		第六章 取引税
37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。	37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。
38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。	38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。
39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。	39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。
40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。	40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。
41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。	41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1. 輸出商品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2. 羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。	42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1. 輸出商品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2. 羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。
	第七章 営業税		第七章 営業税
43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。	43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。
44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。	44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。
45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。	45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。
46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。	46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。
47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。	47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。	48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。
	第八章 地方税		第八章 地方税
49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。	49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。
50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。	50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。
51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。	51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。

旧条	旧条文	新条	新条文
52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1. 外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。 2. 居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。	52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1. 外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。 2. 居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。
53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。	53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。
54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。	54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。
55	自動車利用税の税額は20～220ウォンとする。	55	自動車利用税の税額は1,500～1万5,000ウォンとする。
56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。 自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したことに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。	56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。 自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したことに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。
第九章 制裁及び申訴		第九章 制裁及び申訴	
57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。
58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1. 税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2. 控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3. 故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。	58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1. 税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、15万ウォンまで支払わせる。 2. 控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3. 故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。
59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。	59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。
60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。	60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。
61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。 申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。 申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。

3. 外国投資企業及び外国人税金法施行規定

1994年2月21日 政務院決定
チュチュエ 91 (2002) 年6月14日 内閣決定第39号として採択

旧条	旧条文	新条	新条文
0.5	第一章 一般規定	0.5	第一章 一般規定
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法』を正確に執行するために制定する。	1	本規定は朝鮮民主主義人民共和国の外国投資企業及び外国人税金法を正確に執行し、税務事業における制度及び秩序を確立するために制定する。
		2	外国投資企業及び外国人と関連する税金には、企業所得税、個人所得税、財産税、相続税、取引税、営業税、地方税が含まれる。
2	本規定は、共和国領域の内外で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業と外国人、共和国領域内で所得を得る外国企業と外国人に適用する。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外の朝鮮同胞にも、本規定を適用する。 外国人投資企業には、『朝鮮民主主義人民共和国領域外国人投資法』に従って設立運営される合作企業、合弁企業、外国人企業が、外国企業には共和国領域内に常駐機関を設置して経営活動を行い、又は常駐機関を設けずして共和国領域内で利子、配当金、賃貸料と工業所有権、ノー・ハウの提供による所得等の所得源泉のある外国会社、商社その他の経済組織が属する。 本規定で、外国人投資企業及び外国企業を外国投資企業という。	3	共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人は、本規定に基づいて税金を納付しなければならない。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る海外朝鮮同胞にも、本規定を適用する。 外国投資企業には外国人投資企業及び外国企業が含まれる。 外国人投資企業には共和国領域内で創設運営される合作企業、合弁企業、外国人企業が、外国企業には共和国領域内に常駐機構を置いて経営活動を行い、又は常駐機構を置かずして共和国領域内で所得を得る外国会社、商社等の経済組織が属する。 外国人には共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国人が属する。
3	外国投資企業及び外国人に対する税金の賦課と徴収、税金納付状況についての監督統制事業は、財政機関が行う。 財政機関には、財政部と道、市、郡の行政経済委員会の財政部署が含まれる。 外国投資企業及び外国人は、税務状況を検閲するのに必要な書類と資料を適宜に提示しなければならない。	12	外国投資企業及び外国人に対する税金の賦課及び徴収、税金納付と関連する事業は、中央財政指導機関の統一の掌握及び指導の下で当該税務機関が行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
4	<p>外国投資企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関に税務登録を行い、税務登録証の発給を受けなければならない。</p> <p>共和国領域内に180日以上滞留する外国人は、滞留承認を受けた日から30日以内に、当該財政機関に税務登録を行わなければならない。</p> <p>企業の所在地が変動した場合又は統合、分離された場合及び登録資本、経営範囲、業種等が変更された場合には、変更登録を行なった日から20日以内に、当該財政機関に税務変更登録を行い、税務登録証の再発給を受けなければならない。</p> <p>解散される外国投資企業は、道行政経済委員会に企業登録の取消手続をする20日前に、当該財政機関に税務登録取消手続を行わなければならない。</p>	4	<p>外国投資企業及び外国人は次の各号に掲げる通りに税務登録をしなければならない。1. 外国投資企業は企業を登録した日から20日（羅先経済貿易地帯では15日）以内に、該当する財政機関（以下、税務機関とする）に税務登録をしなければならない。企業の所在地が変動し、又は企業が統合、分離した場合及び登録資本、経営範囲、業種等の税務登録内容に変更がある場合には、変更登録をした日から20日（羅先経済貿易地帯では15日）以内に、税務機関に税務変更登録を行わなければならない。解散される外国投資企業は、企業登録取消手続を行う20日前に当該税務機関に税務登録取消手続を行わなければならない。2. 共和国領域内に180日（羅先経済貿易地帯では90日）以上の滞留又は居住する外国人は、滞留又は居住承認を得た日から20日（羅先経済貿易地帯では15日）以内に、当該税務機関に税務登録をしなければならない。</p>
5	<p>税務登録を行なおうとする場合には、税務登録申請書を当該税務機関に提出しなければならない。</p> <p>外国投資企業は、次の内容を明らかにした税務登録申請書に企業登録写本を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業名と住所 2. 企業登録日、登録番号 3. 企業の経営方式と業種 4. 経営期間 5. 従業員総数（そのうち外国人数） 6. 敷地面積 7. 取引銀行名と口座番号 8. 企業責任者と財政簿記責任者の氏名 <p>外国人は、税務登録申請書に氏名と国籍、住所、旅券番号、滞留証発給日、滞留期間を明らかにしなければならない。</p> <p>税務変更登録又は税務登録取消手続を行なおうとする場合には、税務変更登録申請書又は税務登録取消申請書に、企業名と住所、変更又は取消の根拠を明らかにしなければならない。</p>	5	<p>税務登録を申請する場合には、当該税務機関に税務登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>外国投資企業の税務登録申請書には、企業の名称及び所在地、企業登録日付及び登録番号、総投資額及び登録資本、企業形態及び業種、経営機関、従業員数（その中で外国人数）、敷地面積及び建物面積、取引銀行の名称及び口座番号、企業の責任者及び財政簿記責任者名並びにその他必要な内容を明らかにし、企業登録文書写本を添付しなければならない。</p> <p>外国人の税務登録申請書には申請者名、国籍、住所、旅券番号、滞留証又は居住登録証の発給日付、滞留又は居住期間等の内容を明らかにし、必要な文書を添付しなければならない。</p> <p>税務変更登録を申請する場合、税務登録取消手続を申請する場合には、税務機関に企業の名称又は外国人名及び住所、変更及び取消根拠等の内容を明らかにし、税務変更登録申請書又は税務登録取消申請書を提出しなければならない。</p>
		6	<p>税務登録を行った場合には、税務登録をした日から10日以内に、申請者に税務登録証を発給しなければならない。</p> <p>税務登録に変更がある場合には、税務登録証を再び発給しなければならない。</p>
6	<p>税務に利用される文書様式は、財政省が定める。</p> <p>税務文書は、朝鮮語で記入しなければならない。外国語で記入した場合には、その下に朝鮮語の訳を記さなければならない。</p> <p>税務文書には、企業の印章と企業責任者及び財政簿記責任者の印章を押さなければならない。</p>	7	<p>税務に利用する文書様式は財政省（以下、中央財政指導機関とする）が制定する。</p> <p>税務と関連する文書は朝鮮語で書かなければならない。</p> <p>税務文書を外国語で書いた場合には、その下に朝鮮語で翻訳して書かなければならない。</p> <p>税務文書には企業の印章及び企業責任者、財政簿記責任者の印章を押さなければならない。</p>
7	<p>税務と関連する文書（コンピュータで記録した場合にはテープとフロッピーディスク）は取引が発生した順序通りに綴り、文書作成から5年間（財政簿記決算書、固定資産文書は、企業の存続期間の終了まで）保存しなければならない。</p>	8	<p>外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業の簿記計算及び関連する法規範に基づいて行わなければならない。</p> <p>税務と関連のある文書（税務と関連のある内容が記録されているコンピュータ記憶媒体を含む）は、取引が行った日から順番に綴り、文書が始まった日から5年（財政決算文書、固定資産と関連のある文書は当該企業の存続期間が終わるまで）間、保存しなければならない。</p>
8	<p>外国投資企業及び外国人が納める税金は、朝鮮ウォンで計算し納付する。朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した時期の外貨換算率に従って行う。</p>	9	<p>税金は計算された朝鮮ウォンを当該時期の貿易銀行が発表した外貨交換レートに合わせて、転換性外貨に換算して納付しなければならない。</p>
9	<p>税金は、収益者が直接申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。</p>	10	<p>税金は収益者が直接申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付しなければならない。</p>
10	<p>税金は、財政機関の確認を受けた税金納付書の提出とともに、当該銀行に納付する。</p> <p>税金を受け取った銀行は、申告納付者又は控除納付者（以下、納税義務者とする。）に税金納付領収書を、財政機関には税金納付通知書を発給しなければならない。</p>	11	<p>税金は当該銀行の税務機関口座に納付しなければならない。</p> <p>税金を納付する場合には、税務機関の確認を受けた税金納付文書を当該銀行に提出しなければならない。銀行は税務機関の確認がある文書のみ受け付けて決済しなければならない。</p> <p>銀行は申告納付者又は控除納付者（以下、納税義務者とする）に税金納付領収書を、税務機関には税金納付通知書を発給しなければならない。</p>
11	<p>帰国（臨時出国は除外）しようとする外国人は、未納の税金を納付しなければ出国手続を行うことはできない。</p>	13	<p>帰国（臨時出国は除く）する外国人は、税金を納付した確認文書がなければ出国手続を行うことができない。</p>
12	<p>外国投資家と外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間で締結した税金と関連する協定で、本規定と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に従って税金を納付することができる。</p> <p>外国投資家には、共和国領域内に投資した外国の法人と個人が含まれる。</p>	14	<p>外国投資家及び外国人は、共和国と自国の政府間で締結した税金と関連する協定に、税金問題を本規定とは異なるように定めた場合には、その規定に基づいて税金を納付できる。</p> <p>外国投資家には共和国領域内に投資した外国の法人及び個人が含まれる。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	第二章 企業所得税		第二章 企業所得税
13	<p>外国投資企業は、共和国領域内で得た所得については、企業所得税を納付しなければならない所得には、企業活動で得た所得とその他の所得が含まれる。</p> <p>企業活動を行なって得た所得には、生産部門の生産物販売所得、建設、探査、開発部門の所得、商業（貿易も含む。）部門の商品販売所得、金融部門の利子及び手数料所得、交通運輸、通信、公共給食便益等のサービス部門の運賃及び料金所得等が含まれる。</p> <p>その他の所得には、次の所得が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利子所得 2. 利益配当所得 3. 財産の賃貸及び譲渡所得 4. 工業所有権とノー・ハウ、著作権の提供及び譲渡による所得 5. 技術顧問、相談、技能工養成等の経営サービスを行なって得た所得 6. 廃棄物及び副産物処理による所得 7. これ以外の所得 外国人投資企業は、共和国領域外で得た所得についても、企業所得税を納付しなければならない。 	15	<p>外国投資企業は共和国領域内で企業活動を行い得た所得及びその他の所得、共和国領域外で得た所得に対して企業所得税を納付しなければならない。</p>
		16	<p>企業所得税の課税対象は次の各号に掲げるような所得が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国投資企業が共和国領域内で企業活動を行い得た所得には、工業、農業、漁業部門の生産物販売所得、建設、探査、開発部門の建物引渡所得、運輸、通信、動力部門の運賃及び料金所得、商業（貿易を含む）部門の商品販売所得、金融部門の利子及び手数料所得、給養、便宜、娯楽業等の便宜サービス部門の飲食物販売所得及びサービス料金、その他の企業活動を行って得た収益が属する。 2. 外国投資企業が共和国領域内で得たその他の所得には、基本業種の営業活動と直接的に関連のない利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得、財産販売所得、知的所有権及び技術提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得、贈与所得並びにそれ以外のその他の所得が属する。 3. 外国投資企業が共和国領域外で得た所得には、支社所得、出張所得、子会社所得、代理店所得、その他の共和国領域外で得た所得が属する。
14	<p>企業所得税の納税年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>納税年度内に営業を開始した外国投資企業は、営業開始日からその年の12月31日まで、解散する外国投資企業は、解散する年の1月1日からその年の解散を宣布した日までとする。</p>	17	<p>企業所得税の納税年度は、毎年1月1日から12月31日までである。</p> <p>納税年度内に営業を始めた外国投資企業は、営業を始めた日からその年の12月31日まで、解散する外国投資企業は解散する年の1月1日からその年の解散を宣布した日までを納税機関とする。</p>
15	<p>企業所得税は、総収入から原価とその他の支出、取引税を控除した残りの決算利潤に賦課する。</p> <p>原価には、次の項目が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工業部門には、原料及び資材費、燃料費動力費、物資購入経費、新製品生産費、賃金、固定資産、減価償却費、職場及び会社管理費、販売費、保険料 2. 商業部門には、商品費と流通費（輸送費、保管費、包装費、容器損耗及び修理費、商品自然減耗費、営業用燃料及び電力費、賃金、対外販売手数料、備品費、暖房費照明費、水道使用料、事務費、通信費、旅費宣伝費、対外事業費労働保護費、文化事業費貸付利子、保険料、これ以外の流通費） 3. サービス部門には、公共給食原材料費と流通費交通運輸運営費、通信運営費、その他の支出には、為替変動で被った損失、企業の破産で受け取れない債権、販路が塞がり滞った製品の再生を実現するために再加工、再包装するのに要した費用等が含まれる。 	18	<p>企業所得税は外国投資企業の総収入から原価を引いて利潤を確定した後、利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に賦課し、又は所得額に賦課しなければならない。</p> <p>総収入金には外国投資企業が共和国領域外で企業活動を行って得た収入金及びその他の収入金、共和国領域外で得た収入金が含まれる。</p> <p>原価には次の各号に掲げる項目が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工業部門の原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却金、物資購入経費、新製品生産費、職場及び会社管理費、保険料、販売費 2. 農業部門の種子（卵、苗木を含む）費、燃料及び動力費、労働力費、保険料、餌及び敷き藁費、農業費、防疫及び獣医薬品費、その他の資材費、灌漑使用料、減価償却金、動物の子購入費、物資購入経費、補助部門利用費、作業班一般費、その他の管理費、販売費 3. 建設部門の資材費、労働力費、保険料、建設機械運営費、減価償却金、燃料及び動力費、企業一般費 4. 運輸部門の運営資材費、燃料及び動力費、労働力費、保険料、減価償却金、一般費 5. 商業部門の商品購入費、流通費（輸送費、保管費、包装費、容器損耗費及び修理費、商品自然減耗費、営業用燃料及び電力費、労働力費、対外販売手数料、備品費、暖房費、照明費、水使用料、事務費、通信費、旅費、宣伝費、対外事業費、労働保護費、文化事業費、貸付利子、保険料、その他の費用） 6. 給養サービス部門の給養原資材購入及び流通費 7. その他の支出には、為替レートの変動により被った損失、企業が破産して受け取れなかった債権、販路がふさがり在庫となった製品の再加工費、再包装にかかる費用等の支出が含まれる。
16	<p>作業期間が1年以上かかる建設及び組立、設置工事、大型機械設備の加工、製作等を行う企業の企業所得税は、納税年度の度に、その年に遂行した作業量に従って得た収入金から支出された費用を控除した残りの金額に賦課する。</p>	19	<p>作業期間が1年以上かかる建設及び組立、設置工事、大型機械設備の加工、製作等の作業を行う企業の企業所得税は、納税年度毎にその年に実行した作業量によって得た収入金から支出した費用を控除して残った金額に賦課する。</p>
17	<p>企業所得税率は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自由経済貿易地帯内に設立された外国投資企業は、決算利潤の14% 2. 自由経済貿易地帯外に設立された外国投資企業は、決算利潤の25% 3. 国家が奨励する先端技術部門、資源開発とインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門の外国投資企業は、決算利潤の10% 4. 自由経済貿易地帯内で得た外国企業のその他の所得は、所得額の10%、自由経済貿易地帯外で得た外国企業のその他の所得は、所得額の20% 	20	<p>企業所得税率は次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国投資企業の企業所得税率は決算利潤の25%（共和国国籍を持っている海外朝鮮同胞とともにを行う外国人投資企業は決算利潤の20%） 2. 羅先経済貿易地帯の外国投資企業の企業所得税率は決算利潤の14%（共和国国籍を持っている海外朝鮮同胞とともにを行う外国投資企業は決算利潤の10%） 3. 国家が奨励する先端技術部門、地下資源開発及びインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門（以下、奨励部門とする）の外国投資企業の企業所得税率は決算利潤の10% 4. 外国企業のその他の所得に対する企業所得税率は所得額の20%（羅先経済貿易地帯では所得額の10%）
18	<p>企業所得税は、決算利潤又は所得額に定められた税率を適用して計算する。</p>	21	<p>企業所得税は決算利潤又は所得額に定められた税率を適用して計算しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
19	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算により確定納付する。四半期決算利潤を正確に計算することができない場合には、前年度に納付した所得税額の四分の一を予定納付する。年間決算により確定納付を行うときに生じた過剰納額は返還され、不足額は追加納付する。	22	企業所得税は四半期毎に予定納付した後、年間決算により確定納付しなければならない。四半期決算利潤を正確に計算できない場合には、昨年、納付した企業所得税額の25%に該当する金額を予定納付し、季節性を持つ場合には四半期に関係なく年間的に予定納付できる。
20	外国投資企業は、四半期終了後の翌月15日以内に企業所得税を納付しなければならない。この場合、四半期決算書を企業所得税納付に先立って財政機関に提出しなければならない。	23	企業所得税は次の四半期の初月15日以内に納付しなければならない。外国投資企業は企業所得税納付文書及び財政決算文書を企業所得税の納付前に当該税務機関に提出しなければならない。企業所得税納付文書には、取引銀行の名称及び口座番号、決算利潤、税率、納税金額等を明らかにしなければならない。財政決算文書には貸借対照表、原価計算表、販売利潤実績表、利潤分配計算表、国家納付義務遂行表、損益計算表、管理費支出実績表、減価償却金積立計算表等の文書が含まれる。
21	外国投資企業は、納税年度が終了したときから2カ月以内に、年間企業所得税納付書と簿記検証事務所の確認を受けた年間決算書を当該財政機関に提出した後、年間企業所得税を納付しなければならない。	24	外国投資企業は納税年度が終わった日から2ヶ月以内に、年間企業所得税納付文書及び簿記検証機関の確認を得た年間財政決算文書を当該税務機関に提出した後、年間企業所得税を納付しなければならない。年間企業所得税の過納額は返還され、未納額は追加納付しなければならない。
22	企業所得税納付書には、取引銀行名と口座番号、決算利潤、税率、納税金額等を明らかにしなければならない。決算書には、貸借対照表、原価計算書、生産及び販売所得計算書、利益及び分配計算書、損益計算書、管理費計算書、固定資産減価償却費計算書等が含まれる。		第23条参照
23	控除納付者は、収益金を支払った日から15日以内に、企業所得税控除納付書とともに企業所得税を納付しなければならない。企業所得税控除納付書には、取引銀行名と口座番号、支払項目、支払金額、税率、納税金額等を明らかにしなければならない。	26	企業所得税は控除納付できる。控除納付者は収益金を支払った日から15日以内に、企業所得税控除納付文書を当該税務機関に提出するとともに、企業所得税を納付しなければならない。企業所得税控除納付文書には取引銀行の名称及び口座番号、支払項目、支払金額、税率、納税金額、その他の必要な内容を明らかにしなければならない。
24	外国投資企業は、経営期間の終了又は裁判所の判決により解散される場合及び自然災害等の不可抗力的要因により解散する場合、解散宣布日から20日以内に、納めるべき企業所得税額の50%を納税保証金として立て、清算案が決定した日から15日以内に、企業所得税を納付しなければならない。納税保証金は、企業所得税に回すことができる。外国投資企業が統合又は分離された場合には、そのときまでの企業所得に対し決算し、統合、分離宣布日から20日以内に、企業所得税を納付しなければならない。解散、統合、分離される外国投資企業は、未納分の企業所得税を他の債務の履行に優先して納付しなければならない。	25	外国投資企業は、経営期間が終わり、又は裁判所の判決により破産した場合及び自然災害等の不可避な事由により解散する場合、破産又は解散宣布日から20日以内に、取めるべき企業所得税額の50%を納税担保金として立て、清算案が決定した日から15日以内に、企業所得税を当該税務機関に納付しなければならない。納税担保金は企業所得税に回すことができる。外国投資企業が統合又は分離された場合には、それまでの企業所得税を計算した後、統合又は分離宣布日から20日以内に、計算した企業所得税を当該税務機関に納付しなければならない。解散、統合、分離される外国投資企業は、未納分の企業所得税を他の債務の履行に先立って納付しなければならない。
25	外国企業のその他の所得に対する企業所得税には、所得が生じたときから15日以内に、収益金を支払う単位が控除納付する。	27	外国投資企業のその他の所得に対する企業所得税は、所得が出た日から15日以内に収益金を支払う単位が収益金を支払う時に控除した後、企業所得税控除納付文書を当該税務機関に提出するとともに納付しなければならない。
26	外国人投資企業の支社が得た所得に対する企業所得税は、本社が総合して納付し、外国企業の支社が得た所得に対する企業所得税は、支社が申告納付する。共和国領域内に設置した外国人投資企業の本社と支社の企業所得税率が部門と地域により異なる場合には、各々該当する税率を適用して計算する。共和国領域外に支社を設置して得た所得に対する企業所得税を外国で納付した場合には、それを控除することができる。この場合、納付した企業所得税額が本規定に明らかにした税率で計算した企業所得税額と同一又はそれよりも少ない場合には、実際に納付した所得税額のみだけ控除し、超過した部門に対する企業所得税額は控除しない。	28	外国投資企業の支社が得た所得の企業所得税は本社が総合して納付しなければならない。外国投資企業の本社及び支社の企業所得税率が部門及び地域により異なる場合には、各々該当する税率を適用して企業所得税を計算しなければならない。外国投資企業の総収入金には、支社の所得を含めてはならない。共和国領域外に常駐代表機構を創設して得た所得の企業所得税を外国で納付した場合には、それを控除できる。外国に納付した企業所得税額が定められた税率で計算した企業所得税額と同じである場合やそれよりも少ない場合には、実際に納付した所得税額分を控除し、超過した分の企業所得税額は控除しない。
27	外国政府又は国際金融機関が共和国政府又は国立銀行に借款を与え、又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に低利（ロンドンの銀行間で提案した利率よりも低い利率）と据置期間を含む10年以上の償還期間等の有利な条件で貸付を行なった場合、その利子所得に対しては、企業所得税を免除する。	29	外国投資企業に適用される特典は次の各号に掲げる通りである。 1. 外国投資企業が共和国領域内で企業活動を行い得た配当所得には税金を賦課しないこともありうる。 2. 外国政府又は国際金融機関が、共和国政府又は国家銀行に借款した場合や外国投資銀行が共和国の銀行又は機関、企業所に低い利率（ロンドンの銀行間の提案利率より低い利率）及び猶予期間を含め10年以上の償還期間等の有利な条件で貸付した場合には、その利子所得の企業所得税を軽減される。 3. 奨励部門の外国投資企業と羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が、10年以上企業を運営した場合は、企業所得税を利潤が出る年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲内で軽減することができる。 4. 羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営した場合は、企業所得税を利潤が出る年から1年間は免除し、その後の2年間は50%の範囲内で軽減することができる。 金融企業が非居住者間の取引業務を行い得た所得には企業所得の免除又は軽減することができる。 5. 総投資額が6,000万ウォン以上となる羅先経済貿易地帯の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾、インフラ建設部門の外国投資企業の企業所得税は、利潤が出る年から4年間免除し、その後の3年間は50%の範囲内で軽減することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
28	奨励部門の外国投資企業と自由経済貿易地帯に設立した生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じた年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 奨励する部門には、先端技術部門、資源開発とインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門が含まれる。		
29	自由経済貿易地帯に設立したサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じた年から1年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。 金融機関が非居住者間の取引業務を行なって得た所得に対しては、企業所得税を免除又は軽減することができる。		
30	総投資額が6,000万ウォン以上の自由経済貿易地帯内の鉄道、道路、通信、飛行場、インフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じた年から4年間免除し、その後の3年間は50%の範囲で軽減することができる。		
31	企業所得税を免除又は軽減する期間は、利潤が生じた年から連続計算する。	31	企業所得税を免除又は軽減する期間は、利潤が生じた年から連続して計算しなければならない。
32	外国人投資企業が損失を生じた場合には、翌年度の決算利潤で埋め合わせをことができ、翌年度も埋め合わせられない場合には、連続して毎年埋め合わせをすることができるが、4年を超えることはできない。	32	外国人投資企業が経営損失を出した場合には、翌年の決算利潤から埋め合わせをことができ、翌年にも埋め合わせることができなかった場合には、連続して毎年埋め合わせをすることができるが、4年を超えることはできない。
33	企業所得税の減免を受けようとする場合には、企業所得税減免申請書を当該財政機関に提出して審査承認を受けなければならない。 企業所得税減免申請書には、企業名、と住所、業種、利潤が生じた年度、総投資額並びに取引銀行の名称及び口座番号を明記し、当該企業設立審査承認機関が証明する文書を添付しなければならない。	33	外国人投資企業が企業所得税の軽減を申請する場合には、企業所得税軽減申請書を該当する税務機関に提出して審査承認を得なければならない。 企業所得税軽減申請書には、企業の名称、所在地、業種、利潤が出た年度、総投資額、取引銀行の名称及び口座番号並びにその他の必要な事項を明らかにした後、企業創設審査承認機関の確認文書を添付しなければならない。
34	企業所得税の減免を受けた奨励部門の外国投資企業と自由経済貿易地帯に設立された生産及びサービス部門の外国投資企業が10年経過する前に撤収又は解散する場合には、すでに減免されていた企業所得税を納めなければならない。	34	企業所得税を軽減された外国投資企業が企業所得税を軽減された日から10年になる前に撤収又は解散する場合及び投資を適切に行わない場合、承認された生産業は行わずにサービス業のみを行う場合には、軽減された企業所得税額を当該税務機関に取戻なければならない。
35	外国人投資企業が企業運営で得た合法的利潤を共和国領域内に再投資して登録資本を増やす場合又は他の外国人投資企業を設立して5年以上運営する場合には、インフラ建設部門はすでに納めた再投資分に該当する企業所得税の全額を、他の部門はすでに納めた再投資分に当たる企業所得税額の50%を返還され、又は次に納めるべき企業所得税額から控除を受けることができる。この場合、当該申請書とともに再投資額と経営期間を証明する企業設立審査承認機関の確認文書を提出しなければならない。 経営期間が5年を経過する前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された企業所得税額を納めなければならない。	30	外国人投資家が企業で得た合法的利潤を共和国領域内に再投資して、登録資本を増やす場合又は他の外国人投資企業を創設して5年以上運営する場合には、すでに取めている再投資分に該当する企業所得額の50%を返還され、又は次に納めるべき企業所得税額から控除を受けることができ、インフラ建設部門はすでに取めている再投資分に該当する企業所得額の全部を返還する。 企業所得税の一部を控除又は返還を申請する場合には、税務機関に該当する申請書と共に再投資額と経営期間を証明する企業創設審査承認機関の確認文書を提出しなければならない。 経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には返還された企業所得税額を取戻なければならない。
第三章 個人所得税		第三章 個人所得税	
36	共和国領域内に180日以上滞留して所得を得た外国人は、個人所得税を納付しなければならない。 共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。 滞留又は居住期間内に臨時で出国する場合には、その日数を滞留又は居住期間に含める。	35	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納付しなければならない。 共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納付しなければならない。 滞在又は居住する期間中に臨時で出国する場合には、その日数を滞留又は居住期間に含める。
37	個人所得税を納めるべき所得には、労働報酬による所得、配当所得、工業所有権とノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得、財産販売所得、贈与所得、個人企業所得（個人所得に限る。）が含まれる。 個人所得税を納めるべき所得が現物又は有価証券である場合には、それを取付するときの現地価格とする。労働報酬による所得には、賃金、賞金、奨励金、加給金と講義、講演、投稿、翻訳、設計、製図、設置、手芸、彫刻、絵画、創作、公演、簿記、スポーツ、医療、コンサルタント等の仕事を行なって得た所得が属し、配当所得には、利益配当金、剰余金の分配所得等が属する。 工業所有権提供による所得には、特許権、実用新案権、工業図案権、商標権の所有者がそれを提供又は譲渡して得た所得が属し、ノー・ハウ提供による所得には、特許手続を行なわなかった、又は公開していない技術文書と技術知識、熟練技能、経験等を提供して得た所得が属する。 著作権提供による所得には、小説、詩、美術、音楽、舞踊、映画、演劇等の文学芸術作品を提供して得た所得が属し、利子所得には、預金、債券による利子所得が、賃貸所得と財産販売所得には、建物、機械、設備、自動車、船舶等の財産を賃貸又は販売して得た所得が属する。 贈与所得には、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウをはじめとする財産と財産権を贈与された所得が属し、個人企業所得には、営業許可を受けた外国人が商店、飲食店、修理所等を設け、自ら商業及びサービス活動を行なって得た所得が属する。	36	個人所得税の課税対象には、労働報酬による所得、利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得、財産販売所得、知的所有権とノー・ハウの提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得、贈与所得、その他の個人所得が含まれる。 労働報酬による所得には、賃金、加給金、奨励金、賞金と講義、講演、著述、翻訳、設計、製図、設置、手芸、彫刻、絵画、創作、公演、簿記、スポーツ、医療、コンサルタント等の仕事をして得た所得が属し、利子所得には、預金、債券による利子所得が、配当所得には利益配当金、その他の配当金等の所得が属する。 固定財産賃貸所得と財産販売所得には、建物、機械、設備、自動車、船舶等の財産を賃貸し、又は販売して得た所得が、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得には、特許権、実用新案権、工業図案権、商標権の所有者が、それを提供又は譲渡して得た所得、特許手続を行っておらず、又は公開されてない技術文献と技術知識、熟練技能、経験等を提供して得た所得、小説、詩、美術、音楽、舞踊、映画、演劇等の文化芸術作品を提供して得た所得が属する。 経営に関連するサービス提供による所得には、サービスを提供して得た所得が属し、贈与所得には、貨幣財産、現物財産、知的所有権、ノー・ハウ等の財産と財産権を贈与された所得が属する。
		37	個人所得税を納めるべき所得が現物又は有価証券である場合には、それを取付するときの現地価格とする。

旧条	旧条文	新条	新条文
38	<p>個人所得税率は、次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による個人所得税は、月労働報酬額が2000ウォンまでの場合免除し、それ以上の場合の個人所得税率は、本規定付録1に定められた超加累進税率とする。 2. 配当所得、工業所有権とノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得による個人所得税率は、所得額の20%とする。 3. 贈与所得による個人所得税は、所得額が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上の場合の個人所得税率は、本規定付録2に定められた税率とする。 4. 財産販売所得、個人業所得による個人所得税率は、所得額の25%とする。 	38	<p>個人所得税率は次の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬の個人所得税は月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合の税率は所得額の5～30%とする。 2. 利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得（労働力日、包装費、手数料等の費用で20%を控除した所得）、知的所有権とノー・ハウの提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得の税率は所得額の20%とする。 3. 財産販売所得の個人所得税率は所得額の25%とする。 4. 贈与所得の個人所得税は所得額が1万ウォンまでの場合には免除し、それ以上の場合には所得額の2～15%とする。
39	<p>個人所得税は、所得額に定められた税率を適用して計算する。固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料の20%（労働力費、包装費手数料等の費用）を控除した残りの金額に定められた税率を適用して計算する。個人業を行なって得た所得に対する個人所得税は、取引税を控除した残りの所得額に税率を適用して計算する。</p>	39	<p>個人所得税は課税対象の所得額に定められた税率を適用して計算しなければならない。</p>
40	<p>個人所得税は、次の通りに納付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による所得、利子所得に対する個人所得税は、月ごとに計算し、収益金を支払う単位が翌月の15日以内に控除納付する。 2. 収益者が共和国領域外にいて共和国領域内で得た財産販売所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算して所得のあった次の四半期の最初の月の10日以内に、所得額を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいて得た財産販売所得と贈与所得に対する個人所得税は、本人が申告納付する。 3. 個人業を行なって得た所得に対する個人所得税は月ごとに計算して所得のあった翌月15日以内に、収益者が申告納付する。 4. 収益者が共和国領域外にいて共和国領域内で得た配当所得、工業所有権とノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、賃貸所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算して所得のあった次の四半期の最初の月の10日以内に、所得額を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいる場合には、本人が申告納付する。 5. 控除納付者は、控除した個人所得税の計算資料を持っていなければならない。 	40	<p>個人所得税は次の各号に掲げる通り納付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による個人所得税は、労働報酬を支払う時に毎月に計算し、労働報酬を支払う単位が控除して5日以内に納付し、又は収益者が労働報酬を得て10日以内に税務機関に納付する。 2. 収益者が共和国領域外にいて共和国領域内で得た財産販売所得の個人所得税は、収益金を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいて得た財産販売所得と贈与所得の個人所得税は、本人が次の四半期の初月10日以内に申告納付する。 3. 収益者が共和国領域外にいて共和国内で得た利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得、知的所有権とノー・ハウ提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得の個人所得税は、収益金を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいる場合には、本人が次の四半期の初月10日以内に申告納付する。 4. 控除納付者は控除した個人所得の計算資料を持っていなければならない。
41	<p>共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人が、共和国領域外で得た所得に対する個人所得税は、所得があった次の四半期の最初の月内に収益者が申告納付する。</p> <p>納税義務者が共和国領域外ですでに個人所得税を納付した場合には、本規定に従い計算した個人所得税額の範囲内で税金控除を申請することができる。申請文書には、当該国の税務機関が発給した納税文書原本を添付しなければならない。</p>	41	<p>外国人が共和国領域外で得た所得の個人所得税は、収益者が四半期毎に計算して所得がある次の四半期の初月以内に当該税務機関に申告納付しなければならない。</p> <p>納税義務者が共和国領域外で個人所得税を納付した場合には、本規定により計算した個人所得税の範囲内で税金控除を申請することができる。</p> <p>税金控除申請文書に該当する内容を明らかにした後、該当する国の税務機関が発給した納税文書原本を添付しなければならない。</p>
42	<p>外国人は、次の所得に対し個人所得税を納付しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共和国政府と外国政府間で締結した協定により個人所得税を納付しないこととした所得 2. 共和国金融機関から受けた貯蓄性預金利子と保険金及び保険補償金 3. 自由経済貿易地帯内で非居住者間の取引業務を行う銀行に非居住者が預金した利子 	42	<p>外国投資家及び外国人は次の各号に掲げるとおり所得の個人所得税を納付しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共和国政府と自国の政府間で結んだ協定により個人所得の納付しないこととした所得 2. 共和国の金融機関から受けた貯蓄性預金の利子と保険補償金 3. 羅先経済貿易地帯内で、非居住者の間で取引業務を行う銀行に、非居住者がした預金の利子 4. 外国人が貸金を本国から得て共和国内では得ていない場合には、税務機関が承認した軽減金額
第四章 財産税		第四章 財産税	
43	<p>外国人は、共和国領域内に有している建物と船舶、飛行機に対し、財産税を納付しなければならない。</p> <p>建物には住宅、別荘、付属建物が含まれ、船舶、飛行機には自家用船舶、自家用飛行機等が含まれる。</p>	43	<p>外国人は共和国領域内に有している建物、船舶及び飛行機に対して財産税を納付しなければならない。</p> <p>建物には、家、別荘、付属建物が、船舶、飛行機には、自家用船舶、自家用飛行機等が含まれる。</p>
44	<p>財産税は、財産所有者が納付しなければならない。</p> <p>財産を賃貸した場合又は抵当に入れた場合にも、財産所有者が財産税を納付する。</p> <p>財産所有者が財産所在地にいない場合には、財産の管理者又は使用者が財産税納付義務者となる。</p>	44	<p>財産税は財産所有者が申告納付しなければならない。</p> <p>財産を賃貸し、又は抵当に入れた場合でも財産税を納付しなければならない。</p> <p>財産所有者が財産のある所にいない場合には、財産管理者又は使用者が財産納付義務者となる。</p>
45	<p>外国人は、共和国領域内に建物、船舶、飛行機を所有している場合、それを所有したときから20日以内に、当該財政機関に財産登録申請書を提出し、財産価格を登録しなければならない。</p> <p>相続又は贈与により財産を譲り受けた者が共和国領域外にいる場合には、財産の所有者又は管理者が財産を登録する。</p> <p>財産登録申請書には、申請者の氏名と国籍、民族別、住所、財産名、単位、数量、建坪（トン数）、最初の価格、補修費内容年限、使用した年限、建設（製作）年度、評価価格等を明らかにしなければならない。</p>	45	<p>外国人は共和国領域内に建物、船舶、飛行機を所有している場合、それを所有した日から20日以内に当該税務機関に財産を登録しなければならない。</p> <p>相続又は贈与により財産を得た当事者が共和国領域外にいる場合には、採算の所有者又は管理者が財産を登録しなければならない。</p> <p>財産を登録する場合には財産登録申請文書を提出しなければならない。</p> <p>財産登録文書には申請者名、国籍、民族別、住所、財産名、単位、数量、建坪、当初価格、大補修費、耐用年限、使用した年限、建設（製作）年度、評価価格等の内容を明らかにしなければならない。</p>
46	<p>登録する財産の価格は、国家価格制定機関が評価し、公証機関が公証した価格とする。</p>	46	<p>登録する財産の価格は価格制定機関が評価した後、公証機関が公証した価格にしなければならない。</p>
47	<p>登録された財産は、毎年1月1日現在で評価し、公証した価格で、2月内に当該財政機関に再登録する。</p>	47	<p>登録された財産は毎年1月1日現在で再評価した後、30日以内に公証機関の公証を得た価格で当該税務機関に再登録しなければならない。</p>
48	<p>財産の所有者が変わった場合又は財産の登録価格が変わった場合及び財産を廃棄した場合には、20日以内に、公証機関の公証を受けて変更登録又は登録取消手続を行わなければならない。</p>	48	<p>財産の所有者又は財産の登録値に変動がある場合及び財産を廃棄した場合には、財産に変更があり、又は財産を廃棄した日から20日以内に公証機関の公証を得て、変更登録又は登録取消手続を行わなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
49	財産税の課税対象額は、当該財政機関に登録された財産価格とする。	49	財産税の課税対象額は当該税務機関に登録した財産価格にしなければならない。
50	財産税は、財産を登録した翌月から当該財政機関に登録された財産価格に、本規定の付録3の税率を適用して計算する。	50	財産税の税率は登録した価格に建物1%、船舶と飛行機は1.4%とする。
		51	財産税は登録された価格に定められた税率を適用して計算しなければならない。
51	納税義務者は、財産税を四半期が終了した翌月の20日以内に納付しなければならない。 やむを得ない事情で財産税を定められた期日までに納付できない場合には、当該財政機関の承認を受けて納付期日を延長し、又は次の四半期に追加して納付することができる。	52	財産税は次の四半期の初月20日以内に納付しなければならない。 やむを得ない事情により財産税を定められた期間内に納付できない場合には、当該税務機関の承認を得て納付期日を延長し、又は次の四半期に追加して納付できる。
52	自由経済貿易地帯内に外国人が自己資金で購入した建物又は建設した建物に対しては、それを購入又は竣工した月から5年間財産税を免除する。	53	羅先経済貿易地帯にいる納税義務者が、自分の資金で購入又は建設した建物の財産税は、それを購入又は竣工した月から5年間免除する。
	第五章 相続税		第五章 相続税
53	共和国領域内にある財産を相続した外国人は、相続税を納付しなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続する場合にも、相続税を納付しなければならない。 相続財産には動産、不動産、貨幣財産、有価証券、預金、貯金及び保険金、工業所有権、著作権、土地利用権、債券をはじめとする財産と財産権が含まれる。	54	共和国領域内にある財産を相続された外国人は、相続税を納付しなければならない。共和国領域内に居住している外国人は、共和国領域外にある財産を相続された場合でも相続税を納付しなければならない。 相続財産には、動産、不動産、貨幣財産、有価証券、預金及び貯金、保険金、知的所有権、債券等の財産と財産権が含まれる。
54	相続財産の価格は、相続を受けたときの財産がある現地市場価格とする。	56	相続財産の価格は相続された当時の財産がある現地価格とする。相続財産を評価する場合には簿記検証機関の検証を受けなければならない。
55	相続税は、相続財産から被相続人の債務額、相続人が負担した葬儀費用、相続期間に相続財産を保存管理するのに要した費用、財産相続と関連した公証料を控除した残りの金額に、本規定付録4の税率を適用して計算する。 被相続人の債務額、葬儀費用、財産の保存管理に要した費用の控除を受ける場合には、公証機関の公証を受けなければならない。	55	相続税の課税対象は、相続人が相続された財産の中で、被相続人の債務（相続人が負担した葬式費用、相続期間に相続財産を保存管理するのに要した費用、財産相続と関連する公証料を含む）を控除した残り金額とし、相続税額は被相続人の債務を控除した残り金額の6～30%の税率を適用して計算する。 被相続人の債務の控除を申請する場合には公証機関の公証を得なければならない。
56	相続人は、相続したときから3か月以内に、相続財産額、控除額、課税対象額、相続税額その他必要な事項を明らかにした相続税納付書と公証機関の公証を受けた相続税控除申請書を当該財政機関に提出した後、相続税を納付しなければならない。 相続人が2人以上の場合には、相続者別に相続税を納付する。 相続税控除申請書には、相続人の氏名と住所、相続税の控除項目と金額を明らかにする。	58	相続者は財産を相続された日から30日以内に、相続財産額、控除額、課税対象額、相続税額、その他の必要な内容を明らかにした相続税納付文書と簿記検証機関の検証を受けた相続税控除申請文書を当該税務機関に提出した後、該当する相続税（相続者が2人以上の場合には相続者別に自分の分に該当する相続税）を納付しなければならない。 相続税控除申請文書には相続者名、住所、相続税の控除項目と金額、その他の必要な内容を明らかにしなければならない。
57	相続税は、現金で納付しなければならない。 やむを得ない事情により現物財産で納付しようとする場合には、その理由と財産種類、価格その他必要な事項を明らかにした申請書を当該財政機関に提出し、承認を受けなければならない。この場合、現物財産は相続を受けた財産でなければならない。	57	相続税は貨幣財産で納付しなければならない。 不可避な事情により相続税を現物財産で納付する場合には、理由と財産の種類、価格、その他に必要な内容を明らかにした申請文書を当該税務機関に提出して承認を得なければならない。 現物財産は相続された財産でなければならない。
58	相続税額が5万ウォン以上の場合には、当該財政機関に申請して3年以内に分割して納付することができる。 相続税額が20万ウォン以下の場合には、相続税を免除する。	59	相続税額が5万ウォン以上の場合には当該税務機関に申請して3年以内に分割して納付することができる。
	第六章 取引税		第六章 取引税
59	外国投資企業と個人業を営む外国人は、次の収入金に対し取引税を納付しなければならない。 1. 生産部門では、生産物と輸入した物資を共和国領域内で販売して得た収入金 2. 商業（貿易を含む。）部門では、商品を販売して得た商品販売額 3. 交通運輸、金融、観光、ホテルをはじめとするサービス部門では、運賃、貸付利子と預金利子との差額、料金等のサービス収入金	60	生産部門の外国投資企業は取引税を納付しなければならない。 生産部門には、工業、農業、水産業等の部門が含まれる。
		61	取引税の課税対象は工業部門の製品販売収入、農業部門の農畜産物販売収入、水産部門の水産部門販売収入等の収入金が含まれる。
60	取引税は生産、商業、サービス部門の収入金に付録5の税率を適用して計算する。部門別税率に従い展開された項目の税率は、財政部が定める。	62	取引税の税率は生産物販売収入金の1～15%（国家が制限する製品と嗜好品の取引税率は生産物販売収入金の16～50%）とする。 部門別の税率により展開される項目の税率は中央財政指導機関が定める。
		63	取引税は品種別の生産物販売額に定められた税率を適用して計算しなければならない。 生産業とサービス業を共に行う外国投資企業は、取引税と営業税を別々に計算しなければならない。
61	納税義務者は、当月内に得た収入金を総合して翌月の10日以内に、財政機関に取引税納付書を提出して確認を受けた後、取引税を納付しなければならない。	64	納税義務者は取引税を毎月計算し、翌月10日以内に当該税務機関に納付しなければならない。 季節性のある部門の取引税は年間毎に計算して納付することができる。
62	生産部門の外国投資企業が生産した製品を輸出する場合及び生産した製品を国家的要求によって共和国領域内で販売した場合には、取引税を免除する。	65	生産部門の外国投資企業が生産した製品を輸出する場合及び国家的な要求により共和国内で販売した場合には、取引税を免除することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
63	外国投資銀行が共和国の銀行又は企業に低い利率（ロンドンの銀行間で提案した利率より低い利率）と据え置き期間を含め10年以上の償還期間等の有利な条件で貸し付けした場合には、財政部の承認を受けて取引税の減免を受けることができる。		
		66	羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業には取引税を50%軽減する。
64	自由経済貿易地帯内の商業、交通運輸、金融、観光をはじめとするサービス部門に対しては、取引税を他の地域より50%軽減する。		
			第七章 営業税
		67	サービス部門（建設部門を含む）の外国投資企業は営業税を納付しなければならない。
		68	営業税の課税対象には、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門の運賃、料金、建設部門の建設引渡収入、貸付利子及び預金利子間の差額等の収入金が含まれる。
		69	営業税の税率は次の各号に掲げる通りである 1. 建設、交通運輸、動力部門は収入金の2～4% 2. 金融、保険部門は収入金の3～5% 3. 商業部門、貿易部門、旅館業、給養業、娯楽業、衛生便宜等の便宜サービス部門は収入金の4～10% 部門別税率により前掲項目の税率は中央財政指導機関が定める。 様々な業種の営業を行う外国投資企業及び外国人は業種別に営業税を計算しなければならない。
		70	営業税は月毎の業種別収入金に定められた税率を適用して計算し、翌月10日以内に納税義務者が当該税務機関に納付しなければならない。
		71	外国投資企業は次の各号に掲げるような場合、税務機関の承認を得て営業税を軽減できる。 1. 建設、交通運輸、動力部門の外国投資企業が国家的要求により共和国の機関、企業所に奉仕した場合及び外国投資銀行が共和国の銀行又は機関、企業所に低い利率と猶予期間を含め10年以上の償還期間等の有利な条件で貸付した場合には営業税を軽減できる。 2. 羅先経済貿易地帯のインフラを建設する場合には、営業税を免除される。 3. 羅先経済貿易地帯の中のサービス業（商業、給養業、娯楽業等のサービス業は除外）の場合には営業税の50%を軽減される。
	第七章 地方税		第八章 地方税
65	外国投資企業及び外国人は、地方税を納付しなければならない。地方税には、都市経営税、登録免許税、自動車利用税が含まれる。	72	外国投資企業及び外国人は地方税を納付しなければならない。羅先経済貿易地帯に居住せずに経済取引を行う外国人も地方税を納付しなければならない。
		73	地方税は当該地域の公園と道路、汚物処理施設等の共同施設を管理運営するために賦課する。
66	都市経営税の課税対象額は、外国投資企業である場合、企業の月労働賃金総額とし、外国人である場合には、月収入額とする。	74	都市経営税の課税対象は外国投資企業の場合、月賃金総額とし、外国人の場合には、労働報酬による所得、利子所得、配当所得、賃貸所得及び財産販売所得等の月収入額とする。
67	都市経営税は、次の通り計算して納付する。 1. 外国投資企業は、企業の月賃金総額に1%の税率を適用し、月ごとに翌月の10日以内に申告納付する。 2. 180日以上滞留又は居住する外国人は、労働報酬による所得、利子所得、配当所得、賃貸所得及び資産売却所得をはじめとする月収入に1%の税率を適用して毎月、翌月の10日以内に、本人が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	75	都市経営税は次の通り計算して納付しなければならない。 1. 外国投資企業は、月賃金総額に1%の税率を適用して翌月10日以内に申告納付する。 2. 外国人は、月収入額に1%の税率を適用して翌月10日以内に本人が申告納付し、又は、収益金を支払う単位が控除納付する。
68	企業を登録し、又は鉱業権、漁業権を登録する外国投資企業と免許証、資格証を受ける外国人は、登録免許税を納付しなければならない。登録免許税には、登録税と免許税が含まれる。		
69	登録免許税は、一件当たり本規定付録6に定められた税額により納付する。		
70	自動車を所有した外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納付しなければならない。自動車には乗用車、バス、貨物自動車、オートバイ、特殊車両が含まれる。特殊車両には起重機、燃料輸送車、セメント運搬車、フォークリフト、掘削機、ブルドーザー、トラクター等が属する。	76	自動車を所有した外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合、自動車利用税を納付しなければならない。
71	外国投資企業と及び外国人は、共和国領域内で自動車を所有したときから30日以内に、当該財政機関に申請書を提出し、自動車利用に対する税務登録を行わなければならない。自動車利用に対する税務登録申請書には、自動車所有者の氏名と国籍、民族別、住所、自動車の番号、自動車の番号と種類、座席数又は積載重量、取得日を明らかにしなければならない。	77	外国投資企業及び外国人は、共和国領域内で自動車を所有した日から30日以内に当該税務機関に申請書を提出して、自動車利用と関連する税務登録を行わなければならない。税務登録申請書には、自動車所有者名、国籍、民族別、住所、自動車の番号、種類、座席数又は積載重量、取得日付、その他の必要な内容を明らかにしなければならない。
72	自動車利用税は、毎年2月以内に、本規定付録7に定められた税額により申告納付する。	78	自動車利用税は自動車台当り又は座席数、積載トン当り20～220ウォンを適用して計算し、年毎に2月以内に本人が申告納付しなければならない。
73	自動車を利用しない期間が連続して60日以上の場合には、当該財政機関に申告し、利用しない期間の自動車利用税の免除を受けることができる。	79	自動車を利用しない期間が連続して2ヶ月以上の場合には、税務機関に申告して利用していない期間の自動車利用税の免除を受けることができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
	第八章 制裁及び申訴、請願		第九章 制裁及び申訴
		80	税務機関は税金の賦課及び徴収、税金納付と関連して偏向が表われないよう監督統制事業を強化しなければならない。 外国投資企業及び外国人は税務機関が要求する文書と資料を適時に見せなければならないし、必要な条件を保障しなければならない。
74	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日以内に納付しなかった場合、納付期日が終了した翌日から納付しない税額に対して毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	81	税務機関は外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日以内に納付していない場合、納付期日が終わった翌日から納付していない税額に対して毎日0.3%に該当する延滞料を科す。 税金納付期日が終わった日から30日過ぎてても税金を納付しない場合には、納付していない税額に該当する財産を担保処分し、又は取引銀行を通じて強制納付させることができる。
75	財政機関は、税金納付義務者に、次の場合に罰金を支払わせる。 1. 定められた期日以内に税務手続を行わなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、決算書を提出しなかった場合には、責任ある当事者に2,000ウォンまでの罰金を支払わせる。 2. 控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を国庫に納付しなかった場合には、未納の税額を納付するとともに、納付しない税額の2倍までの罰金を支払わせる。 3. 帳簿、伝票、証憑文書を偽造、廃棄した場合又は原価、費用、所得額等を事実と異なって計算して脱税した場合又は、脱税額を受領するとともに、脱税額の4倍までの罰金を支払わせる。	82	税務機関は次の各号に掲げるような場合、外国投資企業及び外国人、控除納付者に罰金を科す。 1. 税務手続を適時に行っていない場合、所得税納付文書、所得税控除納付文書、財政決算文書を提出しない場合には、2,000ウォンまで科す。 2. 控除納付者が税額を少なく控除し、又は控除した税額を納付していない場合には、納付していない税額の2倍まで科す。 3. 故意に税金を納めない場合には、その税額の4倍まで科す。
		83	承認された業種以外の営利活動を行い、不当な収入金を得た場合にはそれを没収する。
76	財政機関は、罰金を支払うべき対象者に罰金通知書を送付し、罰金を支払うべき対象者は、罰金通知書を受け取った日から30日以内に支払わなければならない。		
77	本規定に違反した行為が重大な場合には、責任ある当事者に刑事的責任を負わせる。	84	本規定を守らなかった場合には、その程度により営業中止、罰金適用等の制裁を与え、破った行為が嚴重な場合には刑事的な責任を負う。
78	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合、税金を納付した日から30日以内に、税金を受領した財政機関の上部機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受領した財政機関は、30日以内に申訴、請願を処理しなければならない。	85	外国投資企業及び外国人は税金納付と関連して意見がある場合、税金を納付した日から30日以内に申訴できる。 申訴は税金を納めた機関の当該上級機関で行わなければならない。
79	申訴、請願の処理結果について意見がある外国投資企業又は外国人は、その処理を受け取った日から10日以内に、所在地又は居住地の裁判所に訴訟を提起することができる。	86	申訴は受け付けた日から30日以内に処理しなければならない。申訴処理結果に対して意見がある場合には、それを処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

4. 税関法（拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(1)」『ERINA REPORT』 vol. 58 (2004.7) 59～71頁に紙面の都合で掲載できなかった分です）

- チュチュエ 72 (1983) 年10月14日 最高人民会議常設会議決定第7号で採択
チュチュエ 76 (1987) 年2月26日 最高人民会議常設会議決定第1号で修正補充
チュチュエ 79 (1990) 年5月17日 最高人民会議常設会議決定第24号で修正補充
チュチュエ 82 (1993) 年11月17日 最高人民会議常設会議決定第41号で修正補充
チュチュエ 88 (1999) 年1月28日 最高人民会議常任委員会政令第382号で修正補充
チュチュエ 90 (2001) 年7月26日 最高人民会議常任委員会政令第2468号で修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 税関法の基本		第一章 税関法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関手続及び検査、関税の賦課において制度及び秩序を厳格に確立し、税関検査を強化して関税政策を正確に執行することに貢献する。
2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。 国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。	2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。 国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。
3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。	3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。
4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。	4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には関税を高く賦課する。
5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一的に行う。	5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一的に行う。
6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。	6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。

旧条	旧条文	新条	新条文
7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。	7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。 特殊経済地帯の税関事業秩序は別に定める。
	第二章 税関手続		第二章 税関手続
8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。	8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。
9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。	9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途品を税関に正確に申告しなければならない。
10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及び税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。	10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続は、その荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。
11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。	11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。
12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。	12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。
	第三章 税関検査		第三章 税関検査
13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。	13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。
14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。	14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、定められたところに従い、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。
15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行なわなければならない。	15	税関は輸入する大型設備、貨物船等に対しては、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は荷物の到着状況を当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された機関は、申告された荷物に対する検査を責任をもって行い、その結果を税関に報告しなければならない。 税関検査を依頼した荷物は、輸送途中に降ろし、又は到着地を変更することができない。
16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。	16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。
17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。	17	税関は、武器、銃弾、爆発物、毒薬、麻薬等の禁止品及び当該機関の承認を受けない統制品、国家貿易計画にない、又は輸出入許可、搬出入承認を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。
18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。	18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。
19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。	19	税関は、国境駅、貿易港及び保税、免税倉庫等において自らが管轄している荷物に損失のないように正常に監督しなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物又は荷主がいらない荷物等は、税関が該当する手続に従い処理することができる。
20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。	20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。
21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。	21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。
22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。	22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。	23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。
24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷したり、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。	24	税関が管轄している荷物を運搬し、又は管理する者は、荷物の包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。
25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入したり、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかにも手紙又は金銭を入れてはならない。	25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかにも手紙又は金銭を入れてはならない。
26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。	26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。
27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。	27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。
28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。	28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。
29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。		17条参照
30	党、国家、政府の代表団成員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行わない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。	29	党、国家、政府の代表団成員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行わない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。
		30	税関は、国境を通過する荷物及び国際郵便物、公民の携帯品を開披する方法で検査することができる。密輸容疑がある運輸手段、荷物保管場所、公民に対しては搜索することもできる。
第四章 関税		第四章 関税	
31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。 必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。	31	税関は、関税を正確に賦課し、その納付状況を掌握統制しなければならない。 必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。
32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出品資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。 関税は、内閣が定める。	32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出品資の場合には国境引渡価格で行い、国際郵便物及び公民が搬入する物資は小売価格とする。 関税率は、内閣が定める。
33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。	33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。
34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資	34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資
35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出しない場合	35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出しない場合
36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。	36	税関は、物資が腐敗変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。
37	わが国と外国との間で締結した条約に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。 条約に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。	37	わが国と外国との間で締結した条約に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。 条約に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。
38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。	38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。

旧条	旧条文	新条	新条文
39	関税は、当該機関、企業所、団体及び公民が税関の発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。	39	機関、企業所、団体及び公民は、関税納付通知書に従い関税を納付しなければならない。関税納付通知書の発給は当該税関が行う。
40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機関、企業所、団体で輸入する物資は、関税納付通知書を発給して荷主に引き渡すことができる。	40	定められた基準を超過する国際郵便物及び公民の荷物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。この場合、関税を定められた期間内に納付しなければならない。
		41	機関、企業所、団体及び公民は、税関検査料、荷物保管料、手数料等を適時に納付しなければならない。税関料金及び手数料を定める事業は、当該機関が行う。
41	当該機関、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に関税を納めない場合、関税納付期間延長申請書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、関税納付期間を10日間延長することができる。		
42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。	42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。
43	税関は、関税を誤って計算し、少なく受け取った場合又は関税を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に関税を追加して納付させることができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。	43	関税計算を誤って、少なく賦課し、又は賦課できなかった場合には当該物資を通関させた日から1年以内に関税を追加して賦課することができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。
44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。	44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。
45	保稅期間には、関税を納付しない。保稅期間は、保稅工場、保稅倉庫においては2年とし、保稅展示場では税関が定めた期間とする。	45	保稅期間には、関税を賦課しない。保稅期間は、保稅工場、保稅倉庫においては2年とし、保稅展示場では税関が定めた期間とする。
46	やむを得ない事情で保稅期間の延長を受けようとする荷主は、保稅期間が終了する10日前に、保稅期間延長申請書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保稅期間を6カ月まで延長することができる。	46	やむを得ない事情で保稅期間の延長を受けようとする荷主は、保稅期間が終了する10日前に、保稅期間延長申請書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保稅期間を6カ月まで延長することができる。
47	当該機関、企業所、団体は、保稅物資を加工、包装、組み立てるために保稅地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を関税として処理することができる。	47	当該機関、企業所、団体は、保稅物資を加工、包装、組み立てるために保稅地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する担保又は担保金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、担保又は担保金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた担保又は担保金を関税として処理することができる。
	第五章 制裁及び申訴		第五章 制裁及び申訴
48	税関は、定められた期間内に関税を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。関税納付通知書を出した日から3カ月が経過して関税を納付しない場合には、関税及び延滞料に相当する物資を関税及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機関、企業所、団体及び公民の口座から関税及び延滞料を控除することができる。	48	税関は、関税納付通知書を発給した日から3ヶ月が経過して関税を納付しない場合には、関税に相当する物資を関税として処理することができる。関税として処理する物資がない場合には、当該機関、企業所、団体及び公民が取引する銀行の口座から関税を控除することもできる。
49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。	49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段は、抑留又は没収することができる。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。
50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。	50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。
51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。	51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

*資料の翻訳にあたっては、ERINA調査研究部研究補助員・金鎮碩氏に大変お世話になった。誌面をお借りして御礼申し上げます。

Amendments to the DPRK's Laws Concerning the Economy (2)

(Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

In July 2002, drastic economic measures to improve the economic management of the DPRK came into effect. Under these measures, the prices of all commodities were revised and living allowances were raised. It seems that economic policy in the DPRK has become more active than in the late 1990s as a result both of these measures and a series of economic reform measures such as restructuring in the manufacturing sector, changes in production and distribution methods in the agricultural sector, and new methods of enterprise management.

In response to these changes, the DPRK has adopted a comparatively aggressive posture towards legislation. The characteristics of these revisions are as follows: (1) legislation is being implemented with regard to the domestic economy and other important policies, as well as in the field of foreign investment; (2) signs of attempts to conform to international standards can be seen; and (3) the revival of some minor regulations in the laws relating to foreign investment that disappeared from the collection of laws as a consequence of amendments in the late 1990s.

This article will deal with the Insurance Law of the DPRK, which falls into the aforementioned category (1), and the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals and the Regulations Concerning the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals, which fall into categories (2) and (3).

1. The Insurance Law of the DPRK

The Insurance Law of the DPRK was enacted on April 6, 1995 and was revised on February 4, 1999. The latest revision was implemented on May 16, 2002. The 1999 amendment merely changed some expressions in relation to organizational changes. The 2002 revision was the first substantial alteration since 1995.

The 2002 revision includes such major changes as: (1) the transfer of control over the insurance business from a state monopoly to insurance companies; (2) the stipulation of supplementary provisions on insurance contracts in response to the creation of insurance companies; and (3) a

change in the role of the government from monopolizing the insurance business to regulating it.

Careful attention should be paid to how many independent insurance companies are established and how they work, the financial strength of newly created insurance companies, and the degree of convergence with international practice.

2. The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals and the Regulations Concerning the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals

The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals was enacted in January 1993 and revised in February 1992 and May 2001. The most recent revisions were made to reflect a change in the currency exchange rate in July 2002.

The Regulations Concerning the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals were enacted on February 21, 1994. They disappeared from the series of investment laws and regulations for a time, but were revived on June 14, 2002.

There have been various developments that seem to reflect changes in the way that foreign-invested enterprises behave. One major change is that, under the new regulations, taxes calculated in Korean Won (KPW) should be paid in hard currency. Another is that there are more realistic regulations to prevent violators from cheating. In addition, a new provision that promotes fairness in tax practice has been implemented.

The laws and regulations have been amended over a very short period; between 1999 and 2001/2. As mentioned above, there have been some drastic changes in methods of controlling the economy in the DPRK. The administrative order that was formerly the mainstream in the days of the state monopoly has gradually been replaced with a regulatory bylaw that allows multiple players to compete fairly.

The Kyoto Protocol, Russia and Northeast Asia

Vladimir I. Ivanov

Director, Research Division, ERINA

By virtue of its size and resource endowment, Russia has the potential to play a very important role in the preservation of the global environment, especially in such areas as climate change, forestry and biodiversity. Given these realities and responding to various expectations, on October 22, 2004, the State Duma of the Federal Assembly (the lower house of the national parliament) ratified the Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC), with 334 votes in favor.¹ On October 27, the Federation Council also ratified the agreement, sent it to President Vladimir Putin and the final stamp of approval was made on November 5, 2004. As a result, Russia became the 127th country to ratify the treaty, allowing this global pact on climate change entering into force early next year.

Prior to that, on September 30, 2004, the government recommended ratifying the Protocol. At the meeting, Viktor Khristenko, Minister of Industry and Energy introduced the proposal and Alexander Bedritskiy, head of the national hydro-meteorological service (Roshydromet) delivered a report (he also presented this agreement at the Duma session). Deputy Prime Minister Alexander Zhukov presided over the meeting and proposed recommending to the President that Russia join the agreement. By that time, the Protocol had been ratified by 126 countries, including 33 leading industrial economies.

This decision was taken in response to a number of issues. First of all, Russia's support for the United Nations and the UN-based system of international treaties is important. Moreover, the negotiations regarding the second phase of the Kyoto Protocol (beyond 2012) should start no later than from 2005.

By ratifying the Protocol, the leadership has demonstrated its solidarity with the European Union, the country's closest neighbor and its dominant trading partner. Environmental soundness is an important part of the EU's socio-political identity and international posture. Moreover, EU support is indispensable for Russia's accession to

the WTO (World Trade Organization). The decision also symbolized Russia's partnership with Paris and Berlin, strengthened by the trilateral summit in Sochi on September 1st, on the eve of the November 2004 summit in The Hague with an enlarged EU.

Secondly, climate change is top of the list of key environmental challenges identified by Japan. It is also part of the bilateral Action Plan adopted in 2003.² Besides strong EU support for the agreement, the Protocol should also be seen as a "mission project" promoted by Japan. Ratification will contribute to bilateral relations, moving them towards a more substantial and diversified agenda.

Thirdly, in coming into force, the Protocol could act as a catalyst for environmental and economic cooperation along the lines of the Clean Development Mechanism (CDM) and Joint Implementation (JI) projects.³ Moreover, participation in the agreement could enhance Russia's own prospects for developing large resources of renewable energy through the JI framework. Russia can also sell its unused emissions credits to countries that have exceeded their limits, using the International Emissions Trading (IET) mechanism.

Finally, forest fire prevention and control efforts in the fragile, globally significant ecosystems of the Far Eastern region and Siberia could be elevated to the level of international initiatives, responding to the tasks set out in the Protocol.

The Debate

It is worth noting that President Vladimir Putin himself, speaking at a meeting with EU business representatives at the Kremlin on December 3, 2003, was unenthusiastic about ratification. This has changed and the Protocol will enter into force in three months' time, after notification has been received by the United Nations.⁴

The document is the first international agreement to be implemented through the market mechanism. It aims to reduce atmospheric emissions of greenhouse gases

¹ The Kyoto Protocol was adopted by consensus on December 11, 1997 and was signed by Russia on March 11, 1999, in New York.

² From the Action Plan: "In addition to the convening of the Japan-Russian Joint Committee on Environmental Conservation, cooperation in various international efforts between Japan and the Russian Federation has developed in regard to global environmental issues, including climate change issues."

³ The CDM allows Annex I Parties (advanced industrialized economies) to implement projects that reduce emissions in the territories of non-Annex I Parties (developing economies). The emission reductions can be used by Annex I Parties to help meet their emission reduction targets, while also assisting developing economies in improving energy efficiency and achieving sustainable development.

Joint implementation allows Annex I Parties (industrialized economies) to invest in emission reduction or removal projects in other countries (transition economies), where there are more possibilities for cutting emissions at a lower cost.

International Emissions Trading allows one Annex I country to sell some of its allowable emissions to another Annex I country.

⁴ The Kyoto Protocol must be ratified by 55 UNFCCC signatory states, whose total GHG emission volume accounts for 55% of total global emissions.

(GHG), including carbon dioxide (CO₂), which accounts for about 80% of total emissions. As the leading polluters, advanced industrial economies were set a target for the first phase (before 2008-2012) of emissions reductions under the Protocol of their emission levels as registered in 1990 minus 5%. In the case of Russia, the 1990 level of emissions has been retained and presumably must not be exceeded towards the end of the first phase.

Prior to the government motion, a nationwide discussion unfolded, involving scientists and economists, central ministries and NGOs, industrialists and regional administrators.

Scientists and climatologists were the most skeptical of the Protocol and its ratification because of (1) the uncertainty of the scientific data; (2) the unrealistically high reduction targets set for the first phase; (3) the unreasonably low prices of carbon proposed for international emissions trading; and (4) the Protocol's inability sufficiently to influence emission reductions and the process of global warming as a whole.

According to this school, the Protocol cannot prevent global warming. Proposing that the agreement remain unratified, these experts suggested instead concentrating on designing an adaptation strategy that would allow the utilization of rising temperatures for Russia's benefit.⁵ However, the same group proposed assessing the economic benefits of ratification, given that its political implications are obvious. In this context, two critical issues were identified: (1) long-term projections for CO₂ emissions, given the accumulation of tradable volumes; and (2) the system of national inventories of GHG emissions.

It is worth noting that the long-term projections for CO₂ emissions made under the assumption of annual GDP growth of 5% (high case scenario) and an annual accumulation of CO₂ emissions of 1.5% have demonstrated that the country will remain within the 1990 emissions limit until 2020 and beyond. Under the assumption of annual GDP growth of 4% (realistic scenario) and an annual accumulation of CO₂ emissions of 2.5%, the country would hit the 1990 limit shortly before 2020.

However, only emissions accumulated in 2008-2012 can be traded, as opposed to the huge volumes deferred previously. At the same time, developing economies have been allowed to accumulate tradable emissions since 2002. Partially due to this, scientists and climatologists have described the Protocol as discriminatory. Representatives of this school of thought stated that in 2001-2007, the accumulation of CO₂ emissions below the 1990 limit would amount to almost 6 gigatons (Gt) of CO₂, equivalent to 80% of all emission reductions expected under the Protocol.

Among other instances of unfairness cited were: (1) the lack of provision for cold climates; (2) the lack of

provision for the nuclear power industry; (3) the lack of provision for the sink capacity of forests⁶ proportionate to the sink provisions allotted to other Annex 1 countries; and (4) the lack of provision for Russia as the world's largest exporter of natural gas, which helps to reduce CO₂ emissions in gas-importing countries.⁷

At times, the debate became highly emotional. From January 16, 2004, an advisory academic seminar was taking place at the Academy of Sciences. Following a proposal by President Putin, this regular gathering was chaired by the President of the Academy Sciences, Professor Yuri Osipov. Several international experts on climate change were invited to participate in the seminar scheduled for July 7-8, 2004. Reportedly, prior to the opening of the meeting, David King, who came to Moscow in his capacity as the scientific advisor to the British Prime Minister, demanded that the chairman of the meeting amend the agenda in order to reduce the number of speakers, presumably with the aim of cutting out those who were the opponents of the Protocol.

Among the conclusions reached by the academics was a warning that the Protocol would impose significant limits on economic growth. Average annual GDP growth of 7.2% would consume the emissions available over the 1990 level by 2009, while average growth of 6.2% would extend the "grace period" only by another year.

Economists, by and large, indicated that the ambitious target of doubling GDP in the space of a decade would require investment in new, more efficient energy technologies and efforts to conserve energy. They evaluated the Protocol from the standpoint of fairness and effectiveness, emphasizing that the agreement is not a panacea, but is rather an attempt to tackle the complex problem of emissions collectively. After all, this is the first international agreement based on "economic mechanisms" and private sector participation.

Experts indicated that the low price level currently set for emissions trading reflects, among other constraints, the quality of data employed by the vendor. As the potential to export natural gas depends on proven reserves and effective transport infrastructure, the potential to sell emissions will remain only "potential" without "delivery infrastructure." In this context, the system of national inventories of GHG emissions, as well as their verification and registration is the first step for entering the emissions market.⁸

There were also extremely critical assessments of the Protocol, including those made by experts advising the President. Their arguments were based on the fact that the country belongs to a group of the most energy-intensive economies. In order to produce \$1 of GDP, Russia consumes several times more energy than advanced economies. These critics insisted that doubling the GDP in

⁵ See <http://mig.mecom.ru/Archive/2002/Annot/11ann1r.shtml>

The Kyoto Protocol: The Problems of Ratification, co-authored by Yu. A. Izrael, I. M. Nazarov, M. L. Ginarskiy, A. I. Nakhutin, and A. F. Yakovlev, November 2002, no. 12, p.2

⁶ Forests located in Russia account for 24% of total land space covered by forests worldwide. According to estimates, Russian forests absorb about 900 million tons of CO₂ annually.

⁷ *The Kyoto Protocol*, op. cit., pp.5-6

⁸ See http://www.cenef.ru/info/booksKyoto_r.htm

I. Bashmakov, "Russia and the Ratification of the Kyoto Protocol," p.2

ten years would force the country to buy emissions in order to fulfill its obligations. Andrei Illarionov, economic advisor to President, insisted that only growth of no more than 4% would allow Russia to comply with the emission limits set in Kyoto.

At times, the debate entered the realm of geo-politics. On May 19, 2004, *Russia and the Kyoto Protocol Group* presented a report focusing on the country's position *vis-à-vis* the Protocol. One of the assumptions made in the report was that the EU's strategy is aimed at controlling a large share of world carbon emissions trading, although other observers indicated that ratification would symbolize an independent stance with regard to the United States.

Interestingly, Washington's decision to withdraw from the Protocol was interpreted by some experts as a chance to bargain for better participating conditions and benefits, using their influence over the Protocol's future. Among the key recommendations made by *Russia and the Kyoto Protocol Group* were the following conditions:

1. Nationalization of the accumulation of CO₂ emissions from 1990 onwards in order to channel the proceeds from quota trading into financing environmental and social adjustment programs, modernizing technology and improving communal services
2. A clearly defined share of the carbon emissions market (100-130 Million tons a year) to have a minimum price established at the \$40 per ton level to allow the implementation of investment programs
3. "Cold climate" and "forest sink capacity" compensation to be provided by the EU and Japan
4. Revisions to the Protocol in order to prevent discrimination and ensure transparency.

According to the report, the financial benefits that should forthcoming in exchange for ratifying the Protocol should be stretched over a period of 10-12 years, reaching about \$50-60 billion in total. However, Professor Yuri Izrael of the Institute of Global Climate and Environment estimated that IET could generate only between 200 million and 400 million euros over a period of several years, with emissions traded for \$4-5 per ton of carbon dioxide.

On the other hand, industrialists and entrepreneurs interested in selling emission quotas and attracting investment in the modernization of their facilities appeared mostly positive about the agreement. In July 2003, a non-profit National Carbon Agreement was created with the participation of the United Energy Systems "Rossiya", EurasiaHolding, Rusal, Finaco-group, Rusecotrans, CentroCredit Bank and the Bank for Project Financing. However, this organization maintains the view that better terms could be negotiated before ratification, proposing, for example, to integrate Russia's carbon emissions trading with that of the EU.⁹

In March 2004, the participants in an international conference organized by the Union of Industrialists and Entrepreneurs adopted a declaration, urging President Putin to expedite the ratification of the Protocol. At the same time,

in September 2003, another conference, organized by the Chamber of Trade and Industry, focused on the economic implications of the Protocol and questioned its merits.

In general, the economics of the Protocol have yet to be clarified and the national policy position will probably be better understood and defined in the context of such clarifications. Theoretically, the commercial reassignment of emission quotas could help to attract investment to reduce Russia's energy requirements. Alternatively, the EU and Japan may invest in projects in Russia, which could allow them to fulfill their emissions obligations under the Protocol. Either way, ratification was a necessary step in order to test the economic merits of the agreement.

The Road to Ratification

Russia's intentions with regard to the agreement clearly stated in October should not be treated as a sudden change in policy. Its approach to the climate change issue has gradually been evolving since the mid-1990s onwards. In this process, public and scientific debate has served a very important, but nonetheless merely complementary role.

The Interagency Commission on Climate Change was established in 1994. It became responsible for coordinating measures on anthropogenic GHG emissions and sinks. The First (1995), Second (1998) and Third (2002) National Communications submitted to the UNFCCC were prepared under the supervision of this commission. Roshydromet and the Ministry of Natural Resources were the principle contributors to this work.

Furthermore, the implementation of the UNFCCC was the focus of the Federal Program on the Prevention of Dangerous Climate Changes and Their Negative Consequences, which was adopted on October 19, 1996.

Formally speaking, the government, as well as the State Duma, had already made a number of steps towards ratification. For example, government resolution No. 163, dated February 11, 1999, authorized the signing of the Protocol.

On July 11, 2001, the State Duma adopted a declaration in support of the UNFCCC and the Kyoto Protocol. Prior to this step, on June 18, 2001, it formally adopted the recommendations of hearings relating to the issue of global climate change.

Government resolutions No. 796, dated November 17, 2001, and No. 923, dated December 29, 2001, launched the Federal Program on Energy Efficiency for 2002-2005, with an extension to 2010. The Program basically outlines the strategy for carbon emission reductions and energy conservation.

At a meeting on April 11, 2002, the government adopted yet another, more direct resolution, entitled On Preparing for the Ratification of the Kyoto Protocol to the UNFCCC, which identified the following potential benefits of ratification:

1. Market-oriented transformation of the economy and additional reductions in GHG emissions
2. Intensified energy-saving efforts through the

⁹ The proposed EU-wide emissions trading system is internally focused, although it does not preclude EU governments from purchasing emission units externally.

- application of JI and emissions trading mechanisms
3. Early participation in all appropriate flexibility mechanisms.

On June 26, 2003, the participants of the round table organized by the Environmental Committee of the State Duma adopted an appeal to President Putin to expedite the ratification of the Protocol. During the same month, the working group of the Presidium of the State Council chaired by President also recommended the ratification of the Protocol.

In September 2003, Putin, speaking at the Climate Change Conference¹⁰ announced a time-out to evaluate the consequences of ratification. On October 19, 2003, he again spoke about his intention to ratify the Protocol, at the Asia-Pacific Economic Cooperation Economic Leaders summit in Bangkok. A similar position was stated by the Chairman of the Government at the UN World Summit on Sustainable Development "Rio+10" held in Johannesburg, in September 2003.

In October 2003, Minister of Natural Resources Viktor Artyukhov initiated pilot projects in three regions. These projects were organized in line with eligibility criteria set out in the Protocol. A month earlier, the Inter-Agency Committee on Climate Change approved the draft concept for the national legislation framework designed for implementing the Protocol and approaches to the JI mechanism, which was prepared by the Ministry of Economic Development and Trade.

Finally, from January 2004, following instructions from the President, advisory academic seminars took place at the Academy of Sciences, involving leading scientists, advisors to the president, government officials and international experts.

Last but not least, the government views the Protocol as a "pilot agreement" designed to launch and fine-tune innovative economic mechanisms aimed at reducing emissions. If this process works well as a whole, responding to economic, foreign policy and environmental interests, it will be fine. If it does not, then even under the worst-case scenario, it would take only four years from the date of ratification to withdraw from the agreement.

Implications

As of October 5, 2004, countries that had ratified the Protocol accounted for 44.2% of GHG emissions. With Russia, this share increases to 61.2%; in 1990, its emissions amounted to 3,039 million metric tons (Mt) of GHG measured in carbon dioxide equivalent, including 2,372 Mt of CO₂. The share of CO₂ in the total volume of emissions is 78%. The share of the power sector in industrial emissions is about 45%.

Under the Protocol, the emissions volume in 1990 became the "base" level for Russia, as well as for many other countries involved in the agreement. However, unlike other countries included in Annex B to the Protocol, there was no obligation to reduce emissions in 2008-2012 compared with the 1990 base level. Therefore, the reduction

was set at 100%, similar to Ukraine and New Zealand. Only Poland, Australia and Iceland were able to negotiate better no-reduction terms.

Russia's total five-year emission "budget" for 2008-2012 is 15,800 Mt of CO₂ equivalent, including 605 Mt granted because of the sink capacity of its forests. The difference between the "budget" and actual emission volumes during these five years can be (1) saved for the second period to be negotiated; (2) traded with those countries that need to import emissions in order to fulfill their obligations; and/or (3) used for joint implementation projects.

It will be recalled that, for many experts and commentators, the main justification for joining the protocol was to sell emissions. However, projections concerning emission levels in Russia and the estimates of the volume available for sale were rather uncertain, meaning that it was hard to expect tangible benefits from joining the agreement. At the same time, the country's capacity to reduce the energy intensity of economic growth and promote energy conservation were questioned. Critics of the Protocol grounded their skepticism mostly in the fact that faster than initially anticipated economic growth could be threatened by the agreement. In this situation, it would be forced to buy credits from other countries.

It seems that the decision to join the agreement became the hostage of the econometric modeling and mass media campaign. A detailed analysis, however, demonstrates that the issue is rather complex.

The Second National Communication, submitted to the UNFCCC Secretariat in 1998, assumed that annual GDP growth would be in the range of 4% and 4.4%, with the annual reduction in GDP-related energy intensity estimated as being between 0.5% (base case scenario) and 2% (optimistic scenario). In reality, emissions from 1998 onwards were much lower than projected.

In the model used for the Second National Communication, emission levels were made just a linear function of GDP and the annual reduction in emission intensity became a key variable. Structural shifts in the economy, improvements in the energy sector, the introduction of more efficient technologies, and energy savings in response to increased energy prices were ignored. As a result, the projected emission volumes were overstated.

More accurately, the Third National Communication confirmed that under no circumstances will Russia exceed its emissions quota in 2008-2012. A model that accounted for technological improvements prioritized the following trends:

1. Higher energy prices and environmental costs will drive outdated machines away
2. The industrial structure will shift closer to that of an advanced country
3. New technologies will consume fewer resources and less energy

Similarly, the *Energy Strategy 2020*, adopted in 2003,

¹⁰ The World Climate Change Conference was held in Moscow from September 29 - October 3, 2003.

envisages two possible economic development trajectories. The “high case” scenario is based on the assumption that, by 2020, per capita energy consumption will increase by 40% over the 2000 level, while still remaining close to the 1990 per capita energy consumption level.

Also, according to this scenario, new equipment for generating 15 million kWh a year will have to be introduced annually between 2011-2015, with further additions to increase capacity to 20 million kWh being required in 2016-2020. In general, energy use relative to the size of GDP will decline, to a degree similar to that achieved in Japan in 1960-1995.

The Energy Strategy envisions the tripling of GDP by 2020, accompanied by a 1.5% annual increase in CO₂ emissions. As a result of these shifts, the estimated average emission level in 2008-2012 could be as low as 77% of the 1990 level.

The bottom line here is that, *vis-à-vis* the Kyoto process, the effective reform, economic growth and technological modernization that bring about improved energy efficiency will improve the situation as far as its competitiveness and energy exports are concerned. In addition, the country could export about 10-20% of its 2008-2012 emission quota.¹¹

National Inventories

The initial task, however, is to establish a national system of inventories for emissions, as well as verification and certification mechanisms. In March 2004, the first bilateral meeting on GHG inventories took place in Moscow under the auspices of the Japanese Ministry of Environment and Roshydromet.¹²

At the workshop, participants discussed the complexities of GHG inventories and the need for capacity building and institutional arrangements. In Japan, national GHG inventories are now prepared annually, based on established methodologies and a system for reporting. In Russia, this work has mainly been conducted by the State Statistical Committee (Goscomstat) and the Institute for Global Climate and Ecology (IGCE). The central problem is the state of the system for collecting and processing data for inventories, as well as the limited number of experts involved.

The workshop also focused on technical issues relating to inventories in agriculture and forestry, as well as carbon sinks in currently unused agricultural and forest land. According to some estimates, the net stock of CO₂ in the forestry sector for the period 1990-2002 could be close to 4.5 billion tons. However, one serious problem is that the

margin of error here could be as high as 30%. In addition, emissions from forest fires in Russia are among the largest sources of CO₂.

In Japan also, there is a need for improvements in the sink measurement system, as well as emission estimates for different types of soil, in order to reduce the discrepancy in estimates from the current 17-18%. For example, Japan’s emissions from fuel combustion in 2001 increased by 9.5% on 1990 levels, but emissions from vehicles fueled by natural gas are yet to be measured and accounted for.

The energy sector’s role in emissions and the specifics of inventories was discussed during the workshop, including regional programs and measures aimed at reducing emissions at the regional level, as well as guidelines for inventories by local governments and energy companies. Representatives of Gazprom and Unified Energy System shared their experiences in developing their respective corporate inventories.

The bottom line is that the further improvements that could be made both in national inventories and the verification process will require time, effort and funding in order to tackle the following issues:

1. Data collection, data management and exchange
2. Making methodologies for various categories of inventory more advanced
3. Compiling manuals for inventories (corporate, regional, other)
4. Enhancing regional and corporate participation in exchanges
5. Technical exchanges and research in specific sectors.

Prospects for Cooperation

Debates focusing on the economics of the Protocol have mostly been confined to the “growth-prices” dilemma. The first part of this dilemma is the potential conflict between economic growth and the “tight emission budget” set for 2008-2012. The second part of it is the carbon pricing issue, if the emission quota is available for export.¹³ It seems, however, that this approach is rather simplistic. Major quota buying and selling may not begin until the 2012 deadline looms. On the other hand, improved energy efficiency and investment in the power sector should be seen as true priorities, including renewables and thermo-power, “top-level energy efficiency” standards for specific industrial sectors, and the development of innovative technology through international cooperation.¹⁴

Joint research into the prospects for utilizing renewable energy sources could constitute a separate line

¹¹ See *A New Environmental Policy and the Realization of the Kyoto Protocol*, co-authored by E. B. Strukova, A. A. Golub, V. I. Daniliov-Daniliyan, S. N. Kuraev (Moscow: IEPP, 2004), pp.28-37

¹² Japan-Russia Workshop on Greenhouse Gas Emission Inventories, March 16-17, 2004, Moscow. See *ERINA Report*, vol. 58, July 2004, pp.80-82. This workshop was organized with the direct participation of ERINA. These exchanges will continue with the second workshop, to be held in Niigata in 2005.

¹³ According to the *World Energy Outlook* (2002), Russia’s emissions of CO₂ in 2010 will be some 400 Mt (17%) below its commitment. This would allow active participation in the emissions trading market and bilateral cooperation with Japan.

¹⁴ See *A Sustainable Future Framework on Climate Change*, a draft interim report by the Special Committee on a Future Framework for Addressing Climate Change Global Environmental Sub-Committee, Industrial Structure Council, Japan, October 2004, p.40

http://www.meti.go.jp/english/policy/c_main_environment.html#2

of cooperation. Investment in renewable energy in eastern regions of the country could generate large economic returns. The economic potential of renewable energy is estimated at 270 Mt of coal equivalent per year (Mtce), or about a quarter of the total primary energy supply (TPES). For comparison, the economic potential of small hydroelectric power projects is estimated at 65 Mtce. The estimate for biomass energy is 35 Mtce. Currently, only about 1% of the TPES originates from non-hydro renewable energy sources and the Kyoto process could stimulate these and other renewable energy projects.

There may be other benefits. According to some estimates, the launch of the Kyoto process will increase the value of natural gas, expanding the range of benefits. In Europe, the strategy of expanded reliance on natural gas is one of a very few viable options to fulfill Kyoto obligations in that region. The trading of emissions quotas within the EU would make the less carbon intensive natural gas a "quota saving" fuel.¹⁵ The increased demand is likely to result in higher gas prices.

If Russia pursues a comprehensive, well-balanced strategy in exporting natural gas to Europe, it could anticipate a close link between the price of carbon traded in a closed EU market and the natural gas price. Therefore, caution should be exercised with regard to exporting its emissions because this would substitute for "quota saving" through the imports of natural gas.

Similarly, a comprehensive strategy will be needed to facilitate investment inflow. Global environmental issues, including climate change and emission reductions are part of the bilateral Japan-Russia Action Plan. The two countries may review the possibilities for specific joint implementation projects aimed at the reduction of emissions. A number of feasibility studies for JI projects have already been funded by Japan.¹⁶

Although JI projects could serve as vehicle for attracting investment, private sector cooperation could provide an alternative. In the initial phase of the Kyoto process, emissions imports are likely to be dominated by corporate actors. The government could establish a competitive mechanism for companies, allocating portions of national quota to applicants with the most appropriate project proposals.

Towards Green Energy Trade

In Northeast Asia, there are many opportunities to benefit from the Kyoto process. One option for managing international emissions trading, while ensuring 'environmental integrity', would be through a *Green Investment Scheme* (GIS). This concept is designed to channel proceeds from IET trading into environmentally

efficient projects. Energy efficiency improvements, renewable energy development and bio-fuels could be priority directions for a GIS.¹⁷

Russia is home to more than 20% of the world's forests and three-quarters of these are located in the eastern regions of the country. With two million rivers, it has the second highest level of river runoff after Brazil. More than three-quarters of these water resources are in its eastern regions. The country's economic hydro-energy potential is in excess of 850 billion kWh/year, including 350 billion kWh/year concentrated in Eastern Siberia and 294 billion kWh/year in the Far Eastern region. It is worth noting that total CO₂ emissions over the life cycle of the projects, based on hydro-energy and wood, match those of wind-powered projects and are the lowest among the renewables.

With 98 large hydropower stations (HPS) with installed capacity of 44 gigawatts (GW), hydroelectric power accounts for 18% of total power generation. These stations generate approximately 170 billion kWh of electricity per year. Unlike in Canada and the United States, which have developed more than half of their economic hydroelectric power potential, Russia currently utilizes only 23% of its nationwide potential, using only 33% of the economic potential in Eastern Siberia and 6% of that in the Far Eastern region.

In these two regions, 16 HPS with installed capacity of 9GW are under construction, including the largest project, the Bureiskaya HPS in Amurskaya Oblast.

In order to serve customers beyond its national boundaries, Russia's HPS projects would require the cross-border interconnection of power grids. The construction of a high-voltage transmission grid in the country's eastern regions is underway. In the future, this grid could be connected to the west-east power grid that is due to be completed in China. This could potentially allow a "seasonal diversity exchange" between the two west-east systems. Spare transmission capacity in the north could help transmit Chinese hydropower earlier in the spring. Spare transmission capacity in the south could help transmit Russian hydropower later in the spring, lowering costs.

Furthermore, north-south inter-connectors would allow the flow of hydropower from Eastern Russia to China in the same fashion as between southwestern Canada and northwestern United States. The Pacific Intertie has displaced fossil-fuelled power plants in California, reducing emissions. In 1986-2000, the net displacement of CO₂ amounted to 173 Mt. If these emissions were valued at \$20 per ton of carbon dioxide, the total saving would be about \$3.5 billion.¹⁸

Small hydroelectric power station (SHPS) projects are a very promising source of renewable energy. With 89

¹⁵ Conservatively estimated, one ton of carbon emissions could cost \$50.

¹⁶ The list of 30 projects in Russia was assessed by Japanese experts, half of them located in Eastern Russia.

¹⁷ Unlike JI, GIS is not bound by criteria relating to additional emission reductions in 2008-2012. Reductions before 2008 could be credited and transferred to investors as a forward trade of emission units. GIS is based on the income from the sale of surplus units, whereas JI involves the transfer of units obtained from the implementation of a project. This means that a GIS project will have a source of finance from the very start.

See: *A Russian Green Investment Scheme: Securing Environmental Benefits from International Emissions Trading* (Climate Strategies Network, 2003), p.30, 65

¹⁸ *Electric Power Grid Interconnections in the APEC Region* (Tokyo: APERC, 2004), p.49

SHPS in operation, the country is using only about 1% of its small hydro potential. SHPS can help provide power supply at the local level, in remote regions in particular. According to the International Energy Agency (IEA), the best near-term option could be to modernize and rehabilitate existing stations, including those that have been abandoned. In addition, small stations could be constructed in the Far Eastern region in about one-and-half year's time, with a payback period of up to five years.

However, regulatory provisions are needed in order to allow regional and local administrations to invest in renewable energy systems, especially in cases where such projects reduce fuel subsidies and reduce the costs of fuel transportation. Legal measures could ensure that environmentally friendly energy projects such as small and micro hydroelectric stations have priority access to transmission grids. Transmission rate structures should favor cleaner and renewable energy. Government authorities could adopt standard power purchase agreements (PPAs) that provide incentives for renewable energy technologies, thus enhancing the position *vis-à-vis* the benefits under the Protocol.¹⁹

As far as biomass energy is concerned, Finland offers an example to follow. The share of wood fuels in its TPES is 20% and is 9% in electricity generation. In Russia, the pulp and paper industry relies on bio-fuels to meet 20-30% of its energy needs, while in Europe this share is above 50%. Forestry is Finland's largest industry. Pulp, paper and wood products account for about one-third of export revenue. Fluidized bed boilers allow the use of waste wood with a high moisture content, co-generating electricity and heat for industrial purposes and municipalities. Such co-generation plants are normally built in cooperation with local authorities and power utilities. They are connected to local district heating systems and local power grids.²⁰

Given the extremely rich renewable energy resources in Russia's eastern regions and the very large markets for cleaner energy in neighboring countries, China in particular, growth in renewable energy production could be significant. This can only be achieved if the policies and regulations in both countries support renewable projects as part of their long-term energy strategies and economic development plans.

Conclusions

In Northeast Asia, energy security has already been identified as a priority sector for developing regional cooperation. Defining the links between climate change, economic development and energy security would help to enrich the regional agenda further. The countries of Northeast Asia and the region as a whole could benefit

from an institutional mechanism that integrates economic development, efficient energy use and environmental conservation.

It seems that the regional application of the Protocol could be possible. The agreement could help regional actors to promote cleaner, greener sources of energy. Moreover, subregional cooperation could help green energy trade to contribute to the Kyoto process. Over time, a subregional market for renewable energy could complement a market for carbon emissions.

For that matter, the Far Eastern region needs a comprehensive and long-term development strategy for renewable energy. This strategy should support both tiny and sizeable ventures. On one hand, the country possesses massive renewable resources within reach of Northeast Asian markets. In this context, there are many investment opportunities. Among the cross-border projects are various options for power grid interconnection, natural gas pipelines, hydroelectric power and biomass energy. By investing in these environment-friendly ventures, Annex II countries would increase the range of options available to them for meeting their Kyoto targets. However, in order to justify investment in large-capacity projects, these ventures must be assured of market access.

On the other hand, Russia's eastern regions need to make vast improvements in energy efficiency, as well as investing anew in the modernization and construction of small, local energy facilities. In some cases, renewable energy could replace obsolete thermal capacity and these green projects could be feasible because of their scale and modular nature, which allows capacity to expand as demand grows.²¹

Furthermore, the integration of "big" and "small" at the national and bilateral levels is needed. Japan is the world's leading nation in terms of energy efficiency. It faces immense challenges in meeting its Kyoto targets. It is conceivable that the Kyoto process will require active participation at the prefectural level. Russia, on the other hand, is one of the world's largest energy producers and exporters, but its eastern provinces need both large export-oriented energy projects and energy improvements at the micro-level.

The geographic and economic characteristics of this area allow both countries to cooperate in tailoring their Kyoto implementation strategies. Moreover, not only bilateral, but also multilateral initiatives within the context of the Protocol may become possible. This entire process, however, will succeed only if industries, as well as national, provincial and local governments, assert themselves and take a proactive role at the heart of these activities, favoring a project-based approach.

¹⁹ *Renewables in Russia: From Opportunity to Reality* (Paris: International Energy Agency, 2004), p.91

²⁰ *Ibid.*, p.56

²¹ *Ibid.*, p.97

京都議定書とロシア、北東アジア（抄訳）

ERINA調査研究部部长 ウラジーミル・イワノフ

2004年10月22日、ロシア下院が「気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書」(Kyoto Protocol to the UN Framework Convention on Climate Change, UNFCC)を批准。10月27日には上院も同議定書を批准した。その結果、この地球の気候変動に関する国際条約は来年早々にも発効する見通しだ。

これに先立ち、9月30日、ロシア政府は京都議定書の批准法案を閣議決定した。同決定は、数多くの問題を吟味した上でのことであった。第1に、ロシアが国連及び国連に基づく国際条約を支持している点が重要である。さらに、京都議定書の批准によって、ロシアは、最も近い隣人であり重要な貿易パートナーのEUとの団結を表している。

第2に、気候変動問題は日本が重視する環境問題のトップに挙げられている。これについては、2003年に日本とロシアが調印した2国間の行動計画の一部にも含まれている。

第3に、京都議定書が発効することによって、環境・経済協力に向けた北東アジア諸国による数々の新プロジェクトが生まれるだろう。京都議定書は市場メカニズムを通じて実施される最初の国際条約である。

政府の行動に先立ち、科学者やエコノミスト、中央省庁、NGO、産業界及び地方自治体を巻き込む形で、ロシア国内の議論が展開されてきた。学者たちが下した結論のなかには、「京都議定書はロシアの経済成長にとり深刻な足かせとなる」という警告があった。

GDP成長率を10年間で2倍にするという野心的な目標の達成には、高効率の新エネルギー技術及び省エネの努力に向けた投資が必要だ、というのがエコノミストのおおむねの見方である。さらに彼らは、京都議定書が万能薬ではなく、むしろ協同して温室効果ガス排出問題に取り組む試みであるという点を強調し、公平性及び効率性の観点から同議定書を評価した。

それに対し、ロシア大統領の顧問たちを含め、京都議定書に関して非常に批判的な評価を下す人々がいた。彼らの批判は、ロシアが最大のエネルギー集約型経済の1つであることから、10年間でGDP成長率を2倍にしようとするならば、同国は京都議定書の義務を果たすために排出権を購入せざるを得なくなるという理由に基づいていた。

一方、排出権取引と設備更新への投資を惹きつけることに関心のある産業界及び企業家たちは、京都議定書に対し

て最も前向きな姿勢を示した。

ロシアが10月に表明した京都議定書への対応を、突然の政策転換と見るべきではない。ロシアは1990年代半ばから気候変動問題への取組みを徐々に進めてきた。この過程における一般的及び学術的議論は非常に重要ではあったが、副次的な役割しか果たし得なかった。

ロシア政府及び下院はすでに批准に向けて幾つもの準備をしている。総じて、政府は京都議定書のことを、温室効果ガス排出量の削減を目指す新しい経済メカニズムを実行し微調整するべく策定された「パイロット協定」だと受け止めている。

重要なことは、京都議定書がエネルギー効率性の向上及び対エネルギー産業投資を最優先事項と見なしている点である。再生可能エネルギー資源の利用の見通しに関する共同研究も、一種の協力の形となるだろう。また、ロシア東部地域における再生可能エネルギーへの投資は、莫大な経済効果が期待できよう。

ロシアは世界の森林の2割以上を保有し、その4分の3が東部地域に存在する。200万本の河川を持つロシアは、河川の水量の豊富さではブラジルに次いで世界第2位である。これらの水資源の4分の3以上も、東部地域に存在している。重要なのは、水力発電所や森林生態系を利用したプロジェクトのライフサイクルCO₂排出量は風力プロジェクトのそれに匹敵し、再生可能エネルギーのなかで最もCO₂排出量が少ない。

しかしながら、地方自治体が再生可能エネルギーシステムに投資するように仕向ける法整備が必要だ。特に、この種のプロジェクトが燃料助成金及び燃料輸送コストを削減するならば尚更だ。例えば、ロシアの法律は、小型水力発電所のような環境にやさしいエネルギー・プロジェクトが送電網に優先的にアクセスできるように保証した。

京都議定書を地域レベルで適用することは可能である。同議定書は、北東アジアにおいて地域レベルで関係者たちが、もっと「環境にやさしく」クリーンなエネルギー資源の利用を奨励する手助けになろう。また、地域内部での協力は、「グリーン」エネルギー取引を促し、それは京都議定書に貢献することになろう。再生可能エネルギーの利用に向けた域内市場は、やがてCO₂排出権市場を補うようになるだろう。

ロシア極東地域は包括的で長期的な再生可能エネルギー

の開発戦略を必要としている。この戦略は大小の事業をサポートするだろう。

ロシアは大量の再生可能なエネルギー源を北東アジア市場から至近の位置に保有している。そのため数多くの投資チャンスがある。国境を越えたプロジェクトのなかには、送電網接続及び天然ガスパイプライン、水力電気、バイオマスエネルギーという様々な選択肢がある。これらの環境にやさしい事業に投資することによって、付属書Ⅱ諸国は、彼らが京都議定書の目標を達成するために利用可能な選択肢の範囲を広げるだろう。しかしながら、大規模プロジェクトへの投資を正当化するためには、これらの事業は市場アクセスによって保証されなければならない。

他方、ロシア東部地域はエネルギー効率の大幅な改善や設備更新、小型ローカル発電設備の建設に新たな投資を必要としている。時には、再生可能エネルギーは時代遅れの熱容量（thermal capacity）に取って代わることが出来よう。そしてこれらの「グリーン」プロジェクトは、そのスケール及び「許容量は需要の成長に従って広がる」という

モジュール的性格ゆえに、実行可能になろう。

また、国家レベル及び2国間レベルにおける「大」と「小」の統合が必要とされる。日本は省エネに関しては世界のリーダー国である。日本は京都議定書の目標を達成するため多大な努力をしなければならない。京都議定書は県レベルの積極的な参加を必要とするだろう。

一方、ロシアは、エネルギー生産・輸出大国の1つであるが、その東部地域は輸出志向型の大型エネルギー・プロジェクトだけでなく、ミクロレベルのエネルギー事情の改善も必要としている。日本とロシアの地理的・経済的特徴は、京都議定書の実施戦略面で、両国が協調し合うことを可能にする。しかも、京都議定書の枠内で2国間のみならず多国間のイニシアチブが可能となるだろう。しかしながら、この一連のプロセスは中央及び地方自治体政府、産業界がプロジェクト・ベースの取組みを擁護しながら、以上の活動の中で各々の立場を明確にすることによって初めて成功し得よう。

会議・視察報告 ■■■ Conference Report・Inspection Visits

■環東海（日本海）国際シンポジウムat韓国江原道

ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

環東海国際シンポジウム

2004年9月20-21日、韓国江原道平昌郡、龍平ドラゴンバレーホテルにおいて、「韓・中・日の国際シンポジウム：北東アジア時代における環東海地方政府間新交流・協力」と題された国際会議が開催された。本シンポジウムは韓・中・日における地方政府の国際交流協力の方向性を探ることを主目的とし、江原発展研究院創立10周年記念行事として開催された。シンポジウムには江原道と密接な交流を推進してきた中国吉林省と鳥取県の研究者、韓国内の専門家、地方政府関係者など約150名が参加した。国際会議の準備はすばらしいもので、韓中日3ヶ国語の同時通訳が用意され、韓・中・日の3ヶ国語に翻訳された発表論文が当日参加者に配布された。

会議の構成は、初日に基調講演に続いて2つのセッションが行われ、2日目の午前中に外国人参加者を含むコアメンバーによる総括会議で締めるという形を取った。

冒頭の挨拶に続いて、吉林大学東北アジア研究センターの張宝仁教授が「最近の中朝間の経済交流と協力の現状およびその発展傾向に関する分析」と題して基調講演を行った^注。張教授によると、近年、中朝間の貿易・投資は増加しており、その背景には北朝鮮経済の緩やかな回復や、両国の密接な政治的関係がある。また、北朝鮮と米国・日本の関係が悪化していることを受けて、中国が北朝鮮への支援を代替している意味合いもある。しかし、北朝鮮との貿易では債務不履行が多く、中国も苦勞している様子だ。将来の見通しとして、北朝鮮の改革開放は加速され、開城や新義州経済特区に外国投資を呼び込むことができるだろうと楽観的展望を述べた。

第一セッションのテーマは、北東アジアの地域協力である。座長は国土研究員の金原培氏がつとめた。

まず、私が「北東アジアにおける交流・協力の可能性と課題：『北東アジア経済会議』の経験を踏まえて」と題して発表した。15年間、14回にわたって新潟県が開催してきた「北東アジア経済会議」の試行錯誤の過程と成果、さらに地方レベルの国際交流の課題について述べた。

広島大学の戸田常一教授は「持続的な地域域経済開発と国際協力ネットワーク：地中海行動計画（MAP）の取り組みに学ぶ」と題して、地中海の海洋環境保全のための多国間協力の例を紹介した。MAPは国連環境プログラム（UNEP）の活動のひとつであり、沿岸20カ国とEUが主体となって進められている総合的域環境保全プロジェクトである。地中海と同じように閉鎖的域である日本海でも、経済発展に伴い海洋環境が深刻な問題となる可能性がある。

吉林大学東北アジア研究院の沈海涛氏は「中国東北地域の振興戦略と北東アジア地域の協力」と題して、中国政府が力を入れている東北振興戦略の概要を紹介した。東北振興政策の狙いは、東北地域が持っている優れた経済インフラや交通網、優秀な人材や生態環境を活用し、かつての産業基地である東北地域に新たな活力を与え、社会の安定を維持させようということである。さらに、日本・韓国などの北東アジア近隣諸国と共同開発することも提案されている。既に投資規模410億元に達する100のプロジェクトが批准されたが、財政・金融面での具体的優遇措置はまだ発表されておらず、待たれるところだ。

続いて、江原発展研究院の崔承業研究員より「北東アジア中心国建設計画と江原道の“Peace Sea Vision”」と題して、壮大な国家的・国際的ビジョンが発表された。それによると、韓国・盧武鉉政権は、「国家均衡発展」、「北東アジア経済中心国の建設」、「行政首都移転」を推進している。北東アジア経済中心国建設ビジョンでは、韓国が北東アジアにおける物流、IT、金融の中心となるという目標が掲げられている。国家計画の中で、江原道は国際観光・レジャー拠点として育成される計画である。視野を広げて、ヨーロッパの北海ビジョン（“Norvision”）に習った“Peace Sea Vision”なるものが提案された。しかし、提案されたビジョンはあまりにも壮大かつ抽象的で、限られた発表時間内に理解できるようなものではなかった。さらに、翌日の総括会議で、中国側から「北東アジア経済中心国の建設」ビジョンに対する批判が述べられた。その内容は、「なぜ韓国だけが中心なのか、中国だって中心になりたい、自分だけが中心だというのなら地域協力はできない」というものだった。日本としても同感である。結局、韓国側は当初の考えを推すことができなかった。

討論では、90年代からずっと環東海地域の地域協力が議

^注 発表原稿を加筆修正の上日本語に翻訳して本号で紹介した。

論されてきたが、たいした成果が挙げられなかったではないかとの反省が指摘された。それについて、大きな構想を打ち上げるよりも、小さくてもできることからやっていくことが必要であるとの意見が聞かれた。

第二セッションのテーマは地域主導の国際的観光振興である。

とっとり政策総合研究センターの建井順子氏は「鳥取県におけるインバウンドの現状と課題：環日本海地域の相互協力による観光促進策」と題して発表した。鳥取県は歴史的遺産が乏しく、交通網も未発達で、国際観光誘致では遅れをとってきたが、温泉、大山、山陰海岸などを活用する方策を検討中である。また、新たな地域間交流の可能性として、体験型文化交流、映像の交流、食と健康に関する交流などを提案した。

吉林省長春市財政局の馮国臣氏は「吉林省の観光産業の現状に対する評価と考察」と題して、吉林省の観光発展の可能性について述べた。吉林省には長白山、高句麗遺跡、吉林霧松など魅力的観光資源が豊富で、環境保護と開発をともに重視する観光産業の発展を目指している。また、2007年には長春で冬季アジア大会が開催され、観光発展の起爆剤として期待されている。

江原発展研究院の李鳳姫氏は「江原道の外国人観光客の動向と環東海圏観光交流に向けての協力案」と題して、江原道の観光の現状と課題について述べた。江原道は冬季の雪を売り物にしており、東南アジア市場を開拓している。雪を見たことの無い人々が数日間滞在し、スキーを体験するというものだが、滞在が短すぎて十分に楽しんでもらえないという問題がある。また、最近ではテレビドラマ「冬のソナタ」が日本で大ヒットしたことを受けて、日本からの「冬のソナタ」ツアーが爆発的ブームとなっている。江原道を訪れる日本人観光客は昨年比10倍の伸びを記録中である。実際、会議場となったホテルでも、春川の町でも、「冬のソナタ」ロケ地をめぐる日本人女性団体客を数多く見かけた。韓国側は、日本人観光客を歓迎しているが、「冬のソナタ」ブームが去った後はどうなるのだろうかという心配がある。

2日目の総括会議では、江原発展研究院の崔棟圭院長が全体をまとめ、今後も観光をメインテーマに、韓・中・日の地方研究機関でこのような国際シンポジウムを継続していくことを決定した。メンバーは韓国が江原発展研究院、中国が吉林大学東北アジア研究院、日本がとっとり政策総合研究センターとするが、北東アジア全体を研究しているERINAも参加を求められた。また、今後のシンポジウムではオープンな参加を認めていく予定である。

江原道の文化と観光

シンポジウムの前日、中国と日本からの参加者は江原道文化ツアーに案内された。ツアーは海外からの参加者をもてなすと同時に、江原道の文化財が外国人に受けるかどうかを試す意味合いがあった。19日朝、バスは春川を出発し、高速道路を南東方向へ向かった。

最初に平昌郡蓬坪の李孝石文学館へ案内された（写真1）。可山李孝石が愛した蕎麦や文学作品が陳列されている。日曜日ということもあり、韓国人観客でにぎわっていた。しかし李孝石の文学についてまったく知らない日本の文学音痴にとっては退屈な所だった。隣接のレストランで蕎麦料理などの昼食をとった。土産物屋で売られていた蕎麦とその加工品のパッケージに記されていた蕎麦の原産地は、韓国と中国半々だった。韓国ももはや蕎麦を自給できないのだ。

バスは東の江陵に向かった。日の出の名所として知られる江陵市正東津に韓国と日本の6人のアーティストが参加して建設した芸術公園、Haslla Art Worldを訪れた。ここは松の木をテーマとして、海岸沿いの山の斜面にテント作りの創作小屋や数多くの前衛的彫刻を展示した野外公園で、夜間はライトアップしているとのこと。日本人彫刻家に案内されて、ハイキングさながらの公園歩きを楽しんだ。高台から見る日本海は静かで美しかった（写真2）。

同じく江陵の歴史的建造物、船橋荘（Songyojang）では韓国式茶道を体験した（写真3）。日本の玉露茶を入れる手順を作法化したようなものだ。その後、茶菓子作りも体験した。あらかじめ用意された5色の菓子素材を木製の型に入れ成型する。韓国の座布団は薄いため、正座すると足が痺れそうになった。続いて船橋荘の芝生上に敷いた筵に座り、旌善アリランを鑑賞した（写真4）。農民が太鼓や台所の甕を叩きながら歌う牧歌的民謡のようなものだ。日が暮れてくると蠟燭の下、筵の上で韓定食の夕食をご馳走になった。最近少し薄くなったという韓国の焼酎と果実酒が合う。宴も終わりに近づいたころ、江陵の代表的郷土芸能、江陵官奴仮面劇が演じられた（写真5）。日本の神楽か能のように仮面をつけた役者が打楽器演奏に合わせてパントマイムを演じるというもの。色彩的に明るく、躍動感があって分かり易い。フィナーレでは私達も一緒に輪に入って踊った。役者の大半が女性だったのには驚いた。江陵は郷土芸能などの無形文化財の宝庫らしく、日本語の解説書やDVDを用意して観光客に売り込もうとしている。

今回のシンポジウムが行われた龍平ドラゴンバレーホテル周辺もすばらしい観光地である（写真6、7）。一帯はスキー場とゴルフ場がある大規模なりゾートで、ホテル、



写真1 李孝石文学館



写真2 彫刻と日本海



写真3 韓国式茶道



写真4 旌善アリアンのパフォーマンス



写真5 江陵官奴仮面劇



写真6 龍平ドラゴンバレーホテル



写真7 冬のソナタの舞台となった喫茶店



写真8 ゴンドラで山頂へ



写真9 ゴンドラから見た龍平ドラゴンバレーの一部

コンドミニアム等が山間の村のように配置されている。四季を通じて楽しめるように工夫されており、私自身も紅葉の時期に再訪問してみたいと思った。実は平昌郡は冬季五輪に立候補したことがあり、次の2014年冬季五輪に再度立候補する予定である。そのための施設作りも予定されており、龍平はその冬季五輪の中心地となる予定である。2日間の会議終了後にはスキー用ゴンドラで山頂まで足を運び絶景を楽しんだ。山頂も「冬のソナタ」のロケ地だったそう（写真8、9）。

国際会議参加者に地元の観光地を案内するというのもてなしとしてだけでなく、観光PRという効果も期待できるのではないかと思った。新潟の会議でもオプションツアーとして観光を組み込んでみたらどうだろうか。数年後に観光客という形で果実を享受できるかもしれない。最後に、立派な国際シンポジウムを開催し、また、外国人参加者に心のこもったツアーを用意してくれた江原発展研究院の皆様に感謝したい。江原道の人たちが示してくれたホスピタリティーこそが観光誘致において重要な役割を果たすに違いない。

■シベリア横断鉄道調整評議会第13回年次総会（2004年10月19－20日、ウィーン）

ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

シベリア横断鉄道調整評議会（CCTST）第13回年次総会が2004年10月19－20日の2日間、ウィーンのパルラツェル宮において開催された。同評議会はシベリア横断鉄道（TSR）を利用した国際複合輸送の発展と競争力強化を目指す調整機関である。昨年民営化された㈱ロシア鉄道が中心となり、国際複合輸送に関わる各国鉄道、港湾、船社、税関、行政機関、各国のオペレーター/フォワーダー及びその団体により構成され、年に一度持ち回りで開催される総会の他に、各種作業部会が随時開催されている。メン

バーは年々増加傾向にあり、2004年10月19日現在で22カ国の121団体に上る。

第13回年次総会には23カ国から約200名が出席した。参加国の内訳は、開催国オーストリア、運営の中心であるロシア、CISからウクライナ・ベラルーシ・カザフスタン、バルト3国、欧州からポーランドなど11カ国、アジアから韓国・日本・モンゴル・中国の4カ国であった。同評議会のメンバーに加えて、研究機関、NPOなどがオブザーバーとして参加した。

日本からは日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会（TSIOAJ）を代表して㈱日新の長澤登氏、三井物産の物流部門であるTRI-NET LOGISTICS（EUROPE）の原良道氏が出席した。一方、韓国からは韓国鉄道庁、韓国国際貨物フォワーダー協会（KIFFA）、フォワーダー各社、船社から10名の参加があった。中国からはSINOTRANSの代表が出席した。

会議の進行は㈱ロシア鉄道社長でCCTST議長でもあるファデーエフ氏が執り行った。まず、ファデーエフ議長が㈱ロシア鉄道を代表して総括発表を行い、続いて各国のフォワーダー協会代表、さらに各社代表が担当分野の状況について発表した。その内容には自社の自慢話もあれば関係他社への要求もある。並行してプロトコルの作成が事務局で行われ、最後に採択された。プロトコルには輸送実績やTSR利用ルートの競争力を強化して利用を増やす方策が盛り込まれている。会議における発言、プロトコルに記載された内容、個人的に聞いた情報などを基に北東アジアの国際貨物輸送関連の要点を以下にまとめる。

シベリア横断鉄道（TSR）ルートの利用状況

TSRルートの取扱貨物量は上昇傾向にある。事務局資料によると2003年のコンテナ取扱量は前年比14.7%増の1,470万トンに達した。2004年1－9月期の総輸送量は275,500TEUで、前年同期比で31.4%増加した。内訳は、トランジット貨物が109,100TEU（38.4%増）、ロシアの輸入貨物が81,000TEU（36%増）、ロシアの輸出貨物が86,400TEU（19%増）となっている。

TSR貨物量増加の最大の理由は、東アジア～フィンランド間トランジット輸送において、競合するDeep Seaの輸送料金が大幅に上昇していることにあると考えられる。日韓のフォワーダーの話を総合すると、中国・韓国発フィンランド向けの場合、TSRの方がDeep Seaよりも安くなっているという。ただし、日本発の場合はDeep Sea料金が低く抑えられていることから、差が縮まったとはいえTSRはまだ割高とみられる。

事務局資料に基づいてTSRルートを更に方向別・地域別に分けて見ると、東アジア発着の輸送が主体となることがわかる。中でもポストーチヌイ～ブスロフスカヤ間を往復する“フィンランドトランジット”が一番多く、2004年1-9月期にコンテナブロックトレインが836編成運行され、輸送量は前年比1.5倍増の87,376TEUに達した。ポストーチヌイ～ブスロフスカヤ間はブロックトレインによって11.5日間で輸送されている。また、ポストーチヌイ～モスクワ間にも2004年1月からブロックトレインが運行され、1-9月期に113編成の列車が運行され、輸送量は8,542TEUに達した。更に、ポストーチヌイ～アルマトイ間では2004年1-9月期に55編成のブロックトレインが運行され、貨物量は6,248TEUであった。

東アジア発着の他のルートもトライアルランが試みられ、発展の可能性を秘めている。東アジアとフィンランド以外の欧州を結ぶルートは試行段階にある。韓国～ブレスト～マワシェヴィチェ（ポーランド）を結ぶルートでは2004年に数回のトライアルランが行われ、2004年4-9月期に4編成の列車が運行され401TEUが輸送された。ブレスト～ウランバートル間を運行する“モンゴルベクトル”は2004年6月にデモ列車が運行された。2004年1-9月期に18編成の列車が運行されたが貨物は495TEU（前年同期比175TEUの減少）にとどまった。また、北京～モスクワ間では2004年1-9月期に6編成の列車が運行され、512TEUを運んだ。

韓国のフォワードerは、TSRルートのバージョンとして、天津～瀋陽～ハルビン～満洲里～ザバイカルスク～TSR～フィンランドのルートのトライアルランを行い成功した。拡大を続ける中国のフィンランド向け輸出貨物に利用できるという。

東アジア発着に比べると、欧州とロシアを結ぶ貨物量は全体的に少なく、あまり伸びていない。例えば、ベルリン～マワシェヴィチェ～モスクワ間を往復する“オストウィンド”・“ウエストウィンド”サービスの場合、2004年1-9月期に87編成の列車が運行され、3,286TEU（前年同期比8%増）が輸送された。また、ブダペスト～モスクワ間を運行する“チャルダッシュ／カルパチー”サービスの場合、2004年1-9月期に156編成の列車が運行されたが貨物は645TEUしかなかった。このルートは主にイタリアの貨物を中央アジアへ輸送するのに利用されている。フィンランド～モスクワ間を運行する“ノーザンライト”サービスでは2004年1-9月期に22編成の列車が運行され、輸送量は2,050TEUであった。欧州諸国とモスクワを結ぶ輸送モードでは道路輸送が発達しており、機動力で劣る鉄道

は厳しい競争にさらされている。また、欧州とCIS諸国との国境における通関手続き、軌間の違いによる積替の問題も指摘されている。

TSRルートに求められる改善点

ここ数年、貨物量が順調に伸びているが問題点も多く、TSRルートの将来を危ぶむ声も聞かれた。公認オペレーターの最大手であるTranssiberian Intermodal Service (TIS) のラゴフ副社長は次のようないくつかの問題点を指摘した。①台車不足のため、ポストーチヌイ港でブロックトレインに乗せられず待たされている貨物が増えている。このために輸送に遅れが生じており、スピードを売り物にするはずのTSRが顧客を失う結果となっている。②さまざまな料金上乘せが行われている。鉄道では護衛費が上乘せされ、海上輸送では繁忙期特別料金が要求され、釜山港での取扱費も上昇している。③コンテナ不足が深刻で、コンテナ調達コストが上がっている。④東アジアから中央アジア向けルートでは中国ルート（TCR）が競争力をつけてきている。⑤Deep Sea業界では新造船が就航し、タリフの下がるケースも見られる。ラゴフ氏は(株)ロシア鉄道側にこれらの問題に対する危機感が欠如していると苦情を述べた。

日本の長澤氏もコンテナ不足や台車不足が日本からのビジネスチャンスを失わせていると述べた。

これに対し、(株)ロシア鉄道は20フィート及び40フィートコンテナの購入、台車・貨車の製造を計画しているとの説明があった。また、評判の悪い護衛費についても35%下げることになっている。

また、韓国フォワードerの話によると、前述の台車不足による遅れ、通関やセキュリティ問題、コスト上昇などの理由で、中国南部発フィンランド向け貨物はDeep Seaルートへシフトしつつあるという。Deep Seaで導入されている最新鋭船は中国南部港湾～ハンブルグを22日で結ぶことができ、フィンランド向けの場合、スピード面でもTSRに十分対抗できるとのことである。

今後有望な貨物と新規ルート

TSRが狙う貨物としては自動車関連貨物が注目されている。中国吉林省の長春にあるフォルクスワーゲン（VW）の自動車組み立て工場向け貨物は、現在ドイツのハノーバー/フォルクスブルグからDeep Seaルートで大連まで運ばれた後、陸路で長春へ輸送されているが、これをTSRルートに乗せて鉄道だけで輸送するように変更してもらうよう欧州のフォワードer各社が努力しているとのことである。しかし、計画されたトライアルランは安全面での問題やそ

のための警備費用がかさむことなどから実現していない。

韓国の現代自動車はロシア南部のタガンログで、KIA自動車はスロバキアのジリナでそれぞれ自動車生産を行っており、韓国からの部品輸送にTSRの利用が計画されている。

日本の自動車メーカーもロシア市場を睨み、将来予定されているロシア国内での生産時のパーツ輸送にTSRの利用を検討している。

北欧からは日本への木材輸出にTSRがもっと使えないかとの声が聞かれた。現在スウェーデンから秋田へ定期的に輸送されている木材をTSRルートで運びたいとの具体的な話がある。

今後考えられるプロクトレイン運行区間として、ウラジオストク〜モスクワ、ポストーチヌイ〜サンクトペテルブルグ、サンクトペテルブルグ〜モスクワ、サンクトペテルブルグ〜カザフスタン/ウズベキスタン、カリーニングラード〜クライバダ〜モスクワなどが挙げられた。

朝鮮半島縦断鉄道連結計画

韓国鉄道庁代表は朝鮮半島縦断鉄道（TKR）連結計画、及び2004年4月に開業した旅客向け高速鉄道（HSR）KTXについて発表を行った。

TKRの連結プロジェクトは西部の京義線と東部の東海線で進められている。並行して道路も建設中である。

京義線では、韓国側は汶山〜臨津江〜都羅山（10.2km）の鉄道敷設が終了し、DMZ内の1.8kmが残されているだけであるが、北朝鮮側は開城〜ソンハ〜板門〜軍事境界線（15.3km）が建設中である。一方、東海線では、韓国側の江陵〜猪津（118km）及び猪津〜軍事境界線（6.0km）、北朝鮮側の金剛山〜サミルポ〜ガンホ〜軍事境界線（18.5km）が建設中である。韓国側が建設に投入した総費用は、京義線が204百万ドル、東海線が233百万ドルである。韓国政府は2004年末までに道路と鉄道を開通させたいとしている。更に、将来はTKRとTSRが連結され、韓国発着のTSR貨物も増加すると試算している。

なお、2005年の第14回年次総会は韓国鉄道庁とKIFFAの共催で、10月25-26日にソウルにおいて開催される予定である。

■第1回北東アジア観光国際フォーラム (2004年8月、中国大連)

ERINA調査研究部研究員 川村 和美

2004年8月19日、遼寧省旅游局、大連市旅游局、吉林旅

游局、黒龍江省旅游局の主催、韓国大邱旅游協会、アジア太平洋旅游協会、日本北東アジア観光研究会などの後援により、大連市にて第1回北東アジア観光国際フォーラム（2004大連）が開催された。この会議には、大学教授・研究者などを中心に、中国代表約30名、韓国代表約15名、日本代表7名が参加した。1日の会議であるにもかかわらず、約50名の参加者の半数に当たる25名が“北東アジアの観光”をテーマに報告を行うといった大変盛りだくさんの内容となった。

観光に関する会議となると、とかく自国・地域への観光客の誘致に向けたPRが主となりがちである。今回のフォーラムにおいてもそうした報告が無かったとは言えないが、大半が“北東アジアの観光”をいかに促進すべきか、その魅力や問題点に関する報告であったことが注目される。

中国社会科学院旅游経済研究センター主任・研究員の張広瑞氏は「辺境（国境）観光」をテーマに報告を行った。北東アジアの特徴の一つに国境が錯綜していることがあるが、この国境を観光資源として活用しようというアイデアである。国境を異国と接している魅力的な場所と位置付け、国境の街は相互の文化が融合する地域とし、国境を北東アジア各国の交流・協力の窓口、結束ポイントとして捉え、北東アジアの観光を促進していこうというものである。ロシアや北朝鮮と国境を接する東北地域の研究者ではなく、北京の研究者からこうした報告がなされたことが注目を集めた。

このような“国境観光”に関する報告は、吉林大学東北アジア研究院教授の王曉峰氏からも行われた。王氏は図們江地域を取り上げ、国を跨いだ観光の可能性をテーマに報告を行った。吉林大学東北アジア研究院は、図們江地域の中国と北朝鮮間に国を跨いだ貿易区の設置を提案し、国境都市の担当者と実施に向けた議論を重ねている。今回の報告は、そうした流れを受けたもので、図們江地域で中国・北朝鮮・ロシアの3カ国をめぐる観光ツアーの実施が提案された。この時に問題となるのがビザである。先に報告した張氏も指摘したが、観光を促進するためには、ビザなどの手続きがいかに簡単に行われるか、またその地域まで行きやすい交通手段があるかといった点がポイントとなる。ビザが必要でその取得手続きに時間がかかっていたり、何度も飛行機を乗り換えたり、長い時間をかけて、飛行機、列車、バスを乗り継がなければたどり着けない場所とあつては、観光客の増大は困難である。そこで、まずは3カ国をめぐる観光、または国を越えた観光のためのビザの取得の簡素化、あるいは観光のための通行許可証の発行などを各国の協力のもと、推進していくことが必要であると主張

された。

日本側からは、北東アジア観光研究会代表幹事の関山信之氏が、WTO（世界観光機関）による国際観光旅行者到着数の地域別予測伸び率（2000年～2010年）をみると、東アジア・太平洋地域が年率7.7%と最も高い数値（全世界平均は4.2%）であり、予測実績数は1億900万人と推定されていることを紹介し、この予測の中で北東アジアの地域がどの程度のウェイトを占めるかは定かではないが極めて大きなポテンシャルを秘めていることは間違いないと述べた。そして、今後はこのポテンシャルをいかに引き出し、引き出していくことができるかに視点を置かなければならないと主張した。その上で、北東アジアについて言えば、平和へのパスポートとなる“国境ツーリズム”、国境を越えた多様な先住民族の文化と歴史を探る“エスニック・ツーリズム”は主要な観光形態としてその内容が吟味される必要があり、また、北東アジアの歴史像の共有を探求する若者たちによる“歴史ツーリズム”、技術移転や人材育成を目的とし、内外不均衡を解消するための“産業ツーリズム”等の形態も検討されて良いのではないかと提案を行った。

ERINAからは三橋郁雄特別研究員が報告を行った。北東アジアにおける観光交流を一層増大させていくためには、現在、観光交流が殆どなされていない地域同士の交流を盛んにするのが有効であり、それを実現するために各国関係者が共同で、北東アジアの観光マスタープランを作成することが望ましいと主張した。こうした共同作業を行なうことにより、各国の観光交流の発展要因、障害要因を把握すると共に促進に向けての知恵を出し合うことができるというものである。各国・地域の代表者を選出し、それぞれが各地の観光の現況、規制の現状、安全の現状、重点観光対象、観光内容、今後の地域開発の状況を整理し、現在の状況下で観光客を2倍にする方法、5倍にするための課題と施策を持ち寄り、議論を進めていくことが提案された。現在、北東アジア観光研究会がこの提案を受け、各国代表者の選出と議論の場の提供に向け、取り組みを始めている。

今回のフォーラムは、限られた時間内に多数の報告者が発表したため、質疑応答・議論の時間が取れなかったなど非常に残念な部分もあった。しかしながら、過去に北東アジア観光に関する多国間協議の場は極めて少なかっただけに、日中韓の三カ国とはいえ、多国間で北東アジアの観光に関する議論が行われたことの意義は大きい。フォーラムの閉会式では、北東アジア国際観光フォーラムのフラッグが韓国大邱旅游協会に渡され、来年、韓国大邱市において第2回北東アジア国際観光フォーラムが開催されることが

発表された。

■北東アジアの地域経済社会協力と発展に関する国際学術討論会

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

2004年9月20日～21日、中国・遼寧省の瀋陽で「北東アジアの地域経済社会協力と発展に関する国際学術討論会」が遼寧社会科学院の主催で行われた。この会議は、東北振興と北東アジアの地域協力をどのように組み合わせていくかについて討論することを目的に開催された。

開会式では、遼寧社会科学院院長である趙子祥氏の挨拶に続き、日本国駐瀋陽総領事館総領事、小河内敏朗氏が中国語で挨拶を行った。小河内氏は、外務省では朝鮮半島が専門で、朝鮮語に堪能であるが、瀋陽に赴任してから中国語の学習に力を入れているようだ。

この挨拶の中で小河内氏は東北振興の成功のための条件として、(1)国際社会がいかに世界各地に拡散したテロリズムの脅威に対応するか、(2)北東アジア各国のナショナリズムの台頭をどのように処理するか2つの問題を解決しなければならないと指摘した。また、2002年4月のポアオ会議における小泉首相の、中国の発展は日本の脅威ではない、旨の発言が日中協力の基礎にあるとし、東北振興における日中協力は北東アジアにおける大きな安定力となると語った。また、日本から中国東北への投資を促進するために、「寒くて暗い東北のイメージ」の転換が必要であることを指摘した。また、現在の中国は、大量生産大量消費経済に向かうことで失業率と生産コストの減少を図るという日本の高度成長期とよく似た道をたどっていると、日本がこの過程で、公害問題で大きなコストの支払いを余儀なくされた経験から、環境問題の今後の取り組み如何が中国東北の未来を決定する最重要課題のひとつであるという認識を示した。

また、北東アジア地域が経済面から統合の方向に動き始めていることと、この地域の経済が相互依存関係を増大させていく中で、彼我の「違い」をいかに克服していくかについて触れ、「2004年日中経済協力会議—於仙台」で「東北共同宣言」が出され、経済連携の方向性が設定されたことから、2004年は中国東北振興元年であると同時に、日中東北経済連携本格化元年でもあると指摘した。最後に、世界は情報のグローバル化と経済のグローバル化という2つの方向で急速に変化している。北東アジアの隣人たちが対立している暇は全くないと締めくくった。

その後、遼寧省人民政府副省長、勝衛平氏の主題発表「東北老工業基地振興の有利な機会を十分に利用して、遼寧と北東アジア各国の経済協力を一段階強化しよう」があった。遼寧省の工業分野における優位性、これまでに遼寧省が老工業基地を振興する上でとってきた措置、北東アジア諸国との交流の可能性について報告があった。

その後、中国の研究者からは主に、経済体制改革、国営企業改革、対外経済開放について、日本、韓国、ロシアの研究者からは主に北東アジア経済協力における中国東北の位置、北東アジアにおける朝鮮半島の重要性、各国の北東アジア諸国との経済協力の現状などについて発表があった。

この会議の特徴は、東北振興についての議論を行うと同時に、周辺諸国、すなわち日本、韓国、北朝鮮、ロシアなどの北東アジア経済協力についての考え方についても同時に議論を行ったところにある。これは、東北振興が周辺諸国との経済協力をなくしては成り立ち得ないとの認識を主催者が持っていることの証左である。中国の経済建設は西部大開発と東北振興を両輪とすると言われるが、西部大開発が中国国内の資金を西部地域に投入することにより発展をもたらすのに対し、東北振興は北東アジアにおける経済協力を前提としているところに違いがある。この点で、中国の東北振興政策は、今後の北東アジア地域における経済協力を考える上で、必ず考慮しなければならない要素となっている。今回の会議では、中国の動向が北東アジア全体に強い影響をもたらす傾向がますます強くなっていることを再認識させられた。

■ International Forum on Business

Awareness & Sustainable Development

Enkhbayar Shagdar
Visiting Researcher, Research Division, ERINA

The International Forum on Business Awareness & Sustainable Development was held in Ulaanbaatar on September 9, 2004. It was organized by the Mongolian National Chamber of Commerce and Industry (MNCCI) and the Business Council for the Sustainable Development of Mongolia (BCSD-Mongolia – a partner of the World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)). BCSD-Mongolia was established in 1999 by the MNCCI and this event was organized to mark its 5th anniversary.

The objective of this forum was to raise awareness of and exchange opinions among different stakeholders regarding the sustainability of economic development and business. Topics for discussion included the sustainability of business planning, industrial processing, and sustainable development policies and business practices. It was attended by delegates from 79 local, foreign and international

organizations representing 25 countries, including Japan, Spain, Australia, the USA, France, China, the Netherlands, Switzerland, Canada and Brazil. The delegation from Japan included representatives of the Aichi Shukutoku Institute, ERINA, the University of Asia, Toyo Engineering Corporation, BSM Co. Ltd. and Justech Soft Co. Ltd.

In his welcoming address, Mr. Sambuu Demberel, Chairman and CEO of the Mongolian National Chamber of Commerce and Industry and Chairman of BCSD-Mongolia, highlighted Mongolia's bumpy transitional period and how it has changed both economically and environmentally in the last five years since it decided to contribute to sustainable development. He emphasized the importance of business awareness and how the environment, ecology, efficiency and empowerment (4 Es) are all interrelated. He proposed that business groups address the many global problems instead of waiting for government policies to be formulated. He stressed that businesses should conduct environmentally friendly activities, setting aside a certain percentage of profits for environmental restoration and social welfare, and pursuing policies mutually beneficial to all.

Mr. N. Enkhbayar, Chairman of the Mongolian Parliament, welcomed all participants to the forum and suggested creating a favorable legal environment that would be conducive to businesses, as well as highlighting the need for cooperation among all stakeholders in order to create a favorable business environment.

Mr. Marcel Engel, Director of the Regional Network of the WBCSD gave a brief background introduction to WBCSD and put forth two sustainable development agendas – public policy and business. He detailed why it makes good business sense to address sustainable development and concluded by acknowledging the preparations made by business leaders in Mongolia in order to face the challenges necessary for sustainable growth.

Mr. O. Chuluunbat, President of Mongol Bank, noted the importance of the forum for the development of political, social, and economic stability in Mongolia's transition to a market economy. He noted that, even though the banking and finance sector has stabilized, the key to successful sustainable development is to ensure stability in all sectors.

Ms. Pratibha Mehta, representing UNDP Mongolia, praised Mongolia for remaining a stable and relatively trouble-free country that can serve as an example for other developing countries in making the transition to a market economy. She said that corporate social responsibility (CSR) is necessary in order to reduce poverty and increase environmental sustainability. To motivate businesses to develop a sense of CSR, a sustainable market where consumers and producers have knowledge and resource capabilities is required. She suggested that if business associations established their own standardized code of ethics, their members would follow.

Mr. Ts. Damiran, Head of the Standing Committee on Economic Policy of Mongolia thanked UNDP and the Mongolian government for implementing many successful sustainable development projects that have reached a variety of policy and planning levels, while involving many Mongolian communities; however, he noted that there are still many problems to be solved and stated that he and his

committee would raise these problems for discussion in Parliament.

Ms. Cristina Garcia-Orcoyen, Executive Director of Fundacion Entorno, explained that companies, policymakers, and consumers all play an active role in sustainable development: companies contribute to economic growth and job creation; governments create conditions that facilitate contributions to sustainable development; and consumers and the financial markets can reward sustainable behavior through consumerism.

Following these opening remarks, two thematic sessions were held: i) Industrial Processing & Sustainable Development: Best Practices; and ii) Business Planning & Sustainable Development. Ten presentations were given and a brief summary of the discussions during these sessions is given below.

BBAM, a joint Mongolian-American consulting company, suggested three sustainable business considerations for Mongolia: banking, information technology (IT) & communications, and manufacturing. Under banking, BBAM introduced the idea that “other people’s money” will increase “the Mongolian people’s prosperity” and cited Switzerland’s banking system as an example that could be followed. Under IT, the importance of developing “high-tech skilled workers” and high-tech infrastructure and products was emphasized; under manufacturing, BBAM suggested manufacturing products in Mongolia for Mongolian consumption. The creation of a hand-powered generator that was designed, built, and marketed in Mongolia was cited as an example of what BBAM has achieved, and it encouraged everyone else to try to do the same. Nevertheless, BBAM acknowledged that support from the government, banks, and efforts to educate and train Mongolian entrepreneurs were needed.

A representative of Mongolroostsvetmet, a Mongolian-Russian joint venture, emphasized the importance of the role of the mining industry in implementing Mongolia’s development agendas in the 21st century. He acknowledged that the major drawback of contemporary gold mining is the destruction of the soil, and proposed that every step of the mining, processing, and refining process be equipped with modern technology in order to minimize waste and contamination.

Former President of Mongolia and Professor at the Mongolian Technical University, Mr. P. Ochirbat, introduced the theory that good governance is the fourth pillar of sustainable development since good governance is necessary to ensure harmonized operations (decision-making, implementation, monitoring, and dispute settlement) among the other three pillars.

Asserting the interconnection between humans, the environment, and profit to be the key factors in achieving sustainable development in industrial processing, IVAM Ltd., a Dutch research and consultancy company focusing on environment and sustainability presented ten examples of monetary and material savings gained through the implementation of Cleaner Production (CP) options. Furthermore, IVAM pointed out three areas for attention in sustainable entrepreneurship: eco-efficiency elements, social responsibility, and economic aspects at the company level.

Tethys Mining LLC (Brazil) gave a presentation

about environmental issues in Brazil and noted that being environmentally friendly, such as complying with the ISO 14001, is the fundamental factor in being competitive; it gave as an example its “Carajas Iron Project”, which is a successful example of government and business collaboration in devising cautious steps and programs necessary to ensure full compliance in an environmentally friendly project.

A representative of the Mongolia office of Ivanhoe Mines (Canada) noted that the management of a mining company involves all levels of international, national and local considerations and explained his company’s goals of improving social conditions, providing economic opportunities, and production and consumption within the limits of the ecosystem. In addition, he gave commitments on engagement with local communities, balancing conflicting interests, managing expectations and encouraging participation.

Representing ERINA in the forum, I gave a presentation on promoting sustainable development via investment in clean, environmentally friendly industries and noted the “win-win” effects of cleaner production for businesses, the government and the people. The need to break through the tradeoffs between environmental conservation and economic development was emphasized and a brief introduction provided to the UNFCCC (UN Framework Convention on Climate Change) and the three Kyoto Protocol mechanisms: the Clean Development Mechanism (CDM), Joint Implementation (JI) and Emissions Trading (ET). Furthermore, I pointed out that, if effective capacity building is achieved and the Kyoto mechanisms are successfully implemented, the countries of Northeast Asia will have the ability to promote and expand eco-businesses, respond to global warming and implement collaboration, communication and consensus-building between different sectors.

A representative from UNIDO (UN Industrial Development Organization) made suggestions for sustainable industrial development in Mongolia using UNIDO’s model as a benchmark. The unique characteristics and challenges that Mongolia faces were remarked upon and some prospective sectors that should be developed were pointed out: the wood, tourism, textile, livestock and mining sectors. Furthermore, UNIDO stated that Mongolia has the potential to improve the level of utilization of its natural, human and physical resources, as well as to utilize more intensively industrial processes that will facilitate the country’s economic development. In addition, the need for infrastructure and construction development was emphasized.

Mongolia’s National Council for Sustainable Development (NCSO) emphasized the organization’s managerial and practical experience, which was used in achieving sustainability in Mongolia. The NCSO suggested disseminating the conference materials to businesses and establishing committees, in order to foster a holistic view of the subject.

Although this was the first international forum on this subject to be held in Mongolia, it attracted many local and overseas participants. It was an informative event that provided both local and international participants with

an opportunity to gain a more profound understanding of the prospects and challenges of sustainable economic development, as well as government policies, strategies and practical business undertakings. In particular, it has contributed to raising awareness among local stakeholders, who include businesses, policymakers, NGOs and individuals, and offered an ideal opportunity for them to learn from the various experiences presented at the forum. It is hoped that this could become a regular event in response to growing awareness of the need for sustainable development and business practices.

■ Review of the 13th Northeast Asia Economic Forum

Karla Fallon
Seminar Specialist, Northeast Asia Economic Forum,
East-West Center

The Northeast Asia Economic Forum (NEAEF) convened its 13th annual meeting in Seoul, Korea on 17 and 18 September 2004. The meeting was held at the COEX Convention Center and was organized jointly with the Korea International Trade Association (KITA). Created in 1991 as a loose association of individuals with a special interest in promoting economic exchanges in the region, the Northeast Asia Economic Forum has become one of the most consistent and active non-governmental organizations dedicated to Northeast Asian relations. This was evident in Seoul where over 300 hundred participants from South Korea, Japan, China, Russia, Mongolia and the United States came together to discuss not only the two most critical sectors for regional cooperation - energy, transportation and logistics - but also the potential of newer areas of cooperation such as tourism and e-commerce.

The Seoul meeting also highlighted the visibility that the Northeast Asia Economic Forum and its partners have achieved through research, dialogue, and policy proposals. In Seoul they were joined by the Prime Minister of Korea, Hae-Chan Lee, who in a speech to the meeting recognized the role of the Forum and non-governmental organizations and further encouraged their work in facilitating concrete collaboration. Jiang Zhenghua, Vice Chairman of the Standing Committee of the National People's Congress of China also addressed the participants and spelled out China's commitment to and priorities in Northeast Asian economic cooperation: promoting financial cooperation, cross-state cooperation among small and medium sized enterprises, and developing an efficient regional logistics network. He also graciously noted the efforts of research and non-governmental organizations in bringing attention to and clarifying the concept and vision of a Northeast Asian community.

In a very modest scale, the Northeast Asia Economic Forum embodies this vision of a community. The Seoul meeting, from the early stage of agenda-setting to the closing and final declaration which suggests future research and practical steps to be implemented, is the product of partnership. In this case, the product of a close partnership among cooperating institutions and individuals from the Korea International Trade Association in Korea, the

National Institute for Research Advancement (NIRA) and the Economic Research Institute for Northeast Asia (ERINA) in Japan, the East-West Center in the US, and the Asia-Pacific Institute (API) in China among others. This partnership or network allows the Forum to satisfy an important objective: to provide opportunities for organizations and individuals throughout Northeast Asia to be involved in the process of regional and international cooperation. And in a region that does not have many institutions, the Forum's network also allows it to help fill the gap, as noted by Charles Morrison, President of the East-West Center.

As the Seoul meeting makes clear, regional cooperation in Northeast Asia is still at a very early stage. In an early session dedicated to discussions on a Grand Design for Northeast Asia and the region's investment needs, Yasuo Sawai of NIRA presented what is in essence the blueprints for Northeast Asian multilateral development and regional integration. In this Grand Design special emphasis is put on energy (in particular the construction of what NIRA calls the systems enabling the distribution of Russia's oil and natural gas resources, emergency preparedness measures, i.e. oil stockpiling, and environmental safeguards) and on the improvement and construction of transportation, logistics and telecommunication systems.

The Grand Design session was followed naturally with more detailed analysis of specific energy issues and projects and transportation and logistics. Robert Priddle, former Executive Director of the International Energy Agency (IEA) and Kyung-Hwan Toh, Director for Gas and Industry of the Ministry of Commerce and Industry of Korea provided the thematic presentations which were the launching pad for lively discussions. They were joined by Norio Ehara of the IEA, Vladimir Ivanov of ERINA, Mitsuho Uchida from NEAEF and Kent Calder of the Johns Hopkins School of Advanced International Studies. While Robert Priddle emphasized the IEA's optimistic view of global energy supplies and the importance of "unconstrained" international trade as the "best guarantee there can be of maintaining a healthy energy supply and demand balance", other participants noted that political uncertainties and tensions also matter, in reference to the Middle East and Northeast Asia itself.

Perhaps the most advanced area of study with regard to Northeast Asian regional development is transportation. The meeting benefited not only from the detailed and comprehensive presentation of two noted experts in this field, Hideo Kayahara, President of Port Authorities Association of Japan and Tae-Seung Kim of the Korea Transport Institute but from the additional expertise and national perspectives of Chen Hong of the China Logistics and Transport College, Pavel Minakir of the Economic Research Institute in Khabarovsk and Demberel Lkhagvaa of the Mongolian Ministry of Infrastructure. If energy was seen as the engine for the region's future development, transportation was presented as the vital lifeline for economic exchange and economic progress. Both sectors, however, require enormous investment.

Estimates of required investment were presented by Mohammad Farhandi formerly with the World Bank and by Won-Suh Choo of the Korea Development Bank. According

to Mr. Farhandi, the total energy investment needs of China, South Korea, North Korea and Mongolia over the next ten years would be at US\$800-US\$830 billion. Meeting the *infrastructure needs* (energy, as well as roads and telecommunications) of these countries is estimated to be US\$1,400-US\$1,700 billion over the next ten years. Won-Suh Choo puts the regional demand for *development financing* over the next ten years - including China, South and North Korea, Mongolia and Eastern Russia - at US\$161 billion. How the investment needs will be met is a subject of continued debate, particularly whether or not a new development financing institution will be needed. What is clear is that improving the investment climate within economies of the region is critical. The Grand Design for Northeast Asia refers to improving hard and soft infrastructure; to date, however, it is the soft infrastructure which has received less attention.

The final two sessions of the 13th Northeast Asia Economic Forum were dedicated to two topics that generated a great deal of interest: tourism and e-trade. The e-trade session highlighted the position of Northeast Asia within a larger Asia-Pacific region and as part of a globalizing world economy. Although challenges were

noted, the success of cases presented and the involvement of APEC in facilitating e-trade and narrowing the digital divide were very encouraging. The tourism session was marked less by successful examples and more by what presenters saw as the virtually unlimited potential for expanding tourism throughout Northeast Asia. Yang-Soo Yoon of the Korea Research Institute for Human Settlements (KRIHS) and Nobuyuki Sekiyama former Chairman of Policy Committee of the Japanese Democratic Party presented detailed scenarios for growth in the tourism sector. Li Zhuyuan of the China International Travel Service presented the possibility of a Northeast Asian ring of tourism - a 15-day tour including sights in China, North and South Korea, the Russian Far East, Mongolia and Alaska. Ganbold Basanjav of the Mongolian Ministry of Foreign Affairs and Alexander Nikulin, Chairman of the International Association of Independent Tour Operators of the Russian Far East endorsed a proposal for a multilateral coordinating body to promote dialogue on tourism, to identify joint projects, and address issues related to tourism infrastructure and visa policies. Participants called on the Northeast Asia Economic Forum to establish a working group on tourism.

The Seoul Declaration

Recognizing the geographic and regional importance of the Korean Peninsula for promoting economic cooperation in Northeast Asia, the Korea International Trade Association (KITA) and the Northeast Asia Economic Forum (NEAEF) jointly organized the Thirteenth Conference of the Northeast Asia Economic Forum. Having held NEAEF conferences in China, the Democratic People's Republic of Korea, Japan, Mongolia, Russia, and the United States, and after an interval of eleven years since the Fourth Conference held in Yongpyeong in the Republic of Korea in 1993, it was considered very appropriate that the Thirteenth Conference should be held in Seoul. The objectives of the Conference included the sharing of information, exchange of ideas, and the development of policy proposals and regional initiatives. The agenda included the Grand Design and vision for Northeast Asian development, the ways and means of meeting the region's infrastructure financing needs, and avenues of cooperation in energy supply, transport and logistics infrastructure, tourism and e-trade. Participants affirmed the desirability of cooperative networking among researchers and a mutually agreed plan or Grand Design for sustainable development of the region; assessed infrastructure financing requirements to translate this plan into feasibility and reality; considered options for mobilizing the necessary capital resources from international financial markets; and with these ends in view, reaffirmed the need for establishing a Northeast Asian Development Bank. The energy session examined investment for security of energy supplies, harmonization of regulations for intra-regional movement of energy resources, including the development of a natural gas pipeline network, with a view to forming an Asian Energy Community. Given the necessity of efficient and cost-

effective movement of people and goods for economic development, the session on transport and logistics networks affirmed the desirability of harmonizing the distribution and capacities of facilities among the region's countries to promote optimal throughputs and ensure the overall interests of all countries. Tourism ranks among the world's largest industries, and the potential for expanding tourism throughout Northeast Asia is virtually unlimited. Participants recommended that the NEAEF establish a Working Group for the Northeast Asian Tourism Community to study cooperative means of achieving balanced and coordinated development of tourism resources for the mutual benefit of the region's economies. Participants examined the rapid expansion of e-trade services in the region based on rapidly developing information technology. Participants agreed that the Northeast Asia Economic Forum should add this important component to its efforts to promote peaceful and cooperative economic development in the region. An overall sense emerged from the meeting that the Forum has contributed significantly to strengthening the concept of economic integration among the countries of Northeast Asia, by defining some of the key issues, constraints, and alternatives, and concluding that there is indeed potential for substantial benefits to be gained by member countries as the result of such integration. A sense also emerged that we have now reached the stage for sharpening our focus, and developing a realistic plan of action to gradually realize such integration. To these ends, the meeting resolved to work collaboratively to draft a plan of action to be presented to the Fourteenth Conference of the Forum for consideration and appropriate action. The participants warmly thanked the Korea International Trade Association for its hospitality and efficient organization of the meeting.

北東アジア動向分析

中国

1-9月期の経済成長率は9.5%～マクロ調整の効果と残る問題点～

高成長を続ける中国経済においては、固定資産投資の拡大や消費者物価指数の急伸など、インフレの危険性をはらむ問題が指摘されていた。こうした状況を受け、中国政府は2004年に入ってから過度の貸付抑制や貨幣供給をコントロールするなどして、各産業への過剰投資を抑制する措置を採ってきた。

このような政府のマクロ調整のもと、中国の経済成長率は減速し、1-9月期は9.5%の伸び率となった。中でも固定資産投資は1-3月期の前年同期比47.8%増、1-6月期同28.6%増、1-9月期同27.7%増と徐々に伸びが抑えられており、引き締め政策の効果が顕著に表れた。

一方、消費者価格上昇率は、1-3月期の2.8%から、1-6月期には3.6%、1-9月期には4.1%と推移している。後半に入り、その上昇幅は縮小しつつあるが、穀物（28.0%増）、卵（22.3%増）、肉・肉製品（18.3%増）といった食品の上昇率が著しく、インフレに対する懸念は払拭しきれない。中国国家発展・改革委員会（国家発改委）の関係者は、「物価の過度の上昇率に対して、政府は一連のマクロ調整と価格の監視や調整を進めてきた。そのため、第4四半期（10-12月）に、物価上昇幅は引き続き減少していくだろう」との予想を発表しており、今後の行方が注目される。

同期間の中国の対外経済を見てみよう。対外貿易では輸出入ともに30%代後半の高成長が続いたが、輸入の伸びが若干低下したことを受け、収支は黒字に転じた。輸出商品の中では機械・電気製品の輸出が好調で、単月ベースで302億ドルという過去最高額に達した。特にコンピュータとその部品、家電及び電子製品、通信設備とその部品が大きく伸び、この3項目で輸出総額の48.6%を占めるに至った。中でも通信設備とその部品の輸出は年初比74%の大幅増となっている。

対外貿易同様に直接投資も高い伸び率を記録した。特徴的なのは、実行ベースの伸びが著しく、21.0%に達していることと、さらにその伸び率が加速していることである。世界的な資本が製造業からサービス業に転移していること

に加えて、ここ数年、対中直接投資が断続的に増加していることもあり、外資による中国サービス貿易領域への進出が加速していくことが予想される。

中国商務部廖副部長は、WTO加盟後、中国では相次いで30以上のサービス貿易開放を趣旨とした法整備を進めており、それは、金融、小売、物流、旅行、建築など数十の領域に及び、サービス貿易開放に向けた法的準備は完了していると述べるなど、さらなる外資の吸収に意欲を見せている。

中国の国務院発展研究センターは、政府のマクロ調整の下、2004年の中国経済成長率は9.3%、消費者価格上昇率は4%程度に抑えられるとの見通しを発表した。過度な引き締め政策は高度成長に急ブレーキをかけてしまいかねないことから、政府も慎重にならざるを得ない。インフレの抑制、過剰投資の抑制、地域間格差の是正、穀物生産と農民の増収など、現在の課題を解決しながら、今後も高成長を継続できるかどうかは政府のマクロ調整にかかっている。

中国の自動車市場が直面する新たな局面

マイカーローンの登場に代表される個人向け金融商品の充実やモータリゼーションの到来によって、黄金期を迎えた中国の自動車市場であるが、現在、経済過熱の抑制策の影響もあって、市場は大きく冷え込み始めている。

販売台数が伸び悩み、大量の在庫を抱える結果から、製品価格の引き下げが行われ、7-8月、北京での217車種の価格下落幅は平均1.9%で、国産車120種では平均1.74%、輸入車97種では平均2.11%の値下げを実施している。しかしながら、「もっと価格が下がるに違いない」という消費者心理も強固で、販売台数の増加にはなかなか結びつかないのが現状である。

こうした新車の値下げ競争が、中古車市場にも影響を及ぼしている。中古車価格も引き下げざるを得ない状況となったことに加え、「中古車流通管理規定」の一部改正などの法整備も進み、中古車市場の急速な拡大が見込まれている。新車市場が伸び悩むことで中国の主要自動車メーカーの中古車市場参入への動きが慌しくなっている。中国の自動車市場は新たな局面を迎えていると言えよう。

(ERINA調査研究部研究員 川村和美)

		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年		
								1-3月	1-6月	1-9月
GDP成長率	%	7.8	7.1	8.0	7.3	8.0	9.1	9.8	9.7	9.5
鉱工業生産伸び率	%	10.8	8.9	9.9	8.9	10.2	12.6	17.7	17.7	17.0
固定資産投資伸び率	%	13.9	6.3	9.3	12.1	16.1	26.7	47.8	28.6	27.7
社会消費品小売総額伸び率	%	6.8	6.8	9.7	10.1	8.8	9.1	10.7	12.8	13.0
消費価格上昇率	%	▲ 0.8	▲ 1.4	0.4	0.7	▲ 0.8	1.2	2.8	3.6	4.1
輸出入収支	億ドル	436	291	241	226	304	255.0	▲ 84.4	▲ 68.0	39.3
輸出伸び率	%	0.6	6.1	27.8	6.8	22.3	34.6	34.1	35.7	35.3
輸入伸び率	%	▲ 1.5	18.2	35.8	8.2	21.2	39.9	42.3	42.6	38.2
直接投資額伸び率 (契約ベース)	%	▲ 30.4	▲ 18.9	50.8	10.4	19.6	39.0	49.2	42.7	35.6
(実行ベース)	%	0.5	▲ 9.7	0.9	14.9	12.5	1.4	7.5	12.0	21.0
外貨準備高	億ドル	1,450	1,547	1,656	2,122	2,864	4,033	4,398	4,706	5,145

(注) 前年同期比

外貨準備高は各月末の数値。

(出所) 中国国家统计局、中国商務部、海関統計、中国外匯管理局資料、各種報道等より作成

ロシア

2004年1-9月の経済

ロシア経済発展貿易省によれば、2004年1-9月のGDPは前年同期比で6.9%増加した。しかし、GDPの平均月間成長率は第2四半期の0.9%から、第3四半期には0.4%に減少した。これは、固定資本投資や建設業を含む鉱工業生産高の成長率が下がったことに起因している。固定資本投資は前年同期比で11.6%増えたが、その平均月間成長率は第2四半期に1.6%、第3四半期に0.6%、9月に0.2%と減少し続けた。

1-9月の鉱工業生産高は前年同期比6.5%増加した。部門別で見ると最も高い成長を示したのは機械・金属加工工業（12.7%増）である。化学・石油化学工業および燃料産業も高い成長率を見せ、それぞれ7.9%と7.7%増となった。電力産業は僅か0.2%増、軽工業は5.9%減が記録された。他の部門については3～5%の成長率であったが、農業生産高は前年並みであった。

消費者物価は前年比8%増加したが、前年の8.6%に比べ若干減少した。実質可処分所得は9.8%増加し、消費が活発化しており小売売上高は11.5%増えた。

1月から9月までロシアの主要輸出項目である原油、鉄鋼、非鉄金属などの国際価格は全体平均で18.8%上昇し、輸出数量も7.2%増えたため、輸出総額は前年同期比27.7%増加した。輸出総額における燃料エネルギー資源の割合は依然として高く、57.3%を占めた。輸入額も25.3%増えたが、輸出の場合と異なり輸入品目の平均価格の上昇（7.2%）よりも、輸入数量増加（16.3%）の影響が強かった。税関統計によれば、CIS以外の国々からの機械・設備・輸送機器の輸入が1.5倍（金額ベース）、乗用車の輸入数量は2.8倍となった。貿易収支は9ヵ月で672億ドルに達し、前年同期の564億ドルを大きく上回った。外貨収入が増え続けるなか、外貨準備金が10月15日時点で1,000億ドルを超えた（2004年1月1日現在769億ドル）。

2005年の予算法案及び安定基金

2005年ロシア連邦予算法案は、8月26日に政府から下院（ドゥマ）に提出され、9月29日にドゥマの第1読会、10月20日に第2読会を通過した。同法案で想定されている2005年の経済状況は、GDP成長率が6.3%、ロシア産石油の平均価格が28ドル/バレル、為替レートが30ルーブル/ドル、インフレ率が8%となっている。政府の歳入は3兆3,264.1億ルーブル（政府の予測レートで計算すると、1,109億ドル）、歳出は3兆479.29億ルーブル（1,016億ドル）と見積もられており、財政収支は2,781.11億ルーブル（約93億ドル、GDPの約1.5%）とされている。

2005年連邦予算の支出はGDPの16.3%（2004年には16.8%）と見込まれ、その最優先項目は国防分野の近代化、社会分野における諸改革及びインフラの整備であり、国防費は5,291億ルーブルに達し、2004年に比べ27.6%増となる。国家保安局を含めた治安機関への支出が500億ルーブル（約26%）増える一方、保健分野や社会対策への支出は、それぞれ9%、6%増加する。

2004年1月1日、石油の国際価格高騰による歳入増加分を蓄える安定基金が創設された。ロシアの国家予算は石油輸出に係わる収入（石油採掘税、輸出税など）に大きく左右されるが、同基金は、万一、石油価格の下落に伴い歳入額が減少した場合に備え、その分の予算を確保しておくものである。安定基金法ではその目標額は、5,000億ルーブル（約170億ドル）であり、それを超過した場合、剰余金をほかの予算支出に回すことが可能である。当初、同基金の額は、2005年初頭までに4,200億ルーブルに達することが見込まれていたが、石油価格が予測以上に高騰した為に、財務省によれば来年1月1日に基金額は5,600億ルーブルを超える見込みである。これを受けて2005年中に基金から、対外債務の返済に1,680億ルーブル、統一社会税率の削減により生じる年金基金赤字の補填に740億ルーブルの支出が計画されている。

（ERINA調査研究部研究員 ドミトリー・セルガチョフ）

		2000年	2001年	2002年	2003年	03年1Q	03年2Q	03年3Q	03年4Q	04年1Q	04年2Q	04年3Q	04年1-9月
実質GDP	(%)	10.0	5.1	4.7	7.3	7.5	7.9	6.5	7.6	7.5	7.4	6.0	6.9
鉱工業生産	(%)	11.9	4.9	3.7	7.0	6.0	7.5	6.8	7.4	7.6	7.1	4.8	6.5
農業生産	(%)	7.0	6.8	1.7	1.5	1.1	▲ 1.2	▲ 0.1	7.8	▲ 1.4	▲ 1.2	2.4	0.1
固定資本投資	(%)	17.4	8.7	2.6	12.5	10.1	13.1	12.1	13.4	13.1	12.3	10.3	11.6
小売売上高	(%)	8.7	10.8	9.2	8.4	9.6	9.5	7.2	7.8	10.4	11.7	12.3	11.5
消費者物価	(%)	20.2	18.6	15.1	12.0	5.2	7.9	8.6	12.0	3.5	6.1	8.0	8.0
実質可処分所得	(%)	9.3	5.8	9.9	13.7	17.1	14.3	11.4	13.1	12.7	6.8	10.2	9.8
失業率	(%)	10.5	9.0	8.0	8.3	9.1	8.2	7.9	7.9	9.2	7.8	7.4	-
貿易収支	(十億USドル)	60.17	48.12	46.34	60.49	15.25	13.44	15.54	16.06	22.0	21.2	23.9	67.2
経常収支	(十億USドル)	46.84	33.57	29.52	35.85	11.54	8.19	7.40	8.72	12.8	11.1	12.0	35.9
連邦財政収支	(%)	2.2	3.0	1.8	1.7	-	-	-	-	-	-	-	4.9

（注）前年（同期）比。ただし、消費者物価上昇率は対前年12月比。失業率は調査時点時。貿易・経常収支は当期値。連邦財政収支は当期対GDP（推計値）比。イタリックは暫定値。

（出所）ロシア連邦国家統計委員会、ロシア連邦中央銀行、ロシア連邦財務省、ロシア連邦経済発展貿易省

モンゴル

経済の概況

2004年1-9月のモンゴルの主要経済指標は、以下のようになっている。

鉱工業生産額（エネルギー・水供給を含む）は前年同期比2.9%の伸びを記録した。国家財政収支は60億トグリグの黒字となった。

消費者物価上昇率は2月以降低下の傾向が見られるたが、6月から上昇に転じ8月には前年同月比13%の上昇を記録した。これは高インフレの終息した1992年以降、最も高い水準となっている。物価上昇率は9月には12.6%と若干低下した。項目別に見ると食料品が14.4%、食料品を除く財が3.4%、サービスが7.5%となっている。このように全項目にわたる価格の上昇は燃料価格の上昇に起因している。モンゴルは石油を全面的に輸入に依存しており、石油の国際価格の上昇は直ちに国内価格の上昇をもたらす。9月のガソリンの価格は前年同月比で22.1~23.4%の上昇となっている。

1-9月期の貿易総額は13.1億ドルで、前年同期比31.8%増加となった。このうち輸出は同31.8%、輸入は同26.7%の増加である。しかし貿易収支は8月の黒字を除き赤字が継続しており、総額で1.93億ドルの赤字となっている。国際市場における銅価格の上昇により、モンゴルの主要輸出品である銅精鉱は輸出数量では前年同期比で減少しているにもかかわらず、輸出額では前年同期比73.9%の増加を記録している。銅精鉱の平均価格は488.4ドル/トンで、前年同期比で75.8%の上昇である。

1-9月の間、登録失業者数は安定して推移しており、9月時点で37,600人となっている。しかしまたこの数は、前年同期比では4.8%の増大である。失業者の66.2%が中等教育以上の学歴を有している。国家統計局（NSO）の实

施した年次失業調査によれば、2003年末時点で18万人が非自発的失業状態にあるとされている。したがって、実際の失業者数は、登録失業者数をはるかに上回っている可能性が指摘できる。この事実はモンゴルの失業問題の深刻さを示唆している。9月時点のモンゴルの鉱工業（エネルギー・水供給を含む）部門の就業者数は60,766人であるが、潜在的な失業者を吸収するためにはこの3倍の就業機会が必要となる。したがって、政府はこの問題を解決するために早急に断固とした政策を実施する必要があると考えられる。しかし実際には、政府は国内における雇用を作り出すのではなく、労働力の海外への輸出を奨励している。こうした政策が、人口の過小と国内市場の狭小という不利な条件を負うモンゴルにとって、適当なものであるかは疑問である。

新政権の発足

2004年6月、モンゴル国会の第4回総選挙が実施された。しかし与党であるモンゴル人民革命党（MPRP）、野党の連合である母国民連合のいずれもが過半数を得る事が出来なかった。その結果、市場経済への移行開始以来初めて、全政党による“大連合政権”が発足することとなった。長期間にわたる議論の後、9月によりやく新たな連合政権の構成が発表された。これは前回2000年の総選挙後の場合と比較して、2か月も遅い発足であった。

新政権ではそれまでの11であった省が13に増えている。旧インフラ省が、建設都市開発省、道路交通観光省、燃料エネルギー省の三つに分割されたのが変更点である。さらに、この分割に加え、副首相と公務員監察、防災担当の二国務相が新設されたため、内閣の構成員は以前の13人から18人に増えた。

(ERINA調査研究部客員研究員 エンクバヤル・シャグダル)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年6月	7月	8月	9月	1-9月
GDP成長率（対前年比：%）	3.2	1.1	1.1	4.0	5.5	-	-	-	-	-
鉱工業生産額（前年同期比：%）	1.3	2.4	11.8	3.8	2.0	5.8	4.3	5.4	2.9	2.9
消費者物価上昇率（対前年末比：%）	10.0	8.1	11.2	1.6	4.7	5.3	8.3	13.0	12.6	12.6
国内鉄道貨物輸送（百万トンキロ）	3,492	4,283	5,288	6,461	7,253	740	714	714	750	6,403
失業者（千人）	39.8	38.6	40.3	30.9	33.3	37.5	37.2	37.5	37.6	37.6
対ドル為替レート（トグリク、期末）	1,072	1,097	1,102	1,125	1,168	1,174	1,188	1,193	1,202	1,202
貿易収支（百万USドル）	▲ 154.5	▲ 78.7	▲ 116.2	▲ 166.8	▲ 185.1	▲ 35.8	▲ 21.1	4.9	▲ 4.3	▲ 193.3
輸出（百万USドル）	454.2	535.8	521.5	524.0	615.9	62.3	70.9	98.0	83.2	559.3
輸入（百万USドル）	512.8	614.5	637.7	690.8	801.0	98.2	92.0	93.1	87.5	752.6
国家財政収支（十億トグリグ）	▲ 98.2	▲ 69.7	▲ 45.5	▲ 70.0	▲ 80.7	16.2	▲ 10.2	8.3	▲ 6.9	6.0
成畜死亡数（100万頭）	0.8	3.5	4.7	2.9	1.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

(注) 失業者数は期末値。消費者物価上昇率は各年12月末、2004年は期末値。貨物輸送、財政収支、成畜死亡数は年初からの累積値。

1999年以降の貿易額は、非通貨資金取引額を含む。

(出所) モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑2003」、「モンゴル統計月報」各月号 ほか

韓国

マクロ経済動向と展望

足元の経済指標は韓国の景気回復が思わしく進展しないことを示し始めた。消費財売上指数は7月、8月と続けて前月を下回った。サービス部門活動指数も7月、8月と連続して対前年同月比マイナスとなっている。建設投資の先行指標である建設受注は弱含みで、8月には対前年同月比▲39.2%をとった。第3四半期の産業生産指数は季節調整値で前期比▲0.2%とマイナスを記録した。また失業率も季節調整値で7月、8月は3.6%、9月は3.5%と高めに推移している。

年前半の経済の動きは全般に内需が盛り上がり欠け、外需一本に依存する傾向が見られた。こうした状況で年後半には原油価格の高騰の持続、中国のマクロ経済政策の引き締めなど、マイナス要因が顕在化するおそれもある。

経済政策を担当する李憲宰副首相は10月11日、2005年度の経済成長率について、これまで潜在成長率と位置づけ目標としてきた5%に達せず、4%台に低下する可能性を示した。また政府系シンクタンク、民間シンクタンクの多くも来年度については3～4%台の予測成長率を発表している。

こうした中、政府系シンクタンクの中でも伝統と権威があるとされている韓国開発研究院（KDI）は、10月に予定していた経済予測の発表を中止した。これは97年の通貨危機以来のことである。中止の理由としてKDIは首都移転計画に対する憲法裁判所の違憲判決（後掲）などの政策的な不確定要因が大きいことなどをあげている。いずれにせよKDIがこのような異例の対応を取ったことは、結果として

韓国経済の先行き不透明感を改めて示すこととなった。

首都移転に違憲判決

10月21日、韓国の憲法裁判所は盧武鉉政権が主要プロジェクトとして推進してきた韓国中部、忠清南道への首都移転計画に対し違憲判決を下した。これにより盧政権は3月の国会による弾劾訴追に続く大きな打撃を蒙ることとなった。

今回の判決の政治的影響としては、大統領の求心力を低下させ、北朝鮮を敵視する国家保安法の廃止など、野党側と鋭く対立している主要政策の推進をより困難にすると予測される。一方、野党ハンナラ党にとって、この判決は大きな政治的勝利といえる。特に中心となって首都移転反対運動を展開してきた李明博ソウル市長は評価を高めており、朴槿恵ハンナラ党代表と並び、次期大統領選の野党側有力候補者としての地歩を固めたといえよう。

経済的影響としては、首都移転プロジェクトに伴い、予定されていた財政支出が実施されないことは直接的なマイナスと見ることが出来る。しかし一方で、首都移転をめぐる政治的不確実性が解消されたことは、中長期的にはプラス要因と見ることが出来る。

5月に憲法裁判所によって弾劾訴追を免れ、政治的立場を回復した盧大統領が、今回は憲法裁判所の判決によって困難に直面した事は、皮肉といわざるを得ない。任期も半ばを迎え、自己の政治的体面や特定の政策に固執し、野党側との最終的な対決にまで至る、これまでの盧大統領の政治スタイルは、曲がり角に差し掛かっていると見えよう。

(ERINA調査研究部研究主任 中島朋義)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	03年10-12月	04年1-3月	4-6月	7-9月	2004年7月	8月	9月
国内総生産 (%)	9.5	8.5	3.8	7.0	3.1	2.7	0.7	0.6	-	-	-	-
最終消費支出 (%)	9.7	7.1	4.9	7.6	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	-	-	-	-
固定資本形成 (%)	8.3	12.2	▲ 0.2	6.6	3.6	3.2	▲ 0.6	2.5	-	-	-	-
産業生産指数 (%)	25.0	16.8	0.7	8.0	5.1	5.4	3.8	1.2	▲ 0.2	0.2	▲ 0.6	2.3
失業率 (%)	6.3	4.1	3.8	3.1	3.4	3.5	3.3	3.5	3.6	3.6	3.6	3.5
貿易収支 (百万USドル)	28,463	16,954	13,488	14,777	22,161	8,345	8,606	10,412	-	4,147	1,886	-
輸出 (百万USドル)	143,686	172,268	150,439	162,471	193,817	56,901	59,275	63,929	61,827	21,010	19,796	21,020
輸入 (百万USドル)	119,752	160,481	141,098	152,126	178,827	49,922	52,769	55,269	54,597	18,358	18,038	18,200
為替レート (ウォン/USドル)	1,190	1,131	1,291	1,251	1,192	1,181	1,172	1,162	1,155	1,158	1,159	1,148
生産者物価 (%)	▲ 2.1	2.0	▲ 0.5	▲ 0.3	2.2	2.6	4.2	6.2	7.3	7.0	7.5	7.5
消費者物価 (%)	0.8	2.3	4.1	2.7	3.6	3.5	3.2	3.4	4.3	4.4	4.8	3.9
株価指数 (1980.1.4:100)	807	734	573	757	680	782	863	826	784	746	770	836

(注) 国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、産業生産指数は前期比伸び率、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、産業生産指数、失業率は季節調整値
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、生産者物価、消費者物価は2000年基準
貿易収支はIMF方式、輸出入は通関ベース
(出所) 韓国銀行、国家統計庁他

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

開城工業地区入居企業の事業許可（9/8、17）

韓国の統一部は開城工業地区に入居する15の企業のうち、2004年9月8日と17日の2回に分けて、11の企業に事業許可を行った。各社とも投資規模は40～50億ウォン程度（約4～5億円）である。各社の概要は下表のとおり。

ブッシュ大統領「北朝鮮人権法」に署名、同法発効（10/18）

7月22日、ブッシュ米大統領は10月18日、日本人拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況が改善しない限り、北朝鮮への支援を禁止する北朝鮮人権法案に署名、同法が正式に発効した。北朝鮮の深刻な食糧難を勘案して、人道目的の支援は禁止の対象から外している。同法では人権問題の改善を北朝鮮側に求めるため、「大統領特使」のポストを新設することも義務づけている。大統領特使は北朝鮮側と人権問題を巡って協議し、その結果を最初は法成立から6ヶ月以内、それ以降は年1回のペースで報告しなければならない。

米国は北朝鮮に対して、人道援助以外の経済援助を行っていない。そのため、同法の施行が即時に直接的な影響を与えるわけではない。その意味では、この法律は象徴的意味の強いものだといえる。しかし、「人権」という言葉に敏感な米国の内政事情を考えると、この法案は核問題の解決のために、北朝鮮との交渉を行おうとする政権の足かせとなる可能性がある。

この法案の成立に対して、北朝鮮外務省の代弁人は10月22日、六者会談に関して行った談話の中で、「敵対行為」と位置づけている。

開城工業地区管理事務所の開所式と入居企業の工場起工式（10/20）

開城工業地区管理事務所の開所式と入居企業の工場起工式が10月20日、現地で行われた。韓国側から、統一部開城工業地区事業支援団の趙明均団長と現代峨山の金潤圭社長、土地公社の朴建羽社長代理ら経済界の関係者が参加した。北朝鮮側からは、特区開発指導総局の朱東燦総局長と関係者が参加した。今年中の操業開始を目指して、開城工業団地の建設は最終段階に入ったといえよう。しかし、冬に入ったため、建設作業には困難がともなうのも事実である。

六者会談に関する北朝鮮の反応（10/23、朝鮮中央通信電）

北朝鮮外務省の代弁人は、10月22日、六者会談について談話を行った。この談話では、六者会談が進まないのは、米国が北朝鮮に対する敵対姿勢を転換させていないためであるとしている。そして、「六者会談に対するわれわれの立場について言うなら、われわれは徹頭徹尾、わが国の利益の見地から対処している。」「言い換えれば、われわれが核問題解決のため六者会談を実現させただけに、その一助になるのなら参加するというものである。」と声明している。

米国が六者会談の開催に向けて外交努力を重ねているのは「当面の選挙を狙った一種のベテンにかけているということだけが明白」であると認識しているようである。そして、六者会談の再開は「われわれが示した諸般の要求事項を米国が十分に考慮する準備が整っているかどうかにかかっている」としている。

北朝鮮にとって、核カードは数少ないカードのうちのひとつである。拡散防止構想（PSI）の海上阻止訓練や北朝鮮人権法への署名など、自らの生存空間が狭められているという認識が強まっている中では、軍部の反対もあり、会談に応じるのは容易ではないだろう。

（ERINA調査研究部研究員 三村光弘）

開城工業地区入居企業（統一部承認済み）の概要

会社名（代表者名）	業種	主要生産製品	投資金額（単位:億ウォン）	分譲面積（㎡）
サムドク通商	靴製造	靴	49.6	8060
ムンチャン企業	縫製衣服	航空機勤務服	38	5375
プチョン工業	電気供給、制御装置	ワイヤーハーネス（配線部品）	45	8060
マジックマイクロ	電子部品、映像設備	ランプアセンブリー（液晶モニタ用）	45	8060
ヨンイン電子	電子部品	トランス、素子コイル	40	8060
大韓燃料ポンプ	自動車部品	自動車燃料ポンプ	50.8	4033
テソン産業	プラスチック製品製造	化粧品容器	60	8060
SJテック	プラスチック製品	半導体部品容器	40	5375
ホサンエイズ	一般機械製造	ファンコイル（空気清浄機部品）	26	3306
シンウォン	縫製衣服	衣類	37.9	8060
リビングアート	その他の金属製造	厨房機器	45	3306

（出所）統一部「開城公団事業推進現況」2004.9.30（統一部、2004）5頁の表を参照して作成

Research Division: International Activities, Conferences and Workshops September - October 2004

On September 6-11, Senior Fellow Ikuo Mitsuhashi took part in a study tour cum subregional policy level expert group meeting (EGM) on an integrated international transport and logistics system for Northeast Asia, which was held in Ulaanbaatar.

On September 9, Visiting Researcher Enkhbayar Shagdar attended the International Forum “Business Awareness & Sustainable Development”, organized by the Mongolian National Chamber of Commerce and Industry and BCSD-Mongolia, and held in Ulaanbaatar.

On September 15-16, Research Division Director Vladimir Ivanov attended the APREC Energy Outlook Workshop 2004, which was held in Tokyo, chairing the session on Energy Transportation and Conversion.

On September 19-21, Senior Economist Hisako Tsuji attended the “South Korea-China-Japan International Symposium: International Symposium on the New Cooperation among Local Governments for the Era of Northeast Asia, organized by the Kangwon Development Research Institute and held in Kangwon-do, ROK.

On September 17-18, Vladimir Ivanov attended the 13th Northeast Asia Economic Forum in Seoul acting as a commentator in the session on energy.

On September 20, Chairman of the Board of Trustees Susumu Yoshida participated in the NHK radio program “Hello from Vladivostok” in Tokyo.

On September 20-22, Researcher Mitsuhiro Mimura visited Shenyang to take part in the 2004 Conference on The International Regional Economy, Social Cooperation and Development in Northeast Asia, organized by the Liaoning Institute of Social Sciences.

On September 20-27, Researcher Dmitry Sergachev visited Khabarovsk to take part in a business mission organized by the Niigata Hand Tools Cooperative Association.

On September 22, the 11th meeting to exchange opinions with the Managerial Committee and Supporting Members was held in “Toki Messe”. At the meeting, which was chaired by Mr. Makino, Director of the General Policy Department of Niigata Prefectural Government, ERINA gave a presentation about its activities.

On September 25, Susumu Yoshida delivered a speech

entitled *The Japan Sea-East Sea Rim Economic Subregion and Business Initiatives* at the University of Hyogo, Himeji.

On September 27-28, Researcher Shoichi Ito took part in the Renmin-Cambridge Forum on Northeast Asia, which was held in Beijing, reporting on the “energy triangle” of Russia, Japan and China.

On September 28, Susumu Yoshida delivered a speech in Tokyo at a seminar on the utilization of Niigata and Naoetsu ports.

On October 2-3, Susumu Yoshida took part in the 10th Anniversary Academic Conference of the Association for Japan Sea Rim Studies, which took place in Tokyo.

On October 3-8, Researchers Dmitry Sergachev and Katsufumi Ogure took part in the Tsubame Chamber of Commerce and Industry study mission to Khabarovsk and Vladivostok.

On October 6, Chairman of the Board of Trustees Susumu Yoshida delivered a speech at a meeting of the General Policy Research Society’s Economists’ Club, which was held in Tokyo.

On October 6-7, Enkhbayar Shagdar took part in the 1st World Conference on Green Purchasing, which was held in Sendai.

On October 7, Mitsuhiro Mimura and Shoichi Ito took part in the 16th Hokkaido Conference for North Pacific Issues, which was held in Sapporo.

On October 7, Susumu Yoshida delivered a speech at a meeting of the Committee on International Affairs of the Japan Association of Corporate Executives, which was held in Tokyo.

On October 8-10, Susumu Yoshida took part in the 2004 Conference of the Japanese Association for Russian and East European Studies (ROTOBO), which was held in Sapporo.

On October 14, Susumu Yoshida delivered a speech at a meeting of the Niigata Branch of the Nippon Steel Construction Materials Association, which was held in Iwamuro.

On October 19-20, Hisako Tsuji took part in the Annual Meeting of the International Coordinating Council on Trans-Siberian Transportation, which took place in Vienna.

BOOK REVIEW

「北朝鮮は経済危機を脱出できるか —中国の改革・開放政策との比較研究」

著者：朴貞東 (Park JungDong)

訳者：姜英之 (Kang YoungJi)

出版：社会評論社



本書は2003年に韓国で発行された『開発経済論—中国と北朝鮮の比較』の邦訳である。本書は改革・開放政策についての中国の経験を肯定的見地で詳細に検証し、北朝鮮で試みられた類似の経験と比較した上で、北朝鮮に何が足りないかを明確化している。緻密な情報収集に基づく分析は取っ付き難いかもしれないが、紹介されている中国や北朝鮮の情報は日本人研究者にとって貴重である。以下本書の構成と結論を紹介する。

第1章では中国と北朝鮮における資本蓄積のメカニズムが検証される。改革以前の中国と北朝鮮は、蓄積メカニズムの麻痺とこれに対する原因に類似性が見られた。しかし、それを解決するための対策は違った。中国の場合は改革・開放を同時に進めたのに対し、北朝鮮の場合は、羅津・先鋒地帯に自由経済貿易地帯を設置する限定的措置を採ったに過ぎない。その結果二国においてまったく異なる結果を招いた。

第2章では人民公社の解体、生産責任制の導入に代表される中国式農業改革の変遷をたどりながら、北朝鮮農業の構造改革に対する示唆点を解明する。北朝鮮の農業政策の問題点として、①北朝鮮経済の停滞と外貨不足に伴う食糧輸入能力の弱体化、②社会主義の集団農業体制が持つ非効率性、③主体農法が持つ技術的限界と画一的農法の適用、④農業に対する投資が乏しくなって生産基盤が脆弱になったこと、などを挙げている。北朝鮮が沈滞した農民の勤労意欲を高めるためには、今の共同農場体制を農家に経営を請負わせる方法へと発展されるべきであるとしている。

第3章では中国の企業構造改革の事例を紹介しながら、北朝鮮の企業制度改革の方向について述べている。北朝鮮の企業所は上部機関の命令を遂行する以上の自由度が与えられていない。北朝鮮は国家が企業を直接管理して企業所が国家計画書の達成のみを目的とする生産単位とする現在の方法から脱皮し、企業所に経営管理の自主権を与え、独自性の発揮できる経営体に変えないといけないと筆者は説く。そのためには、中国において行われたような所有と経営の分離が必須であるとする。

第4章では、北朝鮮の価格体系がどのように改革されるべきかを、中国の経験を通して提示している。北朝鮮の価格体系は大部分の商品の価格がその価値を正しく反映して

おらず、需給関係も考慮されていない。不合理な価格体系が恣意的に形成されているのだ。北朝鮮の価格構造改革の基本課題は、市場価格の拡大と計画価格の縮小であり、農産物、軽工業品、生産手段、要素価格の順に価格自由化を進めることが望ましいとする。更に、北朝鮮の財政・金融体制がどのように改革されるべきかを検討している。金融制度では、国家単一銀行が中央銀行業務と商業銀行業務を独占する現在の制度を、まず中央銀行機能と商業銀行機能を分離させ、続いて地域別または産業別に特化された商業銀行を新設するという中国方式を提案している。そして究極的には銀行の企業化を追求すべきであるとする。

第5章では、中国と北朝鮮の対外開放の方策を対比して結果を比較している。北朝鮮の対外貿易の発展のためには、指令的貿易計画の範囲縮小、貿易企業の経営自主権を拡大するなど多くの改革が必要であると説く。また、外資導入においては北朝鮮の投資環境が中国に比べて劣っており、羅津・先鋒の場合も中国とは比較できないほど低調な結果しかあげられなかった。中国と比較して次のような相違点を指摘する。①党・政・軍の一致した改革・開放意志表明が無く、路線の対立が見られること、②中国の「改革・開放」と異なり、改革無き開放の限界、③市場としての魅力の乏しさ、④政治・外交的な安定度の差、⑤中国における香港・マカオ・台湾と北朝鮮における韓国の違い、すなわち「三胞資本」(台湾、香港・マカオ、そのほかの華僑)が中国進出に積極的な反面、韓国及び在外僑胞資本が北朝鮮進出に消極的なことなどである。北朝鮮が今日の経済危機から脱出できるかどうかはこれらの点でいかに中国の成功に近づけるかどうかだと締めくくっている。

本書は最近注目されている開城工業団地については触れていない。開城における南北協力は、韓国企業の消極性を嘆いている筆者には歓迎すべき動きなのではないか。著者の見解を聞きたいところだ。更に、日本と北朝鮮の経済関係については在日朝鮮人の動き以外は触れられていない。日本がどう北朝鮮経済に関わってゆくべきかについては続編でお願いしよう。

韓国で出版された原著の購読を北朝鮮当局者に勧めたい。

(ERINA調査研究部主任研究員 辻久子)

客員研究員の雑記帖

新潟県中越地震の体験

私が家族と一緒に日本に来てもう5年になる。家族みんな海外に出て生活するのは初めてのことである。1999年9月に私が先に日本に入り、夫と2人の子供は2000年5月に来た。

多くの日本人や外国人から、なぜ研究と生活の場に日本を選んだのか聞かれる。単純に、同じアジア人として外見が似ているので外国人という感覚がなく、他の大陸にいるよりも幾分心地いいから、と答えている。海外の暮らしが初めてになる子供たちは、何かが違う異質な環境を期待して、知らない国に来ることに興奮していた。来日してみると、周りはモンゴルと同じような顔立ちの人々で、話をしない限りあまり外国にいるという感じがしないことに少しがっかりしていた。これは日本に住む利点の1つである。

しかし、新しい日本の文化と環境に慣れるには多くの課題や困難もあった。例えば、握手をするだけのモンゴルと違い、会ったり別れたりするときにお辞儀をすること、家へ上がるときに靴を脱ぐこと、和風レストランで床に何時間も座って箸で食事をする、ドアを通るときに「男性優先」と思っている日本の男性とぶつからないようにすることである。ただ、これらはそう苦勞しなくとも合わせることができ、私ももう慣れた。

それでも未だに慣れることができなく、「外国人」だと思えることが1つある。頻繁な地震である。この国に来るまでは、わずかな揺れも経験したことがなかった。初めて日本で経験した地震は震度1か2の弱いものだったが、とても怖かった。何もなかったかのような様子の日本人に非常に驚いた。テレビのニュース速報以外には、警報や注意報もなかったのである。

10月23日(土)に新潟県中越地方を襲った地震は、日本で経験した最も強く怖い地震だった。新潟市では震度4を越えなかったが、地球上の全てのものが倒れてくるように思えた。ひとたび地震が始まれば、何もできず、ただ揺れが収まるのを待つしかないのは苛立たしいものである。自然の力の前に、人工物の脆さと人間の無力さを感じさせる。

最初の強震があった時、夫と私は新潟市の中心街にあるスーパーマーケットを出るところだった。初めは地震と気づかず、周囲の商店が一斉にシャッターを閉める時の金属音だと思った。けれども、次に起きる何かを待つように周囲を見回す人々の不安な顔を見て、シャッターの音ではなく地震だと気づいたのである。急いで家に向かい、信濃川にかかる橋の上を走行中に2度目の地震が起きた。マニュアル車を運転する夫が、まっすぐに走れないと言った。

中学3年の息子は、最初の地震の時、一人で自宅にいたが、揺れを怖いとも思わず、私たちが帰宅するとインターネット上でコンピューターゲームに興じていて、重大なことが起きたとは思っていないようだった。ゲームを続けながら、オンライン上の対戦相手と「ああ、地震だ!」と短いメッセージを交わしただけであった。高校1年の娘は、

学校の体育館で柔道の練習をしていて最初の地震に気づかず、自転車で帰宅途中に2度目の揺れが起きた。自転車に乗っていたために初めは気づかなかったが、信号機が揺れているのを見て何が起きているか分かったようだ。3度目の地震は家族全員が家に着いた後に起きた。最初の揺れほどでなくとも私たちの5階建てのマンションはかなり揺れたが、幸い物は落ちなかった。

しかし後になって、私たちが経験した地震は、震度6の地震が襲った山古志村に家族3人で住むモンゴル人の友人の体験とは比べものにならないことを知った。最初の強震が起きた時、ご主人は近くの六日町にいて、奥さんと娘さんが在宅だった。

最初の地震が始まった時、2人は居間でテレビを見ていた。最初は何が起きたか分からなかったが、突然、テレビが目の前の床に落ち、停電で辺りは真っ暗になったそうである。それで地震とわかり、台所に駆け込み、大きいテーブルの下にしゃがんで揺れが収まるまで待った。外から村の人たちの声が聞こえたので2度目の揺れの前に建物から飛び出し、心配そうな人たちと一緒にになった。家の中にいた時の経験はとても恐ろしく、言葉では言い表せないという。まるでパニック映画の中にいるようだったそうである。

最初の地震の後、ご主人は車で家族のいる山古志村に引き返した。走行中に次の大きな地震が起きて道路が歪んでしまう中、とにかく早く家族の元に行く事だけを考えていた。どうやって村にたどり着いたかはほとんど思い出せず、ただ、損害のない道路の端を右、左と運転したことだけを覚えている。3度目の地震が来る直前に家族に会えたという。

友人達は地元の小学校の体育館で2日過ごした後、他の山古志村の人たちと一緒にヘリコプターで長岡市の避難所にたどり着いた。テレビで放送していた自衛隊のヘリで長岡まで移送されたと聞いた私の息子は、自分もヘリに乗りたかったと羨ましがった。

幸いにもモンゴルでは地震は非常に希であり、たとえ起きたとしてもそれほど強くない。日本に比べて人工密度の少ないモンゴルで多くの人々を襲う可能性はほとんどない。1960年代初めにモンゴル西部の山間部で強い地震があり、震源地から500kmも離れたウランバートルでも揺れを感じたと聞いたことがある。その頃、私は子供で、揺れを認識しなかった。

新潟県中越地震に対し、モンゴル政府は異例の対応をした。新潟の人々への支援策として、ウランバートルに1カ月間無料で1,500人分のホテルを提供したのである。悪い提案ではないと思うが、この提案を受け入れる人はいないだろう。地震で自宅を離れなければならなかった人たちのほとんどが、同県内の他の町にある避難所に行くよりも、できる限り現在住む町に残る方を選ぶのだから。

(ERINA客員研究員 エンクバヤル・シャグダル)

研究所だより

理事の異動

〈辞任〉

平成16年10月24日付け

理事 平山征夫（新潟県知事）

職員の異動

〈転出〉

平成16年11月19日付け

調査研究部 客員研究員 趙明哲

（韓国・対外経済政策研究院へ）

編 集 後 記

10月23日午後5時56分、新潟県中越地方を襲った地震は、上越新幹線を激しく揺さぶった。突然、車内が真っ暗になった。次の瞬間、車体はすごい力で持ち上げられ、そして左右に激しく振られた。アッと息を呑んだ瞬間、急ブレーキがかかり、強いGで体は座席に押し付けられた。地震だと気づいた。時速200キロで走行しているのだから、どういうことになるか。列車が脱線転覆する姿が頭をよぎった。「もうだめだ」と観念した。私が乗車した列車は、あの脱線した列車の12分前を走る列車で、辛くも脱線も転覆も免れた。しかし、気が付くと両手は白くなるほど座席の肘掛をつかみ、両足には床を踏み抜かんばかりに力が入っていた。それから5時間に亘り、余震が続く中車内に缶詰となり、11時を過ぎるまで車内に留め置かれた。余震の度に列車はぎしぎしと不気味な音を立てる。

列車が止まっていた高架線から地上に降り立ち、JRが用意したバスで最寄りの駅、東三条駅にたどり着き、電車で新潟駅に到着したのは、もう真夜中を過ぎていた。アパートについてやれやれと思った途端、猛烈な空腹感が襲ってきた。そうだ、何も食べていなかったのだ。（成実）

新潟県中越地震の特徴は、中山間地の問題が浮き彫りにされたことと、風評被害にあると思います。地震復興を最優先に取り組むことで、ERINAが新潟県などと共催する「北東アジア経済会議・特別シンポジウム」が中止になりました。交通の便以外、新潟市などでは直接の被害はないのですが、観光客が県内一円で落ち込むなどの風評被害が大きく、新潟県では「がんばってます!! にいがた」のホームページを開設してアピールするなど、被害連鎖を断ち切ることに懸命です。棚田などの農地を失い、家畜を失い、家を失った中山間地農家は、多くが高齢世帯のためにやり直しがききません。金銭的なものだけでなく、生きがいを失ってしまうとすれば、地震がもたらした闇は深いものになりそうです。

中国でも地方の振興が大きな課題となり、「三農問題」への取り組みと「東北振興」が重要政策として取り上げられています。今号では、東北地方の旧工業基地の改革・改

造・発展への取り組みを取り上げました。国有企業は機能分散され、あるいは分社化されていくものと思いますが、中小企業が参加できるような、機会が均等で規模が適当なプロジェクトがその過程で生まれるかどうかは、もう少し様子を見ていかなければなりません。（中村）

2004年は災害多発の一年となった。新潟では7月に中越地域の三条市を中心に豪雨による水害に見舞われた。黄土色の濁流が信濃川に溢れ、上流から浮遊物が流れてくる光景が忘れられない。そして秋には記録的な数の台風が次から次へと日本列島を襲い、各地で強風や大雨による被害が発生した。

最後は大地が震撼した。新潟市は新潟県中越地震の震源地から80kmほど離れていることもあり、多少揺れに驚いたものの直接の被害を受けなかった。しかし、上越新幹線が不通となったために住民は不便を強いられた。それだけではなく、交通断断を理由に多くの催し物が中止の憂き目に会い、観光地ではキャンセルが相次いだ。地震による経済的打撃は計り知れない。

走行中の新幹線の乗客に死傷者が出るに至らなかったことは奇跡の幸運であったが、阪神大震災の時も似たような幸運に助けられたのを思い出す。いつどこで直下型地震が発生してもおかしくないこの列島で、新幹線の安全性に対して不安を感じる人も多いのではないか。

地震発生直後から、国内外の多くの友人から見舞いのメールや電話をいただいた。中には見舞い品を送ってくださった方もあり感激した。韓国、中国、米国、ロシア、モンゴル、ドイツ、タイなど各国で被害の様子がTV報道されたと聞く。心配してくださった方々に誌面を借りて心からお礼を申し上げたい。（辻）

発行人	吉田進
編集長	辻久子
編集委員	ウラジーミル・イワノフ 中村俊彦 李勁
発行	財団法人 環日本海経済研究所© The Economic Research Institute for Northeast Asia (ERINA) 〒950-0078新潟市万代島5番1号 万代島ビル12階 Bandaijima Bldg. 12F 5-1 Bandaijima, Niigata-City 950-0078, JAPAN tel 025-290-5545 (代表) fax 025-249-7550 E-mail webmaster@erina.or.jp ホームページhttp://www.erina.or.jp
発行日	2004年12月15日
(お願い)	ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載

